

せざるに於ては其慣習たるや商法第一條に徴し之を是認する事を得ざるものとす(四四一號、大阪控訴)

第二章 商人

一 商人とは自己の名を以て商行爲を爲すを業とする者を云ふものにして商事會社の社員のみならず(四六號、二二頁、東京地方)

第三章 商業登記

一 舊商法第六十九條に依れば株式會社が支店を設置し又は廢止したる場合に於ては其所在地に於て登記せざる可からず然れども出張店は支店と異なり本店の一部を行ふ場所にして獨立の營業所にあらざるを以て支店に關する規定を之に適用することを得ず(九九號、七頁、三五、四、四日、大阪控訴)

二 商業登記期間は伸張する事を得(二〇三號、一七頁、三七、四、一九日、東京控訴)

三 商號は歐文を以てするも登記する事を得(一八六號、二三頁、梅博士橫濱地方批評)

第四章 商號

一 會社が株式會社なる商號を附せざるも他に其商號を有する會社なきときは無効とすべきものにあらざり故に約束手形に吉野銀行吉野山支店とありて株式會社なる文字を付せざるも他に同名の銀行なきに依り株式會社吉野銀行なりと認めざるべからず従つて該手形は裏書要件とせる裏書讓渡人の氏名記載の事項を具備せるを以て無効の手形にあらず(一〇九號、二五頁、大阪控訴)

二 會社が商號を記載するには必ず會社たる事を示すべき文字を記載する事を要す(一一一號、二二頁、辯護士冷眼生大阪控訴判決批評)

三 商號は商人が商業上自己を表示するが爲めに使用する名稱にして商號と爲し得べき者は商人の氏、姓名其他の名稱にて商號は其名稱即ち言語にして文字にあらず文字を表彰する記號たるに過ぎず然れども商號は文字に依るにあらざれば之を外形に表示すること能はざるが故に文字を以てするにあらざれば之を登記する事を得ず而して商號の登記を爲し又は登記申請書を作成するには邦文を以てすべきものとす(一四二號、一四頁、三六、五、二五日、橫濱地方)

- 四 商號は歐文を以てするも登記する事を得（一八六號、二三頁、梅博士横濱地方判決批評）
- 五 商會なる文字は商法第十八條に所謂會社に非ずして商號中に會社たる事を示すべき文字を用ゆる事を得ずとの規定に該當するものなるを以て會社に紛らはしき文字を使用する事を得ず（三二三號、六頁、三八、一二月、東京地方）（三三三號、二〇頁、三九、一、一八日、横濱地方）
- 六 會社たる事を示すべき文字なるや否やは現時社會の取引觀念に従ひ決すべき事實問題なり（三九、一、一八日、東京控訴）

第五章 商業帳簿

- 一 商法第二十六條第二項の所謂價格とは其財産の轉換を目的とするものなる否とを問はず客觀的の價格即ち其の際に於ける交換價格を云ふものとす（九二號、二六頁、三五、一四日、大審）
- 二 商業帳簿とは單に商人が商法の規定に従ひ其商業上の計算を明確ならしむる爲め作成する帳簿のみを指すものにあらず其任意に作成したる判取帳の如きも商業帳簿の一種なり（一一九號、一五頁、三五年、大審）

第六章 商業使用人

- 一 會社の支店長は會社を代表するの權限ありと認むるを得ざるを以て支店長名義の裏書は無効とす（四一號、九頁、三四、六、一四日、大阪地方）
- 二 刑事訴訟法第五十四條第二項の無能力者とは秘法上行爲能力なき自然人を指すものなるを以て會社の支配人が爲したる告訴は會社の告訴としては無効なりとす（四一號、一〇頁、三四、五、三〇日、東京地方）
- 三 會社の支店長は全然會社を代表するの權限ありと認むるを得ざるを以て支店長の爲したる手形の裏書は無効なりとす（四四號、二〇頁、大阪地方）
- 四 法令に依り其權限の定めある支配人の如きは民事訴訟法第六十三條に包含する者に非ず訴訟委任の如き裁判上の行爲の一なるを以て支配人に於て之れを爲す事を得べきものとす（九七號、二六頁、三五、六、一二日、大審）
- 五 會社の支店長なるものが其資格を以て約束手形を振出したるときは會社は其手形に對して責任を負ふものとす（一〇〇號、一八頁、大阪地方）

六 株式會社の支店は其會社の營業所にして法律上人格なきも其支店の業務擔任者が法律行爲を爲すは法人たる株式會社を直接に代表するものなれば支店支配人が其取引行爲に關し提出せる訴は株式會社の提起せるものとすべきは當然なり(一三七號、一〇頁、三六、三、三〇日、大阪控訴)

第七章 代理商

第二編 會社

第一章 總則

- 一 會社支店に法律上人格なきは明かなるも人格なきが故に必ず手形の裏書を爲すを得ずと云ふ事能はず(四號、一一頁、岡野博士說)
- 二 商事會社の支店は獨立の法人たる資格を有する事は法律の認めざる處なり従つて支店は法律上訴訟當事者たる能力なきものとす(二一號、五頁、三四、一、一五日、名古屋控訴)
- 三 法人は一定の目的の爲めにのみ人格を有するものなれば其目的以外には法人たる事を認む

る能はざるものとす従つて其目的たる業務の範圍外に於て爲したる會社の保證契約は法律上無効のものとす(三九號、二二頁、三四、五、一〇日、東京控訴)

四 商事會社の支店は法律上人格を有するものにあらす(三五、一〇月、大審)(四〇號、一〇頁、三四、五月、大審)

五 信用契約は銀行營業の主要部分を成すものにして其所謂信用を與ふるは必ずしも現金貸借のみを指すものにあらすして信用を受くるもの、爲めに保證を爲すが如き其一部に屬し所謂銀行取引の一と認むべきや勿論なり故に特に之を禁止せざる以上は銀行營業の範圍内に屬するものと推測するを相當とす(一一二號、六頁、三五、一〇、二四日、大阪地方)

六 會社は契約にあらす又單獨行爲にあらすして集合行爲とも云ふべきものなり(一八七號、一七頁、志田博士說)

七 會社の設立とは單獨行爲の集合なり之を集合行爲と云ふ(一八八號、一九頁、志田博士說)

八 民事會社を商事會社に變更する事を得(四四三號、三頁、高窪辯護士說)

九 金錢を預り之を預主に拂渡す代りとして預金者の債權者と保證契約を爲すは定款違反なりと云ふを得ず(二六三號、一四頁、梅博士大審判決批評)

一〇 法人が其目的の範囲内に於て爲したる行爲なる以上は良しや其行爲を爲すに付ての手段が定款の規定に反するも其の行爲は無効にあらず（四七四號、九頁、四〇、一一、二六日、東京控訴）

第二章 合名會社

第一節 設立

- 一 行政區劃の變更に依る町村名改稱ありたる等の場合に於ては登記を爲すの必要なきものとす（二七號、八頁、三四、三、五日、大審）
- 二 商法第五十三條に所謂五十一條に依り登記したる事項に異同を生じたる時とは單に變更に係ると將た廢止に係るとを問はず總て變更登記として登記すべき律意なり（四八號、二五頁、三四、六、二一日、大審）
- 三 商法第五十三條の規定に依りて登記を爲すことを要する住所の變更とは住所の位地に移轉を生じたる場合に止まらずして土地の名稱に變更を生じたる場合も亦之を包含するものとす（四三八號、一二頁、四〇、六、一七日、長崎控訴）

四 商法第五十三條の登記事項に變更を生じたるときとは會社の所在地並取締役監査役の住所等に異同を生じたる場合は勿論行政區劃改正の結果土地の名稱に變更を生じたる場合をも指稱するものなり（四四七號、八頁、四〇、八、六日、大審）

第二節 會社の内部の關係

- 一 一個人の資格に於て有する權利義務を自己の社員たる合名會社に引繼くに當りては當然代表社員たるの資格なきを以て定款又は總社員の同意を以て特に斯かる場合に其會社を代表すべき社員を定めざる以上は自己以外の他の社員に於て會社を代表することを得るものなるを以て自ら同會社を代表して右引繼を受けたる事を主張せざる以上は單に登記簿上會社の代表社員なるの故を以て同一の法律行爲に付て相手方の代理を爲したるものと斷定する事を得ざるものとす（三八、二、二〇日、大審）
- 二 出資金拂込の義務は會社の解散を命ぜらるゝも消滅するものに非ず他に繫屬する會社解散請求訴訟に於て定まるべき會社解散の命令又は其請求の棄却は決して出資金請求訴訟の裁判に對し先決的性質を有するものにあらず（四三八號、一二頁、四〇、七、四日、大阪控訴）

第三節 會社の外部の關係

第四節 社員の退社

第五節 解散

- 一 會社合併の場合に於ける登記期間は單に決議の時より起算するにあらずして實際合併を爲したるときに爲さざるべからず従つて其成立のときより起算して二週間に登記すれば違反と云ふ事を得ざるものとす(五一號、一六頁、大審)
- 二 商法第八十二條に所謂權利義務とは會社の物權債權等の資産及債務を謂ふものにして株主が其資格に於て有する權利即ち一の社員權たる株主權を包含せず隨つて合併に因りて消滅したる會社の株式は合併に因りて設立されたる會社に承繼さるべきものに非ず然れども株主は合併に因りて消滅したる會社に對しては解散の登記を爲すまで又合併に依りて設立せられたる會社に對しては設立の登記を爲すまで株主權の存續を主張し得べし(四七一號、一一頁、四〇、一、二六日、東京控訴)

三 生存者間に於ける權利義務を移轉するには法律上特別の明文なき限りは之に必要な各別
の行爲を爲すに非ざれば其效力を生ぜず従つて商法所定の手續を履踐せずして合併したる會
社間に於ける權利義務の包括的承繼は法律上無効なり(四七六號、八頁、四〇、三、一八日、東
京地方)

四 出資金拂込の義務は會社の解散を命ぜらるるも滅するものに非ず即ち他に繫屬する會社解
散請求訴訟に於て定まるべき會社解散の命令又は其請求の棄却は決して出資金請求訴訟の裁
判に對し先決的性質を有するものにあらず(四三八號、一二頁、四〇、七、四日、大阪控訴)

五 合併に因りて消滅したる會社の株式は合併に因りて新たに設立したる會社の株式とは全然
別異のものなれば之れを目的としたる質權も亦た合併に因りて當然消滅するものとす(四〇、
一二、六日、東京控訴)

第六節 清算

一 商法第九十五條は會社の負擔たる債務の悉皆を償却したる後にあらざれば其財産を分配す
る事を得ずとの律意なりとす(九八號、二五頁、三五、六、二五日、大審)

二 清算人が社員に對し出資金を拂込ましむるには通常債權の取立を爲すべき場合と異り必ず清算の爲め必要なる事由を明示せざるべからず（一二三號、八頁、三五、一二、二四日、大阪控訴）

第三章 合資會社

- 一 合資會社の社員が商法第八十三條に依り其解散を請求するには地方裁判所に向つて訴を提起し解散の判決を求むべきものにして申請の手續に依る可きものにあらす（九八號、五頁、三五、六、一八日、東京控訴）
- 二 會社の無限責任社員は會社が其の債務を辨濟し得ざる場合にのみ自己が會社の債務を辨濟する責を負ふものなれば會社が其の債務を辨濟する資力あるときは社員には辨濟の責任を生ずるものに非ず（四一六號、九頁、四〇、二、一八日、東京控訴）
- 三 合資會社の無限責任社員は會社の債務に就ては絶対に其責を負ふべきも其責任たるや會社の全財産を以て全債務を辨濟し能はざる時に生ずるものとす（四五八號、七頁、仙臺區）

第四章 株式會社

第一節 設立

- 一 株式引受の申込を取消し爲めに實體上株主にあらざるものに對し形式上株主たるの故を以て失權處分を爲し若くは競賣處分を爲すも之れが爲め其株主等は毫も痛痒を感ずべき理なし又會社より賠償を求めらるゝも之に應ずべき義務を發生すべき謂はれなきものとす（四八號、八頁、三四、七、二六日、東京控訴）
- 二 株式拂込済の登記後株主は株式引受けの申込みを取消し得ざるものなれば斯る株主等に於て之れが取消を爲したりと稱し増資の新株に對し拂込金を爲さず却て拂込金の返還を求むるは失當にして會社より第二回株金拂込の催告狀及び競賣處分の通告ありたるにも不拘拂込の義務を盡さずして爲めに損害を生せしめ之れを賠償せざるを得ざるに至るは其責斯る株主にありとす（四八號、八頁、三四、七、二六日、東京控訴）
- 三 商法第四百四十一條第七號には取締役及び監査役の任期を登記すべき規定なしと雖も再選すれば更に之れを登記す可き法意と解釋せざるを得ず何んとなれば同一のものが再び監査役に

- 選任せらるるも是全く改選の結果にして即ち監査役に變更ありたるものに該當するものとす
(四九號、二三頁、大審)
- 四 取締役の死亡は商法第五十三條の所謂登記事項の變更なり(一五七號、一七頁、三六、七、九日、大審)
- 五 會社設立後支店設立登記期間の起算點は株主總會の決議の日にあらずして現實支店の開設ありたる時を以て起算點とす(一四三號、一六頁、大審)
- 六 取締役又は監査役を株主總會に於て選舉したるときは選舉の日より二週間内に登記すべきものにして就任承諾の日より之れを起算すべきものにあらず(一五七號、一二頁、大阪控訴)
- 七 取締役の變更の登記は二週間内に本店及支店の所在地に於て登記を爲すことを要し民事訴訟法の規定に従ひ距離に應じ里程の猶豫を與ふるの限りにあらず(一五九號、一三頁、大阪控訴)
- 八 商法第四十條の場合に於ても第四十二條の規定を準用し登記後に爲したる株式申込の取消は無効なり何んとなれば若し取消し得べきものとせば世人をして會社の成立に對する信用を不安ならしむるを以てなり(二八三號、六頁、三八年、東京地方)

- 九 商法の規定に適合せざる株式を發行したるときは其登記を申請することを得ざるものとす(四一九號、一一頁、四〇、二、八日、大阪控訴)
- 一〇 取締役辭任登記期間の起算點は辭任と同時に生ずべきものとす何んとなれば辭任は單獨行爲にして辭任と同時に效力を生ずるものなればなり(四七二號、一三頁、神戸地方)
- 一一 商法第三十六條は創立總會終結前に適用せらるゝのみならず總會終結後即ち會社成立後にも亦適用せらるゝものとす(四七七號、一一頁、東京控訴)

第二節 株式

- 一 登記前に爲したる株式の讓渡は法律上禁止する處なり(三二號、五頁、三四、四、二一日、東京控訴)
- 二 株式會社が資本増加を爲すも未だ其登記を爲さざる以上は其新株の讓渡又は豫約をも爲すを得ざるを以て登記以前に爲したる株式の讓渡又は豫約は無効なりとす故に無効の契約を基本として爲したる賣買手付金の請求は其當を得ざるものとす(四一號、八頁、三四、五、二一日、松本區)

- 三 會社の株主が會社及び其他の者に對し株主として負擔する責任は如何なる場合に於ても其引受又は譲受けたる株式金額に止まるものとす（四三號、九頁、三四、五、二二日、大審）
- 四 舊商法に於ける株券の賣買は株主が其權利を證明する株券其物の賣買にあらずして株式の賣買即ち株主權たる債權の賣買に外ならず（四三號、九頁、三四、五、二二日、大審）
- 五 會社が資本の半額以上を失ひたる場合には取締役は株主總會を招集する職責あるも株主は取締役が此職責を盡さずとの理由を以て自己の業務たる株金の拂込を拒むことを得ず（六〇號、七頁、三四、一〇、一五日、東京地方）
- 六 株金の拂込義務は他の株主の株金拂込の義務とは全く特立のものにして株主は他の株主が株金の拂込を爲さずとの理由を以て自己の拂込を拒むことを得ず（六〇號、七頁、三四、一〇、一五日、東京地方）
- 七 競賣法に依り株式を取得したる者が次回の拂込を爲さざる場合に於ける前株主は法律上讓渡人にあらずるを以て爾後拂込に對し商法第五百十三條第三項を適用し得べからざるは勿論其後の拂込に就ても擔保義務なしとせざるべからず（六八號、一頁、法學士岡崎正也氏説）
- 八 株主が株金の拂込を爲さざる爲め商法の規定に依り其株式を公賣に付せらるるも其公賣に

して違法に因り無効なりし時は會社は之に對し拂込の義務履行を要求するは格別其不履行を原因とし損害賠償の性質たる不足金の要求は之を許可すべきものにあらず（七三號、八頁、三四、二二、二三日、大阪地方）

九 會社が株券を書換ふるは株券の真正なることを保證するにあらずして株主の變更を承認するに過ぎず左れば其書替を爲したる株券が偽造なりしときは書替を爲すも何等の效力を生ずるものにあらず（八四號、二七頁、三五、二、二八日、大審）

一〇 株券の記名者が其株券に白紙委任狀を添附するは之れを所持するものをして自由に處分することを得せしむるに外ならざれば之れと取引したる善意の第三者が株券の上に得たる權利を無効なりと云ふを得ず（九四號、七頁、大阪控訴）

一一 會社設立登記前に爲したる株式の賣買は無効なるを以て該代金支拂の債務なきことを知りながら金員を讓渡人に給付したるときは給付の當時債務の存在せざることを知り既に自ら損失を被ることを承諾せるものなれば之れが返還の請求を許すべきものにあらず（九七號、一八頁、大阪控訴）

一二 公告は催告と同視すべきものにあらず故に公告は特殊の規定若くは意思表示あらずる限

りは以て催告に代ふること能はず従つて株式拂込の催告を公告を以て爲したるときは無効なり(一一〇號、一八頁、三五、一〇、九日、大審)

一三 株式會社登記前の株式即ち權利株の譲渡は其普通の賣買たると公賣たると將た又任意たると強制たるとを問はず絶対に無効なり(一一五號、二三頁、大審)

一四 株式會社が商法第五十二條の手續を履みたるに拘らず株主が株金の拂込を爲さざりしときは同法第五十三條第一項の規定に因り其權利を失ひたるものなれば縱令競賣代金が滞納金額に充て尙ほ剩餘ありたればとて株主は之に對し何等の權利を有するものにあらず(一一六號、八頁、東京控訴)

一五 商法第五十三條第一項に所謂株主が拂込を爲さざるときは其權利を失ふとは單に其株主は會社の利益の爲めに其權利を失ふとの法意にして其資格をも之を失ふとの旨趣にあらず故に同條第三項の競賣に依り競落人が取得したる株式は同條第一項に所謂株主の移轉したるものにして該株主は即競落人に對しては讓渡人なりとす(一二〇號、七頁、三五、一〇、一〇日、東京控訴)

一六 商法第五十三條は株式讓渡人の責任を明にして以て株式拂込を確實にせんとする趣旨

なるを以て株式所有者の未納額全部に付き各讓渡人に擔保の義務を負擔せしめたるものにして其義務は民法の保證債務に外ならざること疑を容れざる所なり従つて自己の出捐を以て共同の免責を得たる者は他の株式讓渡人に對して之か求償權を有すること亦明瞭なりとす(一一三號、二〇頁、三六、二、六日、大阪地方)(一三六號、二〇頁、大阪地方)

一七 商法第五十三條第三項の株式競賣を爲すは競賣法によるの限りにあらず(一二三號、二二頁、三六、三、六日、神戸地方)

一八 商法第五十三條第三項の株式の競賣は競賣法によるべきものとす(三六一號、二二頁、三九、六、一四日、大審)(四四五號、八頁、四〇、七、八日、長崎控訴)(二七九號、五頁、大阪地方)(二八六號、二頁、清家判事説)(二八八號、一九頁、名古屋地方及京都地方)(三五六號、九頁、三九、五、七日、長崎控訴)(三五七號、二五頁、判例批評)

一九 商法第五十三條により會社が株式を競賣したるとき滞納金額を控除し剩餘を生ずるときは其金額は會社の利益とす何んとなれば従前の株主は權利を失ひ株式は會社に歸屬するを以てなり(一三八號、一六頁、大審)

二〇 商法上株金拂込の債務は一種特別の性質を有するが故に法律規定による外は金錢を以て

拂込を爲すか又は會社の承諾を以て會社に對する債權と相殺するにあらざれば消滅せざるものとす隨て假令當事者間に承諾あるも代物を以て之を辨濟し又は其履行に代へて手形若しくは債權證書を授受するも之が爲めに株金拂込の債務は消滅すべきものにあらざり(三六、九、二二日、大審)(二五一號、一七頁、三七年、東京地方)(四四五號、一〇頁、四〇、八、一〇日、東京控訴)

二一 商法第五十三條の讓渡人間の義務は全部義務なり而して求償權は直接の讓受人に對してのみ之を有するものにして(但不當利得を原因とし従前の株主は求償し得るを勿論なり)之を踰越して其以後の讓渡人に對し直接に求償し得べしものにあらざり(一九五號、一五頁、大審)

二二 株金拂込は商行為にあらざり且我商法は之に關し何等明文を存せざるを以て民法の規定に従ひ年五分の割合に於て請求すべきものとす(二四九號、六頁、三七、一、八日、東京地方)

二三 株式讓渡を株主名簿に記載してより失權通知書發送の日附に至るまでに既に二ヶ年を経過したるときは商法第五十四條に依り讓渡人の責任は右二年の経過と共に既に消滅に歸したるものと云はざるべからざる蓋し商法第五十三條第二項に依り株主に對して一定の期間内

に拂込むべく及び之を爲さざる時は株主の權利を失ふべき旨を通知したるも尙其拂込なきと
きに於て株主の株金不拂込の事實確定し讓渡人が補充の責任を盡すべき事由茲に生ずるを以
て讓渡を株主名簿に記載してより二年内に商法第五十二條第二項の通知に指定したる期日
を経過し株主失權の事實を生ずるにあらざれば讓渡人の責任は消滅に歸するものとす(二八
九號、八頁、三八、六月、東京地方)

二四 商法第五十條の規定中に存する對抗することを得ずとの語は株式の讓渡人若しくは讓受
人は同條規定の手續を了するにあらざれば會社及び其他の第三者に對して讓渡行為の效力を
利用することを得ざる趣旨を聲明したるに外ならずして會社及び其他の第三者の爲めには其
行為成立せずとの趣旨にあらざること明かなり故に會社は同條規定の手續未了の前と雖も讓
渡人に對して讓渡行為の存在を主張することを得べし(三八、一一、二日、大審)

二五 會社設立登記前の株式の讓渡は無効なり(三五六號、七頁、三八、一二、二日、東京地方)

二六 株主會社が商法第五十三條第三項に規定せられたる株式讓渡人に對する株式競賣不足
額に對する求償權を行ふには同條第二項に依りて拂込の催告を爲したるのみならず同法第百
五十四條の法定期間内に之れが權利を行はざる可らざるものとす(三五六號、二〇頁、三九、

三、三一日、大審)

二七 権利株の賣買は法律上全然無効なり而して其権利株讓受人の株金拂込は第三者の辨濟なり(三八六號、一六頁、三九、九、二二日、大阪控訴)

二八 株金拂込の債務は法律の規定によるの外金錢を於て拂込を爲すか又は會社の承諾を得て會社に對する債權と相殺するにあらざれば消滅すべきものにあらざるを以て假令拂込義務者と會社との間に於て代物辨濟又は更改等に因り之を消滅せしむべき合意を爲すも其効なきものなりと雖も會社が株主に對し引渡すべき金錢を以て株金に流用し以て現實に金錢を授受するの煩を避け法律上授受ありたると同一の效力を生ぜしむる契約を爲したるときは其効あるものとす(三八五號、一三頁、三九、九、二二日、大審)

二九 一時に金錢を拂込まざる二十圓の新株を發行したる場合に於ては其株式は商法の規定に適せざる不法のものなり(四一九號、一〇頁、四〇、二、八日、大阪控訴)

三〇 會社が其設立登記を爲さざる以前に於ける株式(所謂權利株)の讓渡并に其豫約は假令如何なる名義を以てするも無効なり(四一九號、一一頁)

三一 商法第五十二條の催告及び通知を受けたる株主が未成年者なる場合に於ては拂込を爲

さざるも失權を來すべきものに非ず従つて商法第五十二條第二項及び第三項に規定する讓渡人の責任は未だ發生せざるものとす(四五七號、九頁、四〇、九、二七日、大審)

三二 株式競賣の場合に於て讓渡人が會社に對し其競賣せられたる株式の不足額を辨濟すべき義務は數人相次で株式の讓渡を爲したる場合に於ては各讓渡人が平等の割合を以て之を負擔すべきものにあらずして各自が其不足額全部に付き辨濟の責に任すべきものとす(四七二號、八頁、四〇、一二、四日、大審)

三三 株券にして讓渡されたる以上は拂込の催告を受けたる後なると否とを問はず株金拂込の義務は株式に包含せられたる儘其讓受人に移轉するものなり(四三七號、一三頁、四〇、六、二五日、大阪控訴)

三四 會社は眞實に株式を取得したる者に對してのみ株式の名義書換を爲すの義務あり故に株式取得の效力に疑ある場合に於ては假令新株主と舊株主と連署の上名義書換の請求を爲すも會社は其權利の實體に立入り調査するの權利を有す(四四〇號、一二頁、東京地方)

三五 株式會社が拂込不履行の株主に對して商法第五十二條第一項若くは定款に定めたる期間より少く催告期間を以て爲したる拂込の催告に基きて發したる失權豫告の通知は假令株主

が期間の利益を抛棄したる場合と雖も商法第五十三條第一項に規定したる效力を生ずるものに非ず(四四二號、一一頁、四〇、六、二七日、大審)

三六 記名株式の譲渡は譲受人の氏名住所を株主名簿に記載し且つ其氏名を株券に記載するに非ざれば之を以て會社其他の第三者に對抗することを得ず縱令株主名簿及株券名義書換手續未了が會社の怠慢に基ける場合に於ても猶且つ譲受人は會社其他の第三者に對抗することを得ず(四四二號、一六頁、名古屋控訴)

三七 商法第五十四條の規定に依る株式譲渡人たる責任の消滅は其譲渡を株主名簿に記載したる時より二年内に會社が株式譲渡人に對して商法第五十三條に規定せる責任の履行を請求せる事實なき場合に生ずべきものとす(四四五號、六頁、四〇、七、八日、長崎控訴)

三八 商法第五十三條第三項の規定は株金全額株込前に爲したる總ての株式譲渡人をして各自に株金未納額全部を擔保する義務を負はしめたるものに外ならず従つて株金の拂込なき爲に會社の被むりたる損害金及び違約金に付ても亦總ての株式譲渡人に於て各自に其金額を賠償すべき責あり(四四五號、六頁、四〇、七、八日、長崎控訴)

第三節 會社の機關

第一款 株主總會

一 總會の召集手續又は其決議が法令又は定款に反することを理由として以て決議無効の宣告を請求することを得るものは株主にして假令株主たる監査役と雖も監査役の資格にては訴を提起することを得ず(八號、九頁、東京地方)

二 商法第六十三條第三項は起訴の要件にあらざれば縱令第一審に於て其手續を缺きたりとするも無効請求者の資格にして異動を生ぜざる限りは其二審に至り之を追補したるときは其追補は固より有効なるを以て之に基き其請求を不適法なりと云ふを得ず(七七號、七頁、大阪控訴)

三 株式會社に於て定時總會と臨時總會とを區別する標準は決議事項の如何に依るべきものにあらずして其招集時期の豫め一定せると否とに在るものとす(八七號、五頁、三五、四、二九日、東京地方)

四 臨時總會に於て決議すべきものを定時總會に於て決議したることを不法とすれば其不法は

決議の實體に關するものにして招集の手續又は決議の方法に存するものにあらざれば之を理由として商法第六十三條に依り決議無効の宣告を請求することを得ず(八七號、五頁、三五、四、二九日、東京地方)

五 航海を業とする株式會社の定時總會に於て航路擴張及び船舶改良資金に付き決議するもの等々の事項は利益配當に關する附屬的のものにして獨立の決議事項にあらざれば利益配當に付き豫め通知しある以上は右事實を通知し置かざればとて其の決議を無効なりと云ふを得ず(八七號、五頁、三五、四、二九日、東京地方)

六 取締役は定款に定めたる一定の員數の株式を監査役に供託せざるときは取締役として適法の資格を有せざるを以て斯る取締役の招集に係る株主總會の決議は無効なり(八九號、九頁、大阪控訴)

七 前項の決議に對し無効の宣告を請求するには其資格に瑕疵ある取締役に對して之を爲すも形式上有効なりとす(八九號、九頁、大阪控訴)

八 商法第六十三條第三項の株券を供託すべき條件は訴訟進行中何時にても其手續を爲し之を追補し得るものとす(九五號、二五頁、三五、五、二一日、大審)

九 無効の宣言を受けたる事實なき總會の決議に對しては縱令總會招集の手續又は其決議の方法に不法あるも之を以て直ちに右決議を不法視するを得ず(九八號、二五頁、三五、六、四日、大審)

一〇 商法第五十六條第二項の規定は株主をして總會の目的及び其總會に於て評決せらるべき事項如何を豫知することを得せしめ其決議權を行ふに付き十分の準備を爲さしむる規定なるを以て會社が株主に爲す總會の通知には其議事日程たるべき事項如何を了解することを得せしむるに足る記載あることを要す(九九號、一四頁、大審)

一一 會社が株主に爲す總會の通知は總會に付すべき會議の内容を示すを要せず(一一一號、九頁、梅博士大審判決批評)

一二 商法第五十六條により會社が各株主に對し爲す總會の通知には總會の目的及び決議に付すべき事項の内容を示すことを要す(一二〇號、一七頁、三五、一二、一三日、東京地方)

一三 商法第六十三條に規定せる株主總會決議無効の判決は普通の場合と異り裁判所に於て無効を宣告したるとき始めて其決議が何等の效果をも發生せざるものに係り講學上所謂創立的判決の一種なり之を換言すれば無効宣言の判決は將來に向つてのみ其效果を生ずるものに

して該判決確定以前に其効果を溯及するものにあらず（二二一號、九頁、三五、一一、一七日、大阪地方）

一四 商法第五十六條第二項の規定は株主をして總會の目的及び其總會に於て評決せらるべき事項如何を豫知することを得せしめ其議決権を行ふに付き十分の準備を爲さしむる規定なるを以て會社が株主に爲す總會の通知には其議事日程たるべき事項如何を了解せしむるに足る記載あることを要す（二二一號、一四頁、三七、五、二日、大審）（一〇二號、一九頁、東京銀行集會所決議）

一五 株式會社に於て株主總會を招集するには定時總會たるを臨時總會たるを問はず會日より二週間前に各株主に對して其通知を發することを要す而して二週間の期間計算に付ては商法に於て別段の規定なきを以て民法の規定に従ひ週を以て期間を定めたるときは期間の初日は之を算入せず且つ始めより期間を起算せざるときは期間は最後の週に於て其起算日に應當する日の前日を以て滿了すべきものとす（二五五號、四頁、三七、一二、三日、浦和地方）

一六 株式會社の株主總會の決議は株主に新なる負擔を加へざるときは（即ち資本減少及び其減少の方法の決議の如き）總株主に對して當然其效力を及ぼすべく各株主は其決議に服従すべき義務あるものとす（三一五號、一〇頁、三八年、大阪控訴）

一七 株主招集通知は株主名簿に株主として記載せられたる者に對して之を發すべきものにして未だ株主名簿に記載せられざる相續人に對して之を發することを要せず（四〇、五、二〇日、大審）

一八 株主總會開會期日の二週間前に株主に對して總會招集の通知を發せずとするも株主より法定期間内に其決議無効の宣言を裁判所に請求し其判決あるにあらざれば該決議は無効となるべきものにあらず従つて法定の期間内に該請求を爲さざるに於ては總會の決議は有効に存在するものとす（四七七號、一一頁、東京控訴）

第二款 取締役

- 一 會社の取締役は株主總會に於て選任せられたるものなれば取締役にして之が辭任を爲さんとするには亦株主總會に其申込を爲すべきものとす（五〇號、二二頁、大阪地方）
- 二 取締役の辭任は残りの取締役に其意思を表せば法律上有效なりとす（五〇號、二二頁、大阪控訴）

- 三 株式會社の取締役の筆頭を頭取又は社長と稱するは顯者なる慣習なり而して取締役は取締役以外の名稱を用ひて代表權を行使すべからずとの法則なきを以て事實會社の取締役たる以上は頭取の名稱が法律語にあらざるが爲め會社の爲めに爲せる訴訟行爲が代表行爲たるを得ざるの理由なし（八八號、四頁、三五、四、二五日、大阪控訴）
- 四 株主總會に於て取締役に選任せられたる取締役は假令定數の株券を監査役に供託する前と雖も他の資格に缺くる所なくんば取締役として十分の權限を有するものとす（九二號、一六頁、梅博士説）
- 五 取締役の選任又は辭任は單獨行爲なるが故に一方の意思表示により其效力を發生し敢て當事者双方の意思合致を俟つて後其效力を發生するものにあらず（一二二號、八頁、三五、一二、四日、名古屋控訴）
- 六 會社重役の辭任は總會に於て之を承諾せざれば其効なし（一四七號、五頁、岸本氏説）（一七六號、一八頁、三六、一〇月、横濱地方反對）
- 七 株式會社の株主總會に於ける取締役の選任決議の效力の委任關係を生ずるものにあらず故に其效力は被選任者の承諾を待たずして發生す（一三六號、一九頁、三六、三、一四日、大審）

（三四五號、一三頁、梅博士説）

- 八 取締役が監査役の承認を経ずして會社と取引したる場合は其契約は無効にあらず取消し得べきものとす何となれば商法第七十六條は公益規定に非ざれば當事者之が取消を求め得るに止まり無効となすべきものにあらず（一二二號、一八頁、三五、一二、二三日、東京控訴）（一六九號、一四頁、三六、一〇、三日、大審）（二六八號、一三頁、三八、二、七日、大審）
- 九 取締役が監査役の承認を経ずして會社と取引を爲したるときは其契約は無効なり（二六九號、一二頁、梅博士説）
- 一〇 會社の取締役が監査役の承認を得ずして或る取締役が他の取締役に對し振出したる手形は無効なり（一七二號、二三頁、梅博士大阪控訴判決批評）（但し大阪控訴院は右の手形は無効にあらずして唯善意の裏書讓受人に對抗することを得ざるのみと判決せり）
- 一一 會社の取締役が定款に於て定りたる目的の範圍内にあらざる他人の債務の保證を爲したる行爲は會社の行爲にあらずして取締役一己の行爲なり故に此行爲に就ては會社は責任を負はず（二二三號、二三頁、三七、五、二三日）
- 一二 會社の取締役は株主總會に解任を求むるの外自ら進んで辭任を爲すことを得ず（二五七

- 號、二〇頁、三七年、東京控訴)
- 一三 取締役は支配人を兼ねることを得ず(二七一號、一六頁、三八、三、二七日、東京地方)
 - 一四 株主は直接に其取締役若しくは清算人に對して訴訟を提起する権利なし(二七六號、一九頁、三八、四、一四日、大審)
 - 一五 株式會社の取締役は其會社を代表するの權利あることは商法第七十條の規定する所なれば假令定款に社長は會社の全般を代表する旨を規定するも之を以て他の取締役の權利を制限したるものと云ふを得ず況んや該法條は公益規定なれば定款を以て法與の權利を制限することを得ず(二八三號、九頁、越ヶ谷區)
 - 一六 取締役は支配人を兼ねることを得(二八四號、一六頁、三八、五、二四日、東京控訴)
 - 一七 會社と取締役との關係は委任關係なり(三二七號、二三頁、三八、一二、二三日、東京控訴)
 - 一八 取締役の選任は一の任命にして被選任者の承諾を俟たずして株主總會に於て選任したるときは其選任の時より直ちに效力を生ず(三五八號、二頁、鈴木氏說)
 - 一九 取締役の任期は三年を超ゆることを得ざるを以て取締役は法定の任期満了と共に當然其資格を失ふものとす(三八七號、一三頁、三九、八、二四日、長崎控訴)

- 二〇 會社の取締役は辭任を爲すことを得株主總會の承認を得ることを要せず(二四五號、一三頁、梅博士東京控訴判決批評)(三五八號、三頁、鈴木判事說)
- 二一 會社重役の爲したる過失の責任は重役の負ふべきものとす(三八五號、二二頁、大審)
- 二二 會社の取締役は會社と民法上の所謂雇傭關係を有するものにあらざるなり(四一八號、一二頁、四〇、三、一九日、大審)
- 二三 取締役辭任登記期間の起算點は辭任と同時に生ずべきものとす何んとなれば辭任は單獨行爲にして辭任と同時に效力を生ずるものなればなり(四七二號、一三頁、神戸地方)
- 二四 取締役が自己又は第三者の爲めに會社と取引を爲す場合に於ける監査役の承認は其取引ありたる後に於て爲すも有効にして此場合の承認は民法に所謂追認にあらず(四〇、一一、二六日、大阪控訴)
- 二五 株式會社の取締役が其業務執行上施すべき注意の程度に付きては商法中別段の定めなく且又合名會社に於けるが如く民法の組合に關する規定を準用する規定も之なしと雖も善良なる管理者の注意を用ゆるの職責を負はしむるは法理上當然の筋合なり(四三九號、一〇頁、四〇、七、二日、大阪控訴)

二六 會社の取締役は法定代理人なり（一三七號、三頁、岡松博士説）

二七 商法第七十六條の規定は取締役が會社を代表せずして會社と取引を爲す場合の規定なり會社を代表するときは民法第八條により固より無効なり（三九、二、二七日、大審）

第三款 監査役

一 監査役が會社の帳簿を検査するの權は會社の内部に於ける機關と機關との間の關係にして監査役を信任して附與したる職權なれば性質上其人に專屬し他人に代理せしめ得べものにあらず（三〇號、二頁、東京地方）

二 監査役の再選は總會に於て其任期満了後に於て爲さざるべからず満了前に選任したる決議は不適法なり（一三七號、二〇頁、横濱地方）（一四一號、一七頁、東京控訴）

三 會社が取締役を個人の資格に於て訴ふる場合には商法第八十五條を適用するの限りにあらず（一八九號、二五頁、三七、二、二二日、東京地方）

四 監査役の任期満了前に爲したる選任は有效なり（二〇二號、一一頁、梅博士説）

五 監査役の豫選は無効なり（三三三號、二三頁、三八、一一、八日、大阪控訴）

六 株式會社の監査役は其會社との間に雇傭關係の存するものにあらざるを以て會社の雇人と云ふを得ず（四〇八號、一〇頁、三九、二、一四日、長崎控訴）

第四節 會社の計算

一 貸借對照表に再割引手形を記載するは不法なり（五八號、四頁、大原信久氏説）

第五節 社債

第六節 定款の變更

一 商法上資本減少の方法に對しては何等の制限規定なきを以て苟も法意に反せざる以上は如何なる方法によりても資本の減少を爲すことを得るものとす（一七一號、六頁、三六、一〇、一四日、京都地方）

二 會社の目的を變更する定款變更は之を爲すことを得ず何となれば會社は目的の範圍内に於てのみ成立するものなれば目的を變更するときは又た成立せざる事となればなり（二九九號、四頁、淺田氏説）

三 名稱の變更に因ると位置の移動に因るとを問はず均しく住所の變更なりと雖も名稱の變更に因る住所の變更は株主總會の決議を要すべき定款の變更を生ずるものにあらす(四三八號、一二頁、四〇、六、二七日、長崎控訴)

第七節 解散

第八節 清算

一 會社の解散の場合に於ては其登記と同時に解散當時取締役の代理權は當然清算人に移るものとす(五號、一五頁、三三、一〇、二日、奈良地方)

二 株主總會決議取消の訴の如きは商法第九十一條第一號に該當すべきものなれば清算人に於て之が訴訟行爲を爲すも違法にあらす(七七號、七頁、大阪控訴)

三 株式會社の清算人が清算中新に株主に對し株金の拂込を請求するには商法第二百二十七條第九十二條に依據せざるべからずと雖も會社の解散前に於て既に拂込を爲すべきものを偶々解散後に至り之を請求するも右兩條に従ふを要せず(八四號、五頁、三五、三、二二日、大阪地方)

四 清算報告の承認の決議は清算人の責任を解除する効果を生ずるは勿論なるも之に依り株主の各個に對する關係に於て會社財産を以て其債務を完済するに足らざる事實を確定し延て株主に對する株金拂込を求むる會社の權利を確定する効果を生ずるものにあらす(一〇〇號、三頁、三五、七、九日、大阪地方)

五 會社解散するも法人たる資格の消滅するに至るまで之が監督機關の存在すべきものなるを以て株式會社解散の場合に在りては監査役は清算の終了するに至るまで其職務に従事せざるべからず(一〇五號、六頁、三五、八、一六日、大阪地方)

六 監査役の職務は清算の場合に於て清算事務を監督するものなれば清算事務の進行に阻害を來すが如き場合には何時にても株主總會を招集し得るものとす(一〇五號、七頁、三五、八、一六日、大阪地方)

七 會社に現存する財産を以て會社の債務を完済するに不足なるときは清算人は株主をして辨濟期に拘らず株金の拂込を爲さしむることを得るものとす(四七七號、一二頁、東京控訴)(四四二號、一二頁、四〇、六、二七日、大審)

八 株式會社が解散して取締役が清算人と爲る場合に於ては清算人の選任登記を要せず(四五

○號、一九頁、東京控訴)

第五章 株式合資會社

第六章 外國會社

第七章 罰則

- 一 商法第二百六十一條第一項第九に所謂不正の記載とは記載一切の正しからざるものを云ふものなれば過失に基く場合と雖も亦規定中に包含するものとす(九二號、二六頁、三五、五、一四日、大審)
- 二 登記申請の義務を怠りたる時理事數名ある場合には法律上又は定款上何人又は何名が其義務を負擔するやを定め以て處罰すべき者を決定せざるべからず(九三號、二六頁、三五、六、四日、大審)
- 三 清算人が商法第二百六十二條第十號の規定により民法第七十九條の期間内に或權利者に辨濟を爲すを得ざるは債權の期限が到來せざるが故にあらずして唯其履行につき制限を爲した

るものと解釋するを妥當とす従つて右の場合に於て満期日を經過したる手形債務は未だ期限前のものなりと爲すを得ず(九七號、八頁、東京地方)

四 無効の小切手を振出したるものは商法第五百三十六條に規定したる所謂小切手を振出したるものに該當せざるに付き過料の責任なし(一〇三號、一八頁、東京地方)

五 商法第二百六十二條第十號は清算人が民法第七十九條の期限内に或る債權者に辨濟を爲したる場合に於ける制裁なるが故に該條は合名會社又は合資會社の清算の場合に適用す可きものに非ず(一一九號、九頁、三五、一〇、二四日、大阪控訴)

六 株式會社の取締役又は監査役の辭任したる場合に於ては登記したる事項中に變更を來すを以て商法第四百四十一條第二項第五十三條の規定により二週間以内に本店及び支店の所在地に於て其登記を爲すことを要す故に假令登記裁判所と登記申請人と法律上の見解を異にしたるが爲め期間内に登記を爲さざるは即ち登記を怠りたるものと云はざるべからず(一五七號、一二頁、大阪控訴)

七 商法の登記期間は登記義務者が登記事項を知ると否とに拘らず其事項發生の時より起算すべきものなり(三〇一號、一二頁、梅博士説)

八 清算人は會社解散以前の犯罪に付きても尙ほ其會社を代表して被告人たるべきものとす
(四三七號、七頁、四〇、六、二七日、靜岡地方濱松支部)

九 商法第二百六十一條第一號の制裁は登記を申請すべき責任ある者が法定期間内に登記を爲すを得ざりし場合に於ては過料の制裁を付すべきものに非ずと解するを至當とす(四四一號、一六頁、四〇、六、一八日、東京控訴)

一〇 商法第二百六十一條に過料の處分を爲すべきことを規定したるは不正の行爲を爲したる取締役其人を罰するものにして會社を罰する趣旨にあらず(四四五號、一〇頁、四〇、八、一〇日、東京控訴)

一一 行政區劃改正の結果土地の名稱に變更を生じたる場合に於ては會社本店並に支店の所在地を管轄する各登記所に對し各其變更登記を申請すべきものにして總て之を怠りたるときは其各行爲毎に一個の犯則を爲すものとす(四四七號、八頁、四〇、八、六日、大審)

一二 會社の住所移轉登記申請は取締役の爲すべき者にして會社の爲すべきものにあらず隨て其登記申請を怠りたる場合に於ける責任は取締役之を負ふべきものなり(四四七號、八頁、四〇、八、六日、大審)

第三編 商行爲

第一章 總則

一 手形の振出人及び裏書人の手形上の責任は分擔のものにあらずして手形上の債務に付ては各自全部履行連帶の責あるものとす(一二號、七頁、三三、一一、二四日、東京控訴)

二 手形上に於ける遲滞の責任は其呈示ありて始めて遲滞の責を負ふものとす故に約束手形振出人に對し遲滞利息を請求するには呈示の事實を立證せざるべからず(一九號、七頁、東京地方)

三 約束手形の振出人及び裏書人の債務は獨立なるを以て手形の所持人は其債務者全員に對して各手形金全部を請求するの權利あるものとす(四二號、一〇頁、三四、六、一五日、東京地方)

四 手形の所持人が満期日に手形の支拂の場所並に振出人の住所に就き支拂の爲めの呈示を爲さんとしたりと雖も何れに於ても振出人不在にして其呈示を果さざりしものなれば此の事實を以て手形の所持人が振出人に對して請求の行爲を完ふしたるものと云ふと能はず從つて振出人は尙遲滞に附せられたるものと認むべからず又適法なる拒絕證書の作成なかりし場合に

於ては商法第四百七十一條及び同第四百九十一條の場合に該當せず依て所持人は利息の請求を爲すを得ざるものとす（四七號、七頁、東京地方）

五 振出人及び裏書人は各特殊の手形行爲に因り互に獨立したる債務を負ふものにして當事者間に特別の約定なき限りは當然連滞の責に任すべきものとす（九七號、三頁、三五、六、九日、大阪控訴）

六 約束手形の所持人が振出人に對し手形金の利息を請求するには振出人を連滞に付することゝを要す而して満期日は手形金の支拂を爲すべき當日なるを以て其日に於ては未だ振出人に連滞の責なし故に満期日の利息は請求することを得ず（一〇七號、六頁、三五、九、二三日、東京地方）

七 支拂命令の申請を爲すも之れを以て手形の呈示の補充の行爲と爲すを得ざるを以て支拂命令の申請を爲したるのみにては未だ以て被告に連滞の責任を生ずることなし（一一三號、一九頁、三五年、東京地方）

八 裁判上の請求による手形債権の利息は適法に訴の提起されたる日より債務者を連滞に付したるものにして請求することを得（一六九號、一九頁、三六、一〇、三日、大審）

九 手形署名者の責任が連帶なるか又は各別なるかは手形法に於て明規する所なきも手形の振出若しくは裏書は共に性質上の商行爲なれば正に商法第二百七十三條の場合に該當するものなり即ち同條は數人が各別に時を異にし債務を負ひたる場合と雖も其債務が商行爲に因りたるときは常に連帶なることを規定したるものなり而して手形の振出人及裏書人は何れも時を異にして商行爲をなせしものなれども其數人は共に全員の爲めに商行爲たる振出裏書の行爲により支拂若しくは償還義務を負担したるものなれば前示の法條により連帶の責任ありと云はざるべからず（一五七號、一一頁、大阪控訴）

一〇 約束手形の振出人は振出行爲ありたるときより手形債務を負担すべきものにして支拂請求の爲めになす呈示は其債務の履行を求むる手續たるに過ぎず從て其呈示なかりしとて支拂義務發生せずと云ふべからず只振出人は其支拂の爲め呈示を受け之を拒みたる場合に始めて連滞の責に任ずべきものなるが故に連滞利息を請求するには手形を呈示して支拂を求めたる事實を證明せざるべからず（二三六號、五頁、三七、九、三日、大阪控訴）

一一 商法第二百六十四條第八號に銀行取引とあるは法令の規定により銀行に於て行ふ所の法律行爲を云ふものにして唯營利の目的を以て單に金錢の貸付を爲すが如きは所謂銀行取引に

あらず(二五七號、一一頁、三七、一二、二四日、大審)

一二 約束手形の振出人は裏書人とは特約なき限りは連帯にあらず(三四、一二、二四日、大審)

一三 商行爲に因りて生じたる債務の保證人は債務者と連帯して其債務を負担すべきものとす(三五四號、七頁、三九、三、二日、東京控訴)

一四 約束手形の如き指圖債權に付債務者をして遲滞の責に任ぜしむるには債權者は裁判上の請求を爲す場合と雖も特に其證券を債務者に呈示するを必要とす(四〇六號、八頁、四〇、一、一八日、長崎地方)

一五 手形の振出人は満期日後と雖も何時にても手形金を支拂ふべき義務あるものなるが故に假令手形の呈示なしとするも是れ只振出人に遲滞の責任が生ぜざるに止まり振出人は之を以て手形金の支拂を拒むことを得ざるものとす(四一五號、七頁、四〇、一、二八日、東京控訴)

一六 商法施行法第十七條は明治十年第六十六號布告利息制限法第五條の規定を商事に適用せざるが故に商事契約の履行期限後に於ける損害金として利息制限法を超過する利率を以て補償すべきことの特約は有效なり(四四三號、九頁、四〇、六、二六日、大審)

第二章 賣 買

一 賣主は其賣却したる財産を完全に買主に移轉するの義務あり従つて記名株式を賣却したる場合には名義書換の手續を爲し買主をして株式に關する權利の享有を完からしめざるべからず然れども賣主以外のものは假令賣主に對し有償讓渡其他の手續を爲すべき債務ある場合に於ても買主に對し其手續を爲すの義務を負ふことなし(六九號、五頁、三四、一二、一七日、東京地方)

二 商人間に於ける賣買の目的物に付き直ちに發見し得ざる瑕疵あるときは發見に付き六ヶ月の猶豫期間存すれども買主に於て之を發見したる場合に於ては直ちに之を賣主に通知するに非ざれば其瑕疵を理由として契約の解除又は代金減額等の請求を爲すことを得ず(四五八號、一〇頁、四〇、九、三〇日、東京地方)

第三章 交互計算

第四章 匿名組合

第五章 仲立營業

- 一 取引所法に所謂仲買人が他人より賣買の委託を受け取引所に於て取引を爲す場合は決して委託者の代理人として取引するにあらず取引の當事者たるものは委託者にあらずして仲買人自身なるを以て其取引に因りて直接に権利を行ひ義務を負擔するものも亦仲買人なりとす（一號、九頁、東京控訴）
- 二 仲買人が取引所に於て賣買取引を爲したる場合に於て其取引に關し取引所に對し一切の責任を負ふものは獨り仲買人のみにして仲買人の委託者即ち所謂客先きなるものは取引所に對し毫も責任を負はざること明なりとす從て取引所に於ける取引に關しては仲買人の委託者と取引所との間には何等の關係を生ずべきものにあらず（一號、九頁、東京控訴）
- 三 取引所の仲買人が委任者の承諾を得ずして轉賣若しくは買戻を爲したる後委任者に對し其承諾を求むるも委任者が之を承諾せざに於ては其轉賣若しくは買戻は委任者に對抗することを得ず此場合に於て仲買人が注文者をして初より賣建又は買建を爲すは商慣習の認むる所なり（四四號、二五頁、三四、五、四日、大審）

四 仲立業者は通常立替金を爲すべからざるものなれども宮津に於ては仲立業者にして立替を爲すは一の慣習にして仲立業者が或者の爲めに立替金を爲したるは不法にあらず（四六號、九頁、京都地方宮津支部）

五 取引所仲買人は賣主又は買主の委託により其取引を爲す當時の相場若しくは指直に従ひ賣込又は買付を爲すものなるが故に同一の仲買人が賣主買主双方の行爲を攝行するも賣買の法則其他の法令に牴觸するものにあらずを以て素より有效なりとす（九一號、二六頁、三五、五、七日、大審）

第六章 問屋營業

第七章 運送取扱營業

一 商法第三百二十二條に所謂運送に關する注意とは同法第三百三十七條末段の規定と同意義にして其の注意を爲すべき程度は運送品の性質其他諸般の狀況に因り一定ならざるものとす（八六號、二五頁、三五、四、二日、大審）

第八章 運送營業

第一節 物品運送

- 一 運送契約に於ては運送品が到着地に到着せるときは荷受人は荷送人の権利を取得すべき筋合なれば運送人が荷受人の指揮に従ひ處理したるは運送契約により負擔したる責務を全ふしたるものとす（四號、六頁、東京地方）
- 二 運送人が引換證を發したる上は其旨に従ひ荷物を引渡すべきは勿論にして引換證を持參する迄運送業者に於て留置し得べきものなれば荷物引換證に爲替を付したることを告知するに及ばざるものとす（三七、一二月、大阪控訴）
- 三 運送業者が荷物引換證を交付したる場合に該證と引換へに非ずして荷物を引渡し爲めに引換證を有するものに損害を生ぜしめたるときは賠償の義務あるものとす（三七、一二月、大阪控訴）
- 四 運送賃の額は運送契約に於て運送人と荷送人との間に授受ありたる運賃の額を標準と爲さず貨物引換證に記載したる運送賃の額に依るべきものとす從て運送賃の記載は貨物引換證の

絶對的必要條件なりとす（四一號、八頁、三四、五、二三日、東京控訴）

- 五 運送業者は荷受人が貨物を受取りたるとき之に對し運賃の請求を爲し得ることは商法の規定する所なれば此規定は商行爲たる運送契約に適用せらるべきものとす故に商行爲にあらざる運送契約に於て運賃を支拂ふべき義務を負ふものは荷送人なりとす（四六號、七頁、三四、七、二日、東京地方）
- 六 運送人の運送品に關する責任は荷受人が何等の留保を爲さずして運送品を受取り且つ運送賃其他の費用を支拂ひたるときは消滅すべきものとす運送人に對する權利の留保を運送取扱人に對して爲すも運送人に何等の效力を生ずるものにあらず（八八號、五頁、大阪控訴）

第二節 旅客運送

第九章 寄託

第一節 總則

第二節 倉庫營業

一 倉荷證券は預證券と質入證券とを問はず流通すべき有價證券にして之に依て發生する所の權利の行使及び移轉は一に其證券に據らざる可からず從て其本質に矛盾せざる範圍内に於て手形法の規定を適用すべきものと斷定せざるを得ず（九八號、一頁、社説）

第十章 保險

第一節 損害保險

第一款 總則

- 一 保險金の請求權は目的物に附隨して存在する債權にして單獨に存在するものにあらず（四五號、二五頁、三四、五、七日、大審）
- 二 一部保險の場合に於ては保險者は保險全額の保險價格に對する割合を以て賠償すべきものとす（八一號、六頁、三五、二、二七日、東京地方）

第二款 火災保險

- 一 火災保險の如き損害填補を目的とする契約を自己の爲めに締結するに險しては自己に於て

保險の目的物に付財産上の利益を有せざる可からず故に他人の物を自己の所有として自己の爲めに締結せる保險契約は無効なり（九號、九頁、三三、一〇、三一日、東京控訴）

二 家屋の買主は其登記を経ざるも既に自己の所有たる以上は其家屋を被保險物と爲し以て適法に火災保險契約を取結び得べきものとす（一〇〇號、二五頁、三五、七、一日、大審）

三 火災保險契約に於て保險の目的物が被保險者の家族の過失に依りて燒失するも其家族の過失が被保險者の過失と云ふを得ざる場合に於ては保險者は其責任を免るるを得ず（一〇二號、一〇頁、三五、四、三〇日、東京控訴）

第三款 運送保險

第二節 生命保險

一 權者たるものは一に債務者其人を信用して貸借關係を惹起するものなれば債務者の生命若くは健康は自己の債權辨濟に至大の影響を及ぼすものなるを以て債權者たるものは債務者の生命に付き財産上の利益を有するものたるや疑なし從て債權者が債務者の爲めに爲したる保險契約は無効にあらず（二號、八頁、東京控訴）

- 二 保険契約に「原因の如何に拘はらず被保険人の自殺したる時は保険契約を無効とす」とあるも被保険人精神病に罹り自ら死に致したる時は之れに包含せざるものとするを妥當なりとす（二號、八頁、東京控訴）
- 三 生命保険に保険料に付き「期間後六十日を経て尙ほ保険料を拂込まざるときは會社は解約と見做す可し」との特約あるときは別に契約解除の意思表示を爲すを要せず假令其期限經過後保険料を受取りたりとするも這は只受取る可からざるものを受取りたるまでに過ぎずして其期限の經過と同時に保険契約は解除せらるるものとす（一三號、六頁、三三、一一、七日、安濃津地方）
- 四 生命保險會社は被保險人が保險契約後發生したる疾病に因りて死亡するも之を以て重要な事項を隠蔽したりとの口實を以て保險金の拂渡を拒むことを得ず（九九號、九頁、三五、六、二三日、東京控訴）

第四編 手形

第一章 總則

- 一 手形の振出人及び裏書人の手形上の責任は分擔のものにあらず手形上の債務に付ては各自全部履行連帶の責任あるものとす（一二號、七頁、三三、一一、二四日、東京控訴）
- 二 約束手形中「何々銀行に於て支拂可申云々」と記載ある場合には該文字は支拂の場所の記載と解釋するを以て正當とす故に振出人が其銀行が其銀行に於て支拂を爲さざる時は其支拂の場所は其營業所住所又は居所と同一の作用を爲すものとす（一二號、一二頁、岡野博士説）
- 三 約束手形に何々銀行に於て支拂ふべき旨の附記あるときは其銀行を以て支拂の場所と認むるを相當とす故に如斯場合に於て手形の所持人が銀行に呈示せずして振出人の營業所に呈示したるときは無効なり（一三號、七頁、東京控訴）
- 四 手形支拂地の區域内に於て營業所の知れざるか若くは存在せざる場合には假令區域外に居住する事實の明なるときと雖も商法第四百四十二條に所謂營業所等の知れざる場合に該當す（一五號、七頁、三三、一二、一七日、東京控訴）
- 五 支拂の場所を記載せる手形に於ける支拂の場所は引受又は支拂を求むる爲めの呈示並に拒絶證書作成に付ての決定の場所なりとす（一八號、一〇頁、東京控訴）
- 六 振出人二名ある約束手形に付所持人が其内の一人に之れを呈示し之れが支拂を求むるとき

は該手形の請求は他の者に對して效力あるものとす(二三號、一〇頁、三四、二、七日、宇都宮地方)

七 約束手形の所持人が振出人に對し支拂を求むるには其支拂の場所に到り手形を呈示する、とを要し又裏書人に對し償還請求權を主張するには振出人に對し適法に支拂を求めたるも其支拂なかりし事實を拒絶證書により證明することを要す(二三號、一一頁、三四、二、一三日、東京控訴)

八 約束手形に對する支拂延期の約束は手形關係を消滅せしむる事由とならざるものとす(三〇號、九頁、東京控訴)

九 手形の效力は其文言に因て定まるものなるが故に苟くも之に記載せざる事項は假令推測することを得べきものと雖も之を以て手形の效力を定むるの標準と爲すことを得ず(三三號、七頁、三四、四、二〇日、東京控訴)

一〇 約束手形は他人の融通の爲め割引する目的を以て振出すことありて必ずしも有償的のみ振出すものにあらざるを以て手形を振出したる一事のみを以て直に振出人が手形に因り自己に利得したるものと推定するを得ず(三七號、七頁、東京控訴)

一一 手形の拒絶證書作成當時振出人の營業所ある以上は所持人は其營業所に於て拒絶證書を作成すべきものにして振出人の住所に於て作成したる拒絶證書は無効のものなりとす(三八號、二〇頁、東京地方)

一二 法律(商法第四百五十四條)に於て手形に支拂の場所を記載することを許したる處より觀れば支拂義務者は其場所に於て支拂を爲す義務あるのみならず又其權利ありと言はざるを得ず故に其呈示及び拒絶證書の作成も亦該場所に於て爲すことを得るものとす(四〇號、一〇頁、三四、五、三〇日、大審)

一三 手形は其性質上券面に明記なき事項は推測して之れが效力を保たしむることを得ず(四〇號、一二頁、三四、六、六日、東京地方)

一四 手形上支拂の場所を定めたる以上は所持人は必ず其支拂の場所に於て振出人に對し手形を呈示し其支拂を求めざるべからず(四一號、六頁、三四、五、二七日、東京控訴)

一五 約束手形の振出人及び裏書人の債務は各獨立なるを以て手形所持人は其債務者全員に對して各手形金額を請求するの權利あるものとす(四二號、一〇頁、三四、六、一五日、東京地方)

- 一六 商法第四百四十二條の規定は支拂を求むる爲めの呈示若しくは支拂等凡て利害關係人の營業所若し之れなければ住所又は居所に於て爲すべき趣旨なるが故に従て支拂なき場合に於て作るべき拒絶證書も又其場所に於て之を作るべきものとす(四七號、七頁、東京地方)
- 一七 商法第四百三十五條は手形に署名したる者は其手形の文言に従ひて責任を負ふべきことを規定したるに止まり署名者は手形面上振出人に非らざることを明白なる場合に於ても該振出人の責任を負はざるべからざることを規定したるにあらず(五六號、七頁、三四、九、三〇日、大審)
- 一八 振出地の記載無きが故に無効となりたる約束手形の所持人は振出人に對して不當利得としての請求權生ず(六二號、一頁、社説)
- 一九 約束手形の裏書讓渡を目的として金錢の交付を爲したるものが其の約束手形が法律上の形式を具備せざるが爲に無効に歸したる場合には其金額返還の義務あるは當然のこととす然れども悪意の受益者にあらざる場合に於ては其受けたる金額に對し利息を付して返還の義務を負ふべきものにあらず(六三號、八頁、三四、一〇、二九日、東京地方)
- 二〇 約束手形に支拂の場所を指定しある場合に其指定せる場所以外に於て作成せし拒絶證書

は不適法のものとする(七一號、一〇頁、三四、一二、二三日、東京地方)

二一 振出人が支拂地以外に於て支拂の爲めにする呈示の場所に付き異議を述べずして呈示を受けたるときは之れに因り手形義務を負擔するものとす(七三號、七頁、三五、一、二〇日、東京地方)

二二 商法第四百四十三條に所謂約束手形所持人の其前者に對する償還請求權の時效起算點は支拂拒絶證書作成免除を爲したる場合に於ては其拒絶證書を作成すべき最終日を以て起算點とす(七六號、八頁、三五、一、三一日、大阪地方)

二三 手形上の債務は遺産相續ありたる爲め民事上の債務に変更するものにあらず従て其權利者が限定承認の意思を表示せずして爲したる遺産相續人に對し各其相續分に應じ手形債務の履行を請求するに於て何等支障あることなし(七七號、八頁、大阪控訴)

二四 一定の營業所あるに拘はらず他の場所に於て爲したる約束手形の呈示は不適法のものとする従て其の呈示に基き同一の場所に於て作成せられたる拒絶證書は法定の要件を具備せざるものなり(八三號、七頁、三五、三、三一日、東京地方)

二五 手形上の債權債務は所謂證券的債權債務にして手形なる證券に依りてのみ成立するもの

なれば手形に明記せられざる事項は他に如何なる確證あるも手形上の行爲は成立するものに
あらず(八三號、一一頁、三五年、大阪地方)

二六 約束手形の振出人が手形に支拂の場所を記載するも之が爲め所持人が一般の原則に従ひ
手形を呈示し拒絶證書を作成するの権利を制限せらるる理由なし去れば斯る記載ある手形に
ありても振出人の營業所に於て爲したる呈示及び拒絶證書の作成は不適當なりと云ふを得ず
(八九號、六頁、三五、四、一七日、東京控訴)

二七 株式會社某銀行に於て支拂可申候との記載ある手形に在りては其支拂の爲めの呈示は其
指定する銀行に於て之れを爲すも不適式に非ず(九三號、六頁、三五、六、九日、東京地方)

二八 金錢貸借の原因に基き手形を振出したる事實ありとするも直に外觀の爲めのみ手形を
振出したるものと謂ふことを得ず從て其直接の當事者間に於ても之れが爲めに手形上の權利
關係が発生せざるものと爲さざる可らざる理由なし(九七號、二五頁、三五、六、一七日、大審)

二九 手形には手形法に於て認めたる事項以外のことを記載するも何等の效力を生ずるものに
非ず左れば約束手形面に管轄裁判所の合意を記載するも亦效力を生ぜざるものとす(九八號、
四頁、三五、七、七日、東京地方)

三〇 手形の呈示は支拂義務者の家族雇人等に爲すも效力を生ずるものにあらず(九八號、二六
頁、三五、六、二四日、大審)

三一 手形債務者は其自ら手形に記載したる文言と其因て表示せんと欲したる意思と相符合せ
ざる場合に於ても亦其文言に従ひ責任を負はざるべからず故に手形の要件は勿論其他の文言
に付ても裁判所が其文言を解釋するに當り行爲者の意思に拘束せらるべきものにあらず(九
九號、一五頁、大審)

三二 無能力者が手形の裏書行爲を取消すことあるも形式に於て連續したる裏書に據りて其手
形を取得したるものに對しては他の手形義務者は其責任を免るることを得ず(一〇〇號、七
頁、三五、七、九日、東京地方)

三三 會社の支店長なるものが其資格を以て約束手形を振出したるときは會社は其手形に對し
て責任を負ふものとす(一〇〇號、一八頁、大阪地方)

三四 手形の時効期間計算は商法に別段の規定なきを以て民法の規定に従ひ計算すべきものと
す而して民法第四百十條に據れば初日は期間に算入せざるにより手形の満期日も亦時効の期
間に算入すべきものにあらず(一一〇號、八頁、三五、一〇、一三日、東京地方)

三五 手形債務は必ず一箇の原因を前提とし原因なき手形の振出又は其裏書は無効にして手形債務は其裏面に於ける原因關係と相離るべからざるものなり而して若し其原因が一の債權關係なるときは其の債權は普通手形の振出又は裏書に因り消滅せず其手形債務の辨濟消滅を俟つて初めて消滅に歸するものなり(一一二號、六頁、三五、一〇、二四日、大阪地方)

三六 支拂命令の申請を爲すも之を手形呈示の補充の行爲と爲すを得ざるを以て支拂命令の申請を爲したるのみにては未だ以て遲滞の責任を生ずることなし(一一三號、一九頁、三五年、東京地方)

三七 支拂拒絕證書は必ず支拂の場所に於て作成せしむることを要す(一一四號、六頁、法學士劍鉦生説)

三八 物の給付を目的とする指圖證券なるときは假令商法第六百二十二條の要件を具備せざるも同法第四百四十一條の準用を受くるものなれば所持人は取得の際惡意又は重大なる過失なき以上は返還請求せらるべきものにあらず(一一六號、九頁、函館控訴)

三九 手形上の効力を失ひたる小切手に付商法第四百四十四條に則り不當利得の償還を請求するに於て資金を回收し若くは回收したるに準ず可き事實の存することを要するや

勿論とす(一一八號、一一頁、三五、一一、二六日、大阪控訴)(一二一號、四頁、法學士劍鉦生大阪控訴判決批評)

四〇 手形の所持人が手形の裏書を爲し他に讓渡したる後更に再び其手形の所持人となりたる場合後の所持人となりたる原因の裏書が無効なりし時は第一の裏書に因り讓受けたる手形は曾て之を他人に讓渡したる事實なく而して所持人が今之を所持するは無効なる最後の裏書に因るものとせば一旦喪失したる手形の占有を回復したるに外ならざれば所持人は適法の所持人なり(一一九號、一四頁、三五年、大審)

四一 約束手形の振出人が特に手形に支拂地に於ける支拂場所を記載したるときは支拂の爲めにする手形の呈示は支拂人の承諾あるにあらざれば必ず其記載の場所に於て爲さざるべからざると共に支拂拒絕證書の作成も亦均しく其記載せられたる支拂の場所に於て爲すべきことを要するものとす(一四九號、一六頁、三五、六、一一日、大審)(一四八號、八頁、三六、六、二三日、東京地方)

四二 手形の債務者は手形に規定なき事由を以て手形上の請求を爲す者に對抗することを得ざるも當事者間に於ては直接に對抗し得べき事由存するときは之を以て對抗することを得(一

四八號、二七頁、三六、六、二五日、大審)

四三 成年者なりとの區長の證明書を相手方に交付し相手方をして成年者なりと信ぜしめ以て約束手形を振出したる所爲は詐術にして之を取消すことを得ず(一三三號、九頁、三六、三、二八日、東京控訴)

四四 手形債務者は商法に規定なき事由を以て手形上の請求を爲す者に對抗することを得ざるも其直接に對抗し得べき事由を以ては之れに對抗するを得るものなるが故に雇人が主人の代理として振出したる手形たることを知悉しながら受取りたりとの手形債務者の抗辯は之を受取りたる者に對して直接に對抗し得べき事由なりとす(一五四號、一〇頁、三六、六、二五日、大審)

四五 拒絕證書は手形の支拂地と支拂義務者の住所地と異なる場合に於ても其作成は支拂地に於てせざるべからず(一四〇號、二二頁、大審)

四六 手形の所持人が適法の期間内に其前者に對し償還請求の通知を發せざるときは手形上の權利を失ふを以て其後に至り手形債務を普通債務に更改すべき合意を爲すも其合意は更改すべき目的物存在せざるにより無効なりとす(二六〇號、一〇頁、大阪地方)

四七 手形の振出には原因を必要とせざるものなるを以て或る手形は無効の手形を書換へたるものとするも之れが爲め其手形を以て當然無効の手形なりと云ふを得ず(一七二號、八頁、東京控訴)

四八 後見人は被後見人を代表して法律行爲を爲すべき權限を有するものなるを以て後見人が假令其後見人たる名義を濫用して手形を振出したりとすも被後見人は其手形を以て偽造の手形なりとして手形上の責任を免かるることを得ざるものとす(一七二號、九頁、三六、一〇、三一日、東京地方)

四九 約束手形の振出人が支拂場所を特に其營業所以外に定めたる場合に於て支拂拒絕證書を其特定の支拂場所にあらざる振出人の營業所に於て作成したるは無効なり(三六、一〇、二九日、大審)

五〇 手形の振出人は所持人が手形上の要件を缺きたる(償還請求の通知を爲さざりし等)ときは手形上の債務を免かるるも振出人に於て不當利得の原因あるときは之れに對し手形の所持人は返還の請求を爲すことを得(一八八號、二〇頁、三七、一、二七日、東京地方)

五一 手形の變造にして單に或る文言を添加したるに止まり既存の文言を變改したるものにあ

らざる場合に於ては變造に係る部分を除却するときには變造前の手形と同一のものとなるべきものなるを以て單純なる添加の變造は變造前に於ける手形署名者の手形關係に毫も影響を及ぼすことなし（二八六號、二二頁、三八、五、二七日、大審）

五二 變造に係る手形の所持人は變造後の署名者に對しては變造後に於ける手形の文言に依りて手形上の權利を主張し得るものとす（二八六號、一三頁、三八、五、二七日、大審）

五三 商法第四百三十八條は無能力者の爲したる手形行爲たりとも之を取消さざる以上は有效なりとの法意を含むものなりと解釋するを得ず無能力者が爲したる手形行爲の無効なることは論を俟たず何んとなれば法律行爲に意思能力を要することは民法商法を通じての原則なればなり（二八六號、二二頁、三八年、大審）

五四 支配人は一種の代理人にして其業務中に手形取引を爲す事項を包含するに於ては支配人は主人の代理人として其權限内に於て手形行爲を爲し得べきものなれば支配人の行爲にして苟も其權限内の事項に關する事實と其意思表示は之を本人の爲めにすることを示したる事實ある以上は其眞意が果して本人の爲めにするに在りしや或は又た其地位を濫用し不正に自己の利益を計らんとするにありしや否やを問はず常に必ず民法第九十九條を準用し以て主人の

爲めに有效なる手形行爲ありたるものと爲すべきものとす（二九〇號、一二頁、三八、六、一日、大審）

五五 手形が外觀上法定の要件を具備するときには手形として形式上有效なりと雖も振出人が振出の當時意思能力を有せざりしが如き其實質に於て手形行爲の成立を妨ぐべき瑕疵あるときは其手形行爲は無効に歸するものとす（三八、五、一日、大審）

五六 無能力者が手形を讓渡したる場合に於ては被裏書人に對して手形の返還を求むることを得然れども被裏書人より轉讓したる場合は其所持人に對しては取戻を爲すことを得ず（三一〇一號、一一頁、梅博士批評）

五七 手形債務を免れたる振出人と雖も必ずしも不當利得返還の義務あるものにあらず必ずや利益が現存するや否やを審究せざるべからず（三一八號、一九頁、三八、一〇、二八日、大審）

五八 手形不拂の場合に於ける豫定損害賠償の約束は公の秩序又は善良の風俗に反することなし（三三三號、六頁、三八、一一、二二日、大阪控訴）

五九 支拂場所は住所の移轉により變轉すべきものにあらず故に支拂場所たる某銀行が他に移轉したるにより其現在地に於て拒絶證書を作成したるときは不法なり（三三六號、二四頁、東

京控訴)

六〇 口頭辯論に於ける書證としての手形の呈示は訴訟關係事實を證明するを以て唯一の目的とするものなれば支拂を求むる爲めにする手形の呈示とは全く其目的及び性質を異にするのみならず手形の呈示は手形債務者の營業所若し營業所なきときは其住所又は居所に於て爲すを要し債務者の承諾なき限りは其他の場所に於て之を爲すことを得ず故に口頭辯論に於ける手形の提出は適法の呈示と爲すことを得ず(四〇六號、八頁、四〇、一、一八日、長野地方)

六一 手形は手形要件を欠缺したるときは之を無効とするものなりと雖も苟も手形要件を具備する以上は手形要件以外の事項を記載するも其れが爲め手形を無効と爲すものに非ず唯其記載事項は手形上の效力を生ぜざるのみなりとす(四〇六號、九頁、大津地方)(四四三號、九頁、四〇、七、二五日、東京控訴)

六二 手形行爲の代理人たる署名者が自己と本人との代理關係を表示するには代理人自身の爲めに非ずして本人の爲めに手形行爲を爲すことを認識し得べき程度に於て記載せば足るものなり(四二〇號、一一頁、四〇、三、二〇日、大審)

六三 手形行爲の代理人が本人を表示せんが爲めに其本人の氏名商號を記載せず通稱雅號を記

載せる場合に於ても苟くも其本人を認識し得る程度に於て記載せば足るものとす(四二〇號、一一頁、四〇、三、二七日、大審)

六四 拒絕證書の作成は支拂場所の記載なき手形に在りては手形面記載の振出人の住所に於て作成し現在の住所に於て作成すべきものにあらす(四五二號、二四頁、稻村蘿氏月説)

六五 或る者に金錢を融通せんが爲め約束手形を振出したるときは其約束手形の被裏書人より手形金の支拂を請求せられたる場合に於ては之を支拂ふべき義務あるものとす(四三二號、一頁、四〇、四、二日、東京控訴)

六六 營利的法人が手形行爲を爲す場合に於て代表者が署名して之を爲さずとも相當權限者が法人の商號を以て之れを爲すことを得べし(四六九號、一二頁、四〇、二、六日、大阪控訴)

六七 代理人が本人の爲めに手形を振出すに當り其本人の爲めに振出したる手形なることを認むるに足るべき文詞の手形上存するならば其手形は本人に對して效力あるものとす(四三六號、一四頁、四〇、六、一八日、大審)

六八 資金融通の爲め約束手形の割引を爲さんとするに當り依頼を受けて該手形に信用を保持せしむる爲め振出人又は裏書人たる名義を貸與したるに過ぎずして之に因りて手形上の義務

を負擔するの意思非らざりし事實あるときは其依頼者に對しては商法第四百四十條但書に所謂直接に對抗し得べき事由に該當す(四三六號、一五頁、四〇、六、二一日、大阪控訴)

六九 手形上債務を負擔する意思を以て紙面に署名したる者が手形に記入すべき法定の要件を故らに記載せずして他人に之を記入せしむる意思を以て其書面を交付したるときは手形としては未だ其效力を有するものにあらずと雖も其署名は署名の當時完成し手形行爲として有效なり(四三八號、一一頁、四〇、五、三二日、大審)

七〇 相手方と通じて爲したる虚偽の裏書讓渡は無効のものにして其被裏書人は之に因りて何等手形上の権利を取得するものに非ず然れども其被裏書人より裏書に因りて手形を取得したる者が善意なる場合に於ては振出人は其の者に對し無効を原因として對抗し得ざるものとす(四四六號、八頁、四〇、八、一三日、大審)

第二章 爲替手形

第一節 振出

一 支拂擔當者なるものは支拂地が支拂人の住所と異なる場合に於てのみ定むべきものなるが

故に支拂人たる振出人の住所地と東京銀行の所在地と異なるらざる即ち共に東京なる手形に在ては「本行の金員株式會社東京銀行にて支拂可致候也」との記載は該銀行を支拂擔當者として記載したるに非ずして單に支拂の場所としたるものに外ならず(二號、七頁、東京控訴)

二 支拂擔當者を手形に記載するには支拂地と支拂人の住所と異なる場合に限り之を定め得るものなるが故に支拂地と支拂人の住所と同一なる場合に於て「本文の金額某銀行に於て支拂可申候也」と記載しあるときは支拂擔當者を定めたるものに非ずして支拂の場所を定めたるものとす(三〇號、一二頁、東京地方)

三 手形の満期日は期間にあらざるを以て假令其日が大祭日に該當するも該満期日は其日にして翌日にあらず(三八號、二〇頁、東京地方)

四 手形の振出地又は支拂地は東京市と云ひ大阪と云へる如き一定の經濟的地域を指示するものにして其地域に於ける區町番地の如き小區畫若くは地點を云ふものにあらず(四〇號、一二頁、三四、六、六日、東京地方)

五 手形の振出地は唯だ其手形面を一讀し其振出地の何地にあるかを知るを得るまでに記載しある以上は單に市名を冠せずして何區何町何番地と記載しあるも有效なりとす(四七號、二〇

頁、高根博士説)

六 凡そ約束手形に支拂地を記入するものは其支拂地が振出地と異なる場合に要する記載なることは振出人が約束手形に支拂地を記載せざりしときは振出地を以て其支拂地とすとの規定あるに依り知り得べく若し支拂地が振出地と同一なるときは別に支拂地を記載するの必要なし(五四號、八頁、長野地方松本支部)

七 約束手形の符箋に「右金額は株式會社某銀行に於て支拂可申候也」と記載したる場合に於ては其銀行に於て手形金額の支拂を爲すべきの意思たるを明認するに足るを以て該符箋は手形の支拂地を定めて記載したるものと認むるを相當とす(六七號、九頁、三四、一〇、二三日、大阪控訴)

八 満期日の確定せざる手形は満期日の記載無き手形と同じく一覽拂のものとする(八六號、一頁、三五三、二八日、東京地方)

九 支拂の場所は支拂地の區域内に於て定むるにあらざれば效力を生ぜず(九六號、二五頁、三五、六、一〇日、大審)

一〇 手形の振出行爲は振出人が其手形を受取人に交付する行爲のみを云ふにあらずして手形

に其要件を記載し之に署名する行爲をも包含するものなれば甲地に於て作成したる手形を乙地に於て受取人に交付したる場合に於て其甲地を振出地と爲すは固より相當なりとす(九七號、二五頁、三五、六、四日、大審)

一一 會社の支店長なるものが其資格を以て約束手形を振出したるときは會社は其手形に對して責任を負ふものとす(一〇〇號、一八頁、大阪地方)

一二 手形成立の要件たる満期日は商法第四百五十條に規定したる日の一たることを要す故に支拂期日を單に某年某月とのみ記載したるときは不適法にして該手形は無効なりとす(一三八に號、八頁、三六、四、八日、東京地方)

一三 商法第四百五十一條に所謂手形に満期日を記載せざりしときは初めより全然其記載なき場合に限るべきものにして手形の成立要件たる満期日の不適法に記載せられたる場合を包含せず(一三八號、八頁、三六、四、八日、東京地方)

一四 本文の金額株式會社某銀行に於て支拂可申候とある手形の記載は支拂場所を意味するものにして有効なり(一三八號、一七頁、三六、四、三〇日、東京地方)

一五 手形支拂の場所とは支拂地に於ける或る一定の場所を指すものなるを以て支拂場所某縣

某市とのみにては支拂場所を記載したるものと謂ふを得ず然れども支拂地を記載したる有効の手形と認むるを妥當とす（一六四號、一二頁、大阪控訴）

一六 何日限りと記載したる手形満期日は有効なり（二〇九條、一三頁、梅博士説）

一七 會社が約束手形を振出すに付ては其代表機關たる取締役に於て會社の爲めにするの意を明かにして取締役自己の名を署することを要す随つて振出人何々會社何支店とのみありて其代表者の署名若くは之に代るべき記名捺印なき約束手形は法律上無効とす其理由は表意者自己の名を署すべきものなることは署名の性質上固より當然なればなり（三八、二、七日、大審）

一八 商法第四百五十四條は支拂場所の表示方法に付き別に規定する所なきを以て普通の方法なる限りは如何なる名稱を以てするも法律上妨げなきものとす従つて株式會社何々銀行と云ふ如き名稱は一定の法人を表示する爲めに用ひられ又其營業所を表示する爲めにも用ひらるるを以て此の如き名稱を以て支拂場所を表示するも不法に非ず（三八、一、三一日、大審）

一九 手形に記載すべき支拂場所は其當時支拂地内に實在せる場所を記載すれば足れるものとす（三四八號、一七頁、三九、二、三日、大審）

二〇 同一の法律行爲に付相手方の代理人と爲ることを得ざるは法の明定する所なれば手形行爲に於ても一面には振出人となり他の一面には受取人の代理人たることを得ざるものとす故に若し如此場合ありとせば其の手形振出行爲は實質上無効なりとす然れども形式に於て欠くる所なき手形を裏書讓渡したる場合に於て其裏書讓渡は有效なりと謂はざるべからず（三八六號、四頁、三九、九、二二日、東京控訴）

二一 同一の法律行爲に付き相手方の代理人と爲りて手形の振出行爲を爲したる場合に於ては該振出行爲は民法第八八條に據り當然無効なり然れども形式上法定の要件を具備し居るときは裏書の權利義務發生の效力に影響を及ぼすべきものに非ず去れば該手形を裏書讓渡したる者は裏書人としての責任を負担するものなり（四二三號、一〇頁、四〇、四、八日、東京控訴）

二二 營利的法人が手形行爲を爲す場合に於て代表者が署名して之を爲さずとも相當權限者が法人の商號を以て之を爲すことを得べし（四六九號、一二頁、四〇、二、二六日、大阪控訴）

第二節 裏書

一 約束手形の裏書に「表面の金額某市某區某町何番地株式會社何々銀行東京支店殿又は同人

商法 手形—爲替手形

四一七

指圖人へ御仕拂可被成候也」と記載しある場合には其の特に示しある東京支店の文字を無視して被裏書人を株式會社何々銀行なりと認むるを得ず蓋し會社の支店なるものは其の會社の營業所たるに止り固より法人の資格を有せざるものなるを以て法人たる會社に對するも支店に對するも其の關係は同一なりと論ずる能はず故に何々銀行より償還請求を受け償還を爲したりとするも其償還は無効なりと云はざるを得ず(四號、一五頁、東京控訴)

二 會社支店に法律上人格なきは明なるも人格なきが故に必ず手形裏書を爲すを得ずと云ふこと能はず(四號、二二頁、岡野博士説)

三 約束手形の裏書に株式會社何々銀行出張所とある場合は株式會社何々銀行に對する裏書なりと云ふを得ず(二九號、五頁、三四、三、三〇日、東京控訴)

四 支店は法人たる資格を有せざるを以て支店が裏書を爲したる約束手形を所持するも該所持人は連續せる裏書を以て正當に約束手形を所持するものと云ふを得ず(二九號、六頁、三四、三、一九日、東京控訴)

五 約束手形の裏書譲受人の商號が何々銀行東京支店とあるは何々銀行と東京支店との二個の事項を記載しにるものと見るべく而して何々銀行は裏書譲受人の商號にして東京支店は商法

第四百三十九條に所謂手形上の效力なき記載に止まるを以て其裏書を不適法なりと云ふを得ず(三〇號、九頁、三四、三、一五日、東京地方)

六 商事會社の支店は法律上人格を有するものにあらざるも元來支店は其本店の主人の營業所にして獨立して商行爲を爲すべき場所なるを以て支店に宛て裏書を爲したる手形は有效なりとす(三五號、一〇頁、大審)

七 株式會社の支店は其會社の營業所たるに過ぎずして法律上人格を有するものにあらず偶々其支店にして某株式會社支店の商號を有するも這は異例に屬するを以て某株式會社支店を以て裏書譲受人と爲したる手形は某株式會社を以て裏書譲受人と看做すを相當とす(四〇號、一〇頁、三四、四、三〇日、大審)

八 會社の支店長は會社を代表するの權限ありと認むるを得ざるを以て支店長名義の裏書は無効とす(四一號、九頁、三四、六、一四日、大阪地方)

九 署名のみを以て爲す裏書即ち所謂白地裏書に依りて約束手形を取得したるものは自己を被裏書人と爲すことを得るも必ずしも之を必要とするにあらず次の裏書人は其裏書に因りて該手形を取得したるものと看做すべきは商法第四百六十四條但書に規定する所にして之れ同

條本文の例外を掲げたるものとす(四二號、一〇頁、三四、六、一五日、東京地方)

一〇 裏書の連續を必要とする所以は手形のみによりて形式上正當の所持人なるや否やを識別するに在り(四二號、一〇頁、三四、六、一五日、東京地方)

一一 白地裏書を以て譲受けたる手形の所持人は適法の所持人なりとす従つて振出人に對し支拂を請求することを得(四三號、二〇頁、三四、六、二〇日、大審)

一二 會社の支店長は會社を代表する權限ありと認むるを得ざるを以て支店長の爲したる手形の裏書は無効なりとす(四四號、二〇頁、大阪地方)

一三 手形の裏書讓渡を爲すには署名のみを以て爲す裏書の場合は格別普通の裏書に在りては其年月日を記載するとは裏書に必要な方式なりとす故に讓渡年月日の記載なき裏書は法律上無効なりとす(四五號、二二頁、東京地方)

一四 手形の裏書讓渡は債權の讓渡にして其結果として讓渡人に擔保の義務を生ずるに過ぎず故に民法第十二條に規定する保證とは全く其性質を異にするを以て後見人が親族會の同意を得ずして裏書讓渡を爲すも爲めに無効に非ず(四九號、九頁、名古屋控訴)

一五 約束手形の裏書讓受人を下谷商業銀行と記載しあり其次の裏書讓渡人は株式會社下谷商

業銀行と記載しある場合には右前後の銀行は文言上同一銀行と認むるを得ず故に如斯手形の裏書は連續するものにあらず(四九號、二三頁、東京地方)

一六 白地裏書と認むべき約束手形は爾後手形の引渡しのみにて讓渡するを得べきを以て約束手形を現に所持するものが所持人として手形金を請求するは不當にあらず(五三號、五頁、東京地方)

一七 第三の裏書に於ける被裏書人と第六の裏書に於ける裏書人とは共に同一人なる場合に第四第五の裏書が無効となるも之が爲めに裏書の連續を缺くものにあらず(五四號、二二頁、東京地方)

一八 株式會社某銀行の本店より支店に對し爲されたる裏書は同一人間に爲されたるものなるが故に法律上何等の効果を生ずべきものにあらず何となれば裏書なるものは法律上自己より自己に對し爲し得らるべきものにあらざればなり(五四號、二二頁、東京地方)

一九 約束手形用紙に付箋を爲し之に裏書人が署名するも之を手形裏書の方式に背反するものと爲すことを得ず何となれば商法第四百五十七條に依れば手形の補箋に裏書を爲し得べきことと明白にして付箋は法文の所謂補箋に外ならざればなり(五六號、六頁、三四、九、三〇日、大

審)

- 二〇 手形に裏書人又は被裏書人として支店を記載したるは即ち支店に於て商行爲を爲す所の法人を指示したるに外ならず(五八號、二六頁、三四、七、四日、大審)
- 二一 本店と支店間の手形の裏書は同一人間に爲したる裏書にして法律上效力なく其裏書は初めより記載なきと同一なり(五八號、二六頁、三四、七、四日、大審)
- 二二 商法第四百五十七條第五百二十九條に依れば裏書人の署名のみを以て爲す約束手形の裏書も亦有效なるものとす而して該條に所謂裏書人の署名のみを以てする裏書とは單に被裏書人を指定せざるの謂に外ならざるを以て裏書の年月日の如きは之を記載するも其效力に影響を及ぼすことなし去れば或手形に於て裏書人の署名の外年月日の記載ありとするも被裏書人を指定せざるときは裏書人の署名のみを以て爲したる有效のものとする(六九號、六頁、三四、一、二八日、大阪控訴)
- 二三 約束手形裏書の日付を何年二月三十日と記載したる場合は二月三十日なるものは曆上存せざる處なるを以て日付の記載なきと同一なり(七〇號、七頁、三四、一一、九日、東京控訴)
- 二四 記名式又は指圖式の手形と雖も白地裏書を以て讓渡するを妨げず(七五號、二六頁、三四、

一一、二六日、大審)

- 二五 約束手形の裏書讓渡人は後者より其手形が支拂はれざるの故を以て返付を受くるも之を以て其手形の所持人と云ふを得ざれば所持人としての請求は不常なりとす(七七號、五頁、三五、二、二二日、東京控訴)
- 二六 一旦裏書讓渡を爲したる約束手形が不明の原因に依り偶讓渡人の手に存するも苟も適法の裏書ありたるものにあらざる限りは之れが爲め讓渡人は手形上の權利を取得するものにあらず(八八號、六頁、三五、三、七日、宮城控訴)
- 二七 署名捺印のみを以て爲したる裏書は白地裏書として不適法にあらず(八九號、一〇頁、三五、五、九日、東京地方)
- 二八 手形の裏書は被裏書人の氏名裏書の年月日の記載と裏書人の署名とあれば足るものにして必ずしも裏書を爲すべき旨の表示を要するものにあらず(九一號、八頁、三五、五、三〇日、東京地方)
- 二九 手形上の權利は所謂白地裏書に依る場合の外單に手形の交付のみに依りて移轉し能はざるものなり(九二號、九頁、三五、五、一〇日、東京地方)

三〇 白地裏書の場合に於て所持人は自己を其被裏書人と爲すことを得（九七號、三頁、三五、六、九日、大阪控訴）

三一 商法第四百五十七條第二項に所謂「裏書は裏書人の署名のみを以て之を爲す事を得」とあるは必ずしも裏書の年月日を記載することを禁止するの法意にあらざれば右の場合に年月日を記載するも之れ單に無用の附記たるに止まり之が爲め裏書の無効を惹起すべきものにあらず（九七號、三頁、三五、六、九日、大阪控訴）

三二 満期後の手形の裏書の効力は被裏書人が裏書人の有したる権利を取得するに過ぎざるを以て被裏書人の約束手形の取得が騙取に係るときは裏書人も振出人に對し手形金額の支拂を求むる権利なし（一〇一號、一六頁、東京控訴）

三三 約束手形の裏書讓渡に關しては商法第五百二十九條第四百五十五條乃至第四百五十七條及び第四百六十四條の特別規定あるを以つて民法第四百六十九條を適用すべきものにあらざらず（一二二號、二七頁、三五、九、二九日、大審）

三四 取立委任の爲め裏書を爲すも所持人たる権利を喪失するものにあらざるを以て更らに裏書により手形を取得するにあらざれば連續を缺きたるものとして無効の手形と謂ふを得ず

（一二〇號、一六頁、三五、一一、二七日、東京控訴）

三五 手形の裏書讓渡は裏書の記載を爲し之れを被裏書人に交付して完成するものとす（一四八號、二六頁、三六、六、一八日、大審）

三六 手形裏書の年月日を遡記し實際の年月日と符合せざる記載は無効なり（一三〇號、一七頁、大審）

三七 約束手形の記名裏書に於ける被裏書人が會社なる場合にありて其の如何なる種類の會社なるや明示せざるときは被裏書人の商號を缺きたる無効の裏書なりとす（一六二號、八頁、大阪控訴）

三八 手形所持人が裏書を爲し之を他人に讓渡したる後更に再び其手形の所持人となりたるとき後の裏書が無効なりし時と雖も其所持人は手形上の権利を失ふことなし何んとなれば第一の裏書により讓受けたる手形は嘗て之れを他人に讓渡したる事實なく所持人が今之を所持するは無効なる第三者の裏書に因るものとせば一旦喪失したる手形の占有を回復したるに外ならざればなり（一一九號、一四頁、三五、一一、二七日、大審）

三九 手形所持人が取立委任の爲め裏書を爲したる場合に裏書讓渡人が更に讓渡人に裏書を爲

さざるも所持人が其手形を他へ裏書譲渡したりとて裏書の連続を缺くものとして無効にあらず何んとなれば所持人は取立委任の爲め所持人たる権利を失ふものにあらざればなり(一二〇號、一六頁、三六、一一、一七日、東京控訴)

四〇 支拂拒絶證書作成期間經過後所持人が裏書を爲したる場合に債務者が其裏書當時裏書人に對し相殺の意思表示を爲さざるときと雖も被裏書人に對抗するを妨げず(二八五號、一九頁、三八、五、一三日、大審)

四一 取立委任の爲めにする手形の裏書に其旨の附記なき單純の裏書は手形法上無効のものなりとす(三五四號、六頁、三九、三、一日、東京地方)

四二 譲渡の裏書あるも其裏書が取立委任の爲めに爲したるものにして眞實の譲渡ありたるものにあらざる以上は振出人は譲渡の事實なきことを主張して所持人が自己の債權として爲したる手形金の請求を争ふことを得るものとす(三六七號、一四頁、三九、六、一六日、大審)

四三 裏書人が裏書當時に於て被裏書人の名を記入せざりしとするも該手形は單に裏書の連續を缺きたりと云ふに止まり白地裏書としては固より有效なり而して白地裏書の手形が或る人の手に歸したるときは其所持人は自己の氏名を以て空地を填め支拂を請求するも此事實を以

て手形の變造なりと云ふを得ず(四〇六號、九頁、大津地方)

四四 單に商事會社の商號のみを記載したる約束手形の裏書は無効なり必ず代表者の署名若くは記名捺印なかるべからず(四二九號、一一頁、四〇、五、二二日、大阪控訴)

四五 手形法上法人が署名を要する行爲を爲すべき場合には單に其名稱若くは商號のみを記載するを以て足れりとせず尙之れが代表者たる資格を有する者に於て法人の爲めに自ら署名せざるべからず(四三〇號、一四頁、四〇、五、三日、大阪地方)

四六 拒絶證書作成期間後の裏書に因る手形の譲受人は裏書人の有する權利のみを取得するものなれば或る者が裏書人に對して手形上對抗すべき事由あるときは被裏書人にも對抗することを得るものとす(四三二號、一二頁、四〇、五、二五日、東京控訴)

四七 手形の發行前の年月日を記載せる裏書は無効なり(四三二號、一七頁、四〇、五、七日、東京控訴)

四八 甲乙間の手形裏書譲渡は虚偽假裝なりとするも支拂拒絶證書作成の期日經過後に其手形の裏書譲渡を受けたる被裏書人丙が善意なりしときは有効に裏書人の有すべき手形權利を取得するものとす(四〇、八、一三日、大審)

四九 約束手形の裏書には被裏書人の氏名又は商號を記載するを以て足るが故に會社が被裏書人たる場合に於ても其代表者の氏名を表示するを要せず(四七六號、八頁、四〇、一一、二〇日、東京控訴)

五〇 手形の所持人が券面金額の支拂を請求する権利は債權の一種に外ならざれば通則に依り相續轉付命令等に基き之を取得し得るは勿論債權讓渡の法規に従ひ其權利を移轉し得るものなれば假令裏書の形式を履ますして讓渡したりとするも此一事を以て該讓渡は不合法となるものにあらず然れども指圖式を以て發行されたる手形を讓渡する場合に於て裏書を爲さざれば其讓渡を債務者に對抗し得ざるものとす(四七七號、一二頁、四一、一七日、大阪地方)

五一 手形行爲に付ては我商法に嚴格なる規定あるを以て他の法律行爲に比し其嚴格なること固より言ふを俟たずと雖も讓渡裏書と保證裏書との二個の手形行爲を一個の署名を以て爲すことを許さざる規定の存するものなきを以て此點に付ては法律は自由を與へたるものと解せざるべからず從て或者が手形に讓渡裏書と保證裏書とを一個の署名を以て爲したりとて之を無効なりと云ふを得ず(四四三號、一五頁、四〇、七、二五日、東京控訴)

五二 約束手形の所持人が振出人に對し手形金の利息を請求するには振出人を遲滞に付するこ

とを要す而して満期日は手形金の支拂を爲すべき當日なるを以て其日に於ては未だ振出人に遲滞の責なし(一〇七號、六頁、三五、九、二三日、東京地方)

第三節 引受

一 爲替手形の振出以前に引受人として紙面に署名したる場合に於ては其署名は署名の當時完成し手形行爲として有效なるにより爲替手形の引受人としての責に任すべきものとす(四三七號、一七頁、四〇、五、二九日、大審)

第四節 擔保の請求

第五節 支拂

一 手形資金送付の有無は引受諾否の點に付き法理上影響を有するものにあらず從つて支拂人が手形金の支拂を爲したるの事實は支拂人に於て其前既に手形資金の送付を受けたるものと當然推定すべきものにあらず(一一六號、二七頁、三五、一〇、二三日、大審)

二 手形の呈示は所持人が正當の時期及び場所に於て呈示を爲すに必要なる手續を爲せば足り

必ずしも振出人自身に對し現實に之を爲すことを要せず(一二二號、六頁、三五、一二、一二日、東京地方)

三 支拂保證人に對し支拂の請求を爲すには振出人に對し手形を呈示するの必要なし(一九九號、一八頁、三七、三、五日、大審)

四 支拂命令の送達は手形法に於ける手形の呈示としては不適法なり(二〇〇號、二〇頁、三七、三、二五日、東京地方)

五 手形の振出人が正當の所持人に非ざる者を正當の所持人なりと誤信したる結果之に對して支拂を爲したりとするも手形上の債務消滅すべき者なるを以て正當の所持人は其辨濟の無效を主張して賠償の訴求を爲すの權なき者とす(二七九號、一一頁、三八、四、二一日、大審)

第六節 償還の請求

一 約束手形の所持人が支拂人に對し支拂を求めたるも其支拂を拒絶せられたる場合に於て振出人に支拂を求むることを爲さずして直に裏書讓渡人に償還請求を爲すも無効なり(八號、八頁、三三、九、六日、東京地方)

二 約束手形の裏書人中特に拒絶證書作成の義務を免除したる者に對しては謄本を以て手形の送付を爲すと同時に書面にて償還請求の通知を爲すを以て足るも拒絶證書作成を免除せざる者に對しては尙ほ償還請求の通知を爲すべきものとす(一二號、八頁、東京地方)

三 約束手形の裏書讓渡人が讓渡人に對し償還の請求を爲すには先づ以て拒絶證書の作成並に償還請求の通知をさるべからず故に該通知書を書留郵便を以て郵送するも讓渡人に於て其事實を認めざる時は約束手形の償還請求に必要な要件を充さるものとす(一五號、八頁、東京控訴)

四 償還請求の通知書に確定日付なき場合に於ては果して法定の期間内に償還請求の通知を發したりとの事實を認むるに足らず故に裏書讓渡人が所持人に對し手形金額に相當する金額を給付したりとするも之を以て手形の裏書人としての債務を履行したるものと云ふを得ず(一九號、七頁、東京地方)

五 約束手形の所持人が振出人に對し支拂を求むるには其支拂の場所に至り手形を呈示することとを要し又裏書人に對し償還請求權を主張するには振出人に對し適法に支拂を求めたるも其支拂なかりしことを拒絶證書により證明することを要す(二三號、一一頁、三四、二、一三日、東京地方)

京地方)

六 手形の所持人が振出人に支拂拒絶證書を作成せしめずして裏書人に償還請求の通知を爲すも裏書人は其請求に應ずべき義務なきものとす然れば義務者にあらざる裏書人が假令手形金の償還として辨濟を爲したりとするも振出人は之れが爲めに手形上の債務を免るるものにあらず(二四號、八頁、三四、二、一五日、東京地方)

七 書留郵便を以て償還請求を爲すも單に郵便受取證のみにして他に償還請求の通知を爲したりと認むべき立證なきときは償還請求の通知を爲したりと認むること能はず(二四號、一〇頁、東京地方)

八 法定の期間内に償還請求の通知書を送達の機關たる執達吏に交付したる以上は之を以て償還請求の通知を發したるものと認むるを相當とす(三〇號、一二頁、東京地方)

九 書留郵便の配達證を以て適法に償還請求の通知を發したるものと認むるを相當とす(三七號、二二頁、東京控訴)

一〇 手形の所持人が裏書人に對し償還請求を爲さんとするには満期日に支拂の場所に於て振出人に對し支拂を求むる爲め手形を呈示したる事實を拒絶證書により證明せざる可らず(三

七號、二二頁、東京地方)

一一 裏書人に對して償還の請求を爲し得るは適法に振出人に手形の呈示を爲したるも其支拂なかりし場合ならざるべからず(四一號、六頁、三四、五、一七日、東京控訴)

一二 小切手の所持人は支拂人が拒絶證書を作成するか又は之に代るべき手續を爲すにあらざれば振出人に對し償還の請求を爲すを得ざるものとす(四一號、九頁、松本區)

一三 支拂拒絶の旨を補箋に記載するも有效なりとす(四三號、二七頁、四八號、二七頁、山本氏説)

一四 手形の償還請求權保全の條件の第一なる手形の呈示の期間は満期日のみならず満期日又は其後の二日以内なりとす(四六號、四頁、菰淵判事説)

一五 手形の所持人が満期日に手形の支拂場所並に振出人の住所に就き支拂の爲めの呈示を爲さんとしたりと雖も何れに於ても振出人不在にして其呈示を果さざりし場合に於ては此事實を以て手形の所持人が振出人に對して請求の行爲を完ふしたるものと云ふこと能はず従つて振出人は尙遲滞に附せられたるものと認むべからず又適法なる拒絶書を作成なかりし場合に於ては商法第四百七十一號及び第四百九十一條の場合に該當せず従て所持人は利息の請求を

爲すを得ざるものとす(四七號、七頁、東京地方)

一六 舊商法に於ては償還請求通知の日が一般の休日にも當るも必ず其日に於て之が通知を爲すことを要す(四八號、二五頁、三四、六、四日、大審)

一七 償還請求權を保存するには満期日に手形を呈示するを要せず(五二號、一一頁、岡野博士説)

一八 支拂拒絶證書の作成は償還請求權保全の要件たることは商法第四百八十七條に明定せる所なり而して拒絶者に面會すること能はざる場合には其理由を記載せしむべきことは拒絶證書の要件にして之が記載なきときは其證書の効なきことは商法第五百十五條第三に依り明瞭なり(五四號、二二頁、東京地方)

一九 元來約束手形の所持人が前者に對し請求を爲さんと欲する時は支拂を求むる爲め振出人に手形を呈示するを要すと雖も所持人に於て懈怠なく呈示に要する相當の手續を盡したる以上は振出人の爲めに歸すべき事由により事實上呈示し能はずとするも法律上呈示の效力ありと云はざるべからず(六七號、七頁、東京地方)

二〇 振出人と別人なる者に對し作りたる拒絶證書は商法第五百二十九條第五百十五條の規定

の要件を具備せざるものなるを以て該拒絶證書は法律上其効なし従つて拒絶證書を作らずして償還を求めたると同一なるを以て同法第五百二十九條四百八十七條の規定に基き手形の權利を喪失すべきものとす(六八號、六頁、三四、一一、二〇日、東京控訴)

二一 手形の所持人は拒絶證書作成義務を免除せられたるときと雖も之を作成せしむる權能を失ふものにあらす(八〇號、二六頁、三五、一、二三日、大審)

二二 拒絶證書作成の義務を免除したるは拒絶證書のみを以て立證すべき制限を解きたるに過ぎざれば普通の證據方法により立證するの責任迄も免除したる者と云ふを得ず(九六號、二五頁、三五、六、一〇日、大審)

二三 拒絶證書作成の免除は必ずしも書面に依ることを要せず口頭にて可なり且つ償還請求の通知は通常執達吏をして其通知書を送達せしむるものなれども一人をして通知書を送達するも又口頭を以て通知するも有效なり(一〇一號、一六頁、大阪控訴)

二四 拒絶證書作成の免除は手形上の權利行使上に重大なる關係を有する者なれば其旨を手形に記載するにあらざれば其効を生ぜざるものとす(一〇六號、七頁、三五、八、七日、東京控訴)

二五 拒絶證書作成の免除は之を手形に記載すべしとの規定なきを以て之を手形に記載せざる

も有効なり(一〇七號、九頁、旭街主人東京控訴判決批評)

二六 商法第四百八十七條に所謂通知を發することは郵便に依ると執達吏に依囑し若くは雇人其他の人を介するとを問はず償還義務者に達し得べき方法を探れば足るものにして文書によりて通知を爲すことのみに限られたるものにあらず(一一一號、二五頁、三五、九、二三日、大審)

二七 償還請求の通知は法に於て別に其方法を定めざるに依り通知は通常到達し得べき手續を執るを以て足り必ずしも意思傳達の機關と定りたるものに依ることを要せず(一〇五號、二五頁、三五、九、五日、大審)

二八 執達吏は特に意思傳達の機關として任用せられたるものにあらずと雖も當事者の委任に依りては其意思の通知を爲すことを妨げざるを以て償還請求の通知を爲すことを執達吏に委任し其拒絕なかりし場合に於ては償還請求に必要な通知を發したるものと云はざるべからず(一〇五號、二五頁、三五、九、五日、大審)

二九 拒絕證書作成の免除は之を手形に記載せざるも有効なり何んとなれば商法中之を手形に記載すべしとの規定なければなり(一一九號、一九頁、梅博士東京控訴判決批評)

三〇 支拂を求むる爲めに爲す呈示は支拂拒絕證書作成期間内に之を爲せば足り必ずしも満期日に於て之れを爲すことを要せず(一二三號、六頁、三五、一二、二日、東京地方)

三一 手形の呈示は所持人が正當の時期及び場所に於て之を爲すも呈示に必要な手續を爲せば足り必ずしも振出人自身に對し現實に之を爲すことを要せず(一二三號、六頁、三五、一二、二日、東京地方)

三二 約束手形の振出人が特に手形に支拂地に於ける支拂場所を記載したるときは支拂を爲す爲めにする手形の呈示は支拂人の承諾あるにあらざれば必ず其記載の場所に於て爲さざるべからざると共に其支拂拒絕證書の作成も亦均しく其記載せられたる支拂の場所に於て爲すべきを要するものとす(一四九號、一六頁、三五、六、一日、大審)(一四八號、八頁、三六、六、二三日、東京地方)

三三 支拂拒絕證書作成義務の免除は呈示の義務をも免除したるものにあらず(一四八號、一四頁、三六、七、九日、大審)

三四 拒絕證書作成の義務を免除したる場合に於ては償還請求の通知を爲すことを要せず(一二八號、一四頁、梅博士說)

- 三五 約束手形に支拂場所を定めたるときは振出人が満期日に支拂の場所に在ると否とを問はず前者に對し償還請求を爲すには呈示の手續を爲さざるべからず然れども若し振出人が支拂の場所に出張せざるときは所持人は引換の爲め手形を準備し支拂場所に在るを以て振出人に對する呈示の手續を履踐したる者とす(一三六號、一二頁、三六、二、二六日、大阪控訴)
- 三六 支拂拒絶證書作成の義務の免除は單に償還請求權の保存に付き手形所持人をして支拂拒絶證書の作成を免れしむるに止まり支拂の爲めにする手形の呈示義務並に其呈示を證明するの責任を被免除者に與ふるものにあらず(一五三號、一一頁、三六、七、九日、大審)(三三一號、二三頁、京都地方)
- 三七 支拂を求むる爲めの呈示は満期日に於てせざるべからざるものにあらず満期日後の二日内に於ても亦之れを爲し得るものとす(一五八號、一四頁、三六、七月、大審)
- 三八 支拂命令の送達は手形法に於ける手形の呈示としては不適法なり(二〇〇號、二〇頁、三七、三、二五日、東京地方)
- 三九 日曜日は拒絶證書作成期間に付て猶豫を與ふる理由とならず(二一二號、一八頁、三七、五月、東京控訴)(二五八號、一四頁、梅博士反對批評)

- 四〇 手形の呈示は手形所持人が支拂を求むる爲支拂場所若しくは手形の支拂を求むるに適當なる場所に至るも支拂義務者に面會すること能はざるときは手形の呈示は此に完了する者とす(三七、八、二八日、大審)
- 四一 拒絶證書の作成を免除したる場合に在りても償還請求の通知は満期日若しくは其翌日に於て發せざるべからざるものにして拒絶證書を作成したる場合たるも又は作成せざる場合たるもに依りて償還請求の通知を發すべき時期を異にするべきものにあらず(二五七號、一二頁、三七、二二、六日、大審)
- 四二 拒絶證書作成免除の行爲は之を手形に記載するにあらざれば手形上の效力を生ぜざるものなりと雖も直接當事者の間に在りては假令之を手形に記載せざるも有效なるものとす(二五五號、八頁、三七、二二、一〇日、大審)(一九九號、一九頁、梅博士說)
- 四三 期間の末日が日曜日に當るときは銀行に付ては期間は其翌日を以て満了す故に支拂場所の銀行なる約束手形の拒絶證書作成の期間の最終の日が日曜日に當る時は翌日を以て満了す(二五八號、一四頁、梅博士東京控訴判決批評)
- 四四 支拂場所たる銀行の行員に對して手形を呈示したるに支拂なきときは償還請求を爲すこ

とを得(二六九號、一一頁、梅博士批評)

四五 手形呈示の事實は必ずしも拒絶證書を以て證明せざるべからざるものにあらず(二七九號、一二頁、三八、四、六日、大審)

四六 商法第四百八十七條に所謂償還請求の通知を發するとは償還請求を爲さんとする手形所持人が其通知の發送に關し自ら爲すべき行爲を完了し其通知をして當然被通知人に到達すべき状態に在らしむるの意義なるが故に手形所持人が執達吏を以て償還義務者に對し償還請求の通知書を發送する場合に於て其通知書を當然償還義務者に到達せしむべき状態に在らしむるには執達吏に對し通知書を發送したるのみを以て足れりとせず必ず其送達に付執達吏の承諾あることを要するものなりとす(二八八號、六頁、廣島控訴)(三〇五號、一八頁、三八年、東京控訴)

四七 拒絶證書を作成するは手形所持人が其權利行使上必要條件として爲すべき行爲に屬すれば假令其作成義務を免除せられたる場合に於ても尙必要あるときは之を作成するを妨げず而して一旦之を作成したる時は最早其作成の免除に藉口し其の一旦爲したる拒絶證書作成の行爲を無視することを得ざれば已に拒絶證書を作成したる以上は商法第四百八十七條の規定に

從ひ拒絶證書作成の翌日までに償還請求の通知を發することを要す(二八八號、六頁、廣島控訴)

四八 手形金支拂の催告は手形を呈示して之を爲すべきものにして手形の呈示の伴はざる手形金支拂の催告は債務者に對して催告の目的たる效力を生ずることなく全然無効のものなり(二九三號、一一頁、三八、六、六日、大審)

四九 償還請求の通知を管轄違の執達吏に爲さしめたるは無効なり(三一六號、二二頁、三八年、大審)

五〇 拒絶證書作成の翌日とは現に拒絶證書を作成したる日の翌日を云ふものにして作成期間の翌日と云ふものにあらず隨つて償還請求の通知を發するには現に拒絶證書を作成したる日の翌日までに爲さざるべからず(三八七號、一〇頁、三九、一〇月、東京控訴)

五一 手形所持人が支拂を求むべき時期に於て之を求むる爲め手形を携帶して支拂場所に臨むも支拂人不在の爲め手形を示し支拂を求むること能はざりし場合は手形を呈示して支拂を求めたと法律上同一なりとす(三九八號、一四頁、三九、一一、二六日、大審)

五二 約束手形金償還請求通知の方法は法律に別段の規定なきが故に被通知者に到達すべき方

法を執れば足るものにして郵送すると使者に持参せしむるとは問ふ處に非ず又通知書を郵送する場合に於ては何人をして郵便に付せしむるも法律上妨げなく其者が執達吏たると普通人たると之れ亦其問ふ處に非ず(四五二號、八頁、四〇、八、三〇日、大審)

五三 執達吏が手形所持人の依頼により其職務を有効に行ふと能はざる他管内居住者に對し償還請求の通知書を發送したるときは有効にして償還請求の通知ありたるものと見ることを得(四三三號、一八頁、大阪控訴)

五四 拒絶證書作成を免除せられざる限り手形の所持人が之を呈示したることの事實は法律上單に拒絶證書に依りてのみ證すべきことに制限せられたるものなり(四四六號、八頁、四〇、八、一三日、大審)

第七節 保證

一 手形債務の保證を爲したる保證債務の履行を要求するには該約束手形の正常なる權利者たるを要す從て満期日に於て拒絶證書を作成せしめずして振出人に於て支拂を爲したるときは之れ償還を爲すべからざるに償還を爲したるものなれば振出人は之に依りて手形の正常なる權利者と云ふことを得ざるを以て保證債務の請求を爲すことを得ざるは勿論なりとす(五二號、六頁、東京地方)

二 約束手形に裏書人兼保證人として署名捺印し之を讓渡するとき該手形に於ける振出人の債務に付保證を爲したるものと認む而して此くの如く同一人が種類を異にする二以上の手形行爲を爲すも一の署名を以て爲し得ざる理由なきを以て斯る手形行爲は有效なり(一一三號、七頁、三五、一〇、六日、奈良地方)

三 一旦振出されたる約束手形の保證人は其手形債務が支拂日に於て支拂はれざるが爲め更に之に代はるべき約束手形の振出されるときは後の約束手形に對しても等しく保證債務を負担すべきものとす(三五四號、七頁、三九、三、二日、東京控訴)

四 約束手形の主たる債務者が其義務を履行せざるに付き其支拂を請求するが爲めに要したる訴訟費用は主たる債務の從たるものにして保證人に於て保證債務を負担せざるべからず(三五四號、七頁、三九、三、二日、東京控訴)

五 手形の保證を別個の書面を以て爲したるときは手形保證の效力を生ぜざるも民事上保證の效力を生ず(一三五號、一五頁、三六、三、一九日、大審)

第八節 參加

第一款 參加引受

第二款 參加支拂

第九節 拒絕證書

- 一 拒絕證書には約束手形に記載しある事項の全部を記載することを要するが故に手形の記載事項の一なる約束手形なる文字の記載を缺く證書は不適式にして拒絕證書たる效力を有せざるものとす(三一號、一三頁)
- 二 商法第四百四十二條の規定は支拂を求むる爲めの呈示若くは支拂等凡て利害關係人の營業所若し之れなければ住所又は居所に於て爲すべき趣旨なるが故に従つて支拂なき場合に於て作るべき拒絕證書も亦其場所に於て作るべき者とす(四七號、七頁、東京地方)
- 三 支拂拒絕證書の作成は償還請求權保持の要件たることは商法第四百八十七條に明定せる所なり而して拒絕者に面會すること能はざる場合には其理由を記載せしむべきことは拒絕證書の要件にして之が記載なきときは其證書の効なきことは商法第五百十五條第三に依り明瞭なり(五四號、二二頁、東京地方)
- 四 一定の營業所あるに拘らず他の場所に於て爲したる約束手形の呈示は不適法のものとする従つて其呈示に基き同一の場所に於て作成せられたる拒絕證書は法定の要件を具備せざるものなり(八三號、七頁、三五、三、三二日、東京地方)
- 五 支拂の場所を定めたる場合に其場所以外に於て手形の呈示を爲し拒絕證書を作成するも其拒絕證書は適式のものとして云ふを得ず(八六號、一一頁、三五、三、二八日、東京地方)
- 六 約束手形支拂拒絕證書に振出人不在に付代理人某に出會の上呈示し云々とのみ記載し其の氏名を明記せざる拒絕證書は適法に手形を振出人に呈示されたる事實を證明するに足らざるものとす(一一九號、一〇頁、三五、一一、一〇日、東京地方)
- 七 拒絕證書を作成するに當り拒絕者に面會すること能はざる場合に於ては唯拒絕者に面會すること能はざりし理由を記載すれば足り請求趣旨を記載することを要せざるものとす(三七、八、一八日、大審)
- 八 執達吏が支拂拒絕證書を作成するには自ら支拂人に對し手形を呈示し其支拂を求めたる上

支拂人之應ぜざるか又は支拂人に不在其他の事由に因り面會する能はざることを確むるを要す（二六八號、六頁、三八、二、一四日、東京地方）

九 手形呈示の事實は必らずしも拒絶證書を以て證明せざるべからざるものにあらず（二七九號、一二頁、三八、四、六日、大審）

一〇 執達吏が委任を受けて拒絶證書を作成する場合に於ては商法第五百十五條第三號に規定したる事項は執達吏自ら關與したる事項を記載すべきものにして委任者と拒絶者との間に爲したる過去の行爲を單に委任者の陳述に基き之れが記載を爲すべきものにあらず（三八、八、二四日、大審）

一一 拒絶證書の作成を免除せられざる限り手形の所持人が之れを呈示したることの事實は法律上單に拒絶證書に依りてのみ證すべきことに制限せられたるものなり（四四六號、八頁、四〇、八、一三日、大審）

第十節 爲替手形の複本及び謄本

第三章 約束手形

一 商法に所謂振出場所として手形に記載すべきものは一個に限るものとす故に振出地二個の記載ある場合には何れが真正なりや明確ならず真正の振出地明瞭ならずとせば結局振出地の記載なき無効の手形なりと云はざるべからず（二號、七頁、東京控訴）

二 會社支店名義の手形は有效なりとす（九號、一二頁、大阪控訴）

三 約束手形中「何々銀行に於て支拂可申云々」と記載ある場合には該文字は支拂の場所の記載と解釋するを以て正當とす故に振出人が其の銀行に於て支拂を爲さざるときは其支拂の場所は其營業所住所又は居所と同一の作用を爲すものとす（一二號、一二頁、岡野博士說）

四 約束手形に何々銀行に於て支拂ふ可き旨の附記あるときは其銀行を以て支拂の場所と認むるを相當とす故に如斯場合には手形の所持人が銀行に呈示せずして振出人の營業所に呈示したるは無効なり（一三號、七頁、東京控訴）

五 約束手形に振出地二ヶ所を記載したるときは何れを以て振出地と爲したるや分明ならざるを以て振出地の記載なき無効の手形なりとす（一三號、八頁、東京區）

六 約束手形に記載すべき振出の場所は振出の場所として記載されたものなる事を要し他の目的を以て記載したる文詞より之れを推定する事を得ざるものとす（一七號、九頁、三三、一

二、二〇日、東京控訴)

七 約束手形の振出人の住所は其振出地と常に一致すべきものにあらず故に三名連名の振出人ある場合に於て各振出人の住所を記載しあるのみにては振出地何れなるや判明せざるを以て其手形は無効なり(一七號、一〇頁、三三、一二、二〇日、東京控訴)

八 兩名連署の約束手形に各振出人の住所中大字を異にするも斯の如きは同一區域内に居住すること明瞭なれば商法第五百二十五條に所謂振出地の記載あるものと云はざるべからず(二三號、一〇頁、三四、二、七日、宇都宮地方栃木支部)

九 約束手形に記載すべき要件たる振出地は番地の如き詳細なる記載を以て之れを表示するを要せず(二六號、七頁、三四、三、二日、東京控訴)

一〇 約束手形の所持人は振出人に對し満期日に之れが呈示を爲さざるも裁判所に訴求することとは妨げなきものとす(二六號、七頁、三四、三、二日、東京控訴)

一一 約束手形の振出人が三名連署の場合に於て各振出人の肩書に「牛込區何町」と記載しあるときは該約束手形は東京市を振出地として表示したるものとす(三六號、九頁、東京地方)

一二 住所を異にするも商法に所謂振出地とは其の町村番地等詳細に明示するを要せざるものとす(二六號、一一頁、大審)

一三 何市なる文字の記載なき約束手形は振出地の記載なき無効の手形なりとす(三二號、六頁、三四、四、二三日、東京地方)

一四 約束手形の振出人の肩書に「何區何町何番地住居」の記載ある場合に於ては同所は住居地の記載なりとは認め得べきも之れを以て振出地と認むることを得ず(三三號、六頁、三四、四、二〇日、東京地方)

一五 一個の手形には其振出の場所一個たるべきは勿論なり故に振出地の三個記載しあるときは無効の手形なりとす(三三號、七頁、三四、四、二〇日、東京控訴)

一六 約束手形の要件たる振出地の記載は必らずしも其地名を明記することを要せず手形上の記載により之れを認知することを得るときは振出地の記載あるものと認むるを相當とす(三三號、四頁、三四、五、四日、東京地方)

一七 手形の振出は單一行爲にして二個所に於て同時に同一の手形を振出すは不能の事に屬するを以て手形に振出地三個の記載ありとすれば何れが眞正のものなるや明瞭ならず從て一定

の振出地の記載なき無効の手形なりとす（三六號、五頁、東京控訴）

一八 手形の宛名に單に兩國銀行王子支店とのみにて株式會社の文字の記載なき場合は株式會社兩國銀行は約束手形の受取人として其の支拂を請求するの權利なし（三七號、二二頁、東京地方）

一九 手形の振出地又は支拂地は東京と云ひ大阪と云へる如き一定の經濟的地域を指示する者にして其地域内に於ける區町番地の如き小區畫若くは地點を云ふ者に非ず（四〇號、一二頁、三四、六、六日、東京地方）

二〇 約束手形の振出地の記載は其手形の果して何れの地に於て振出されたるものなるやを識別し得れば足り必ずしも明かに現實の振出地を管轄する府縣又は市を記載せざるも苟くも當然之を認知し得るに於ては毫も法律の條件に反したりと云ふべからず（四一號、一頁、法律新聞社説）

二一 約束手形に記載すべき振出地には特に市を冠せざるも何區何町何番地と記載あれば手形振出地の記載ありと云ふを得べし（四一號、二頁、同前）

二二 約束手形の振出地並に支拂地は住所地の區域又は之れと同一種類の區域に依りて定めら

るいものなれば區を有する市にありては區の行政區畫を以て手形の振出地及支拂地の區域を定むるものなり（四一號、四頁、松本辯護士説）

二三 手形の振出地に日本橋區麴町區と記載するも何れも東京市内に在ること明瞭なれば特に東京市と記載せずとも之れを記載したるに等しと云はざるべからず（四一號、一九頁、梅博士説）

二四 約束手形の振出地と住所地とは混視すべからず故に住所地は區名を記するも町名を記するも差支なきに拘はらず振出地は必らず地名を掲げ場所を掲げざるべからざるものとす而して手形に振出地の記入なきときは假令住所地の記入あるも該手形は無効なり（四二號、二〇頁、岡野博士説）

二五 手形の振出地が商業地區ならざるべからざるを得ずとは手形法上の明定する所にあらず故に何區の上に東京の二字を冠せざる手形と雖も有效なり（四二號、二〇頁、江木博士説、四二號、二二頁、菊池博士説）

二六 約束手形の振出地と爲すことを得るものは東京大阪の如く經濟上一の獨立したる地域ならざる可からず従て東京は一の獨立したる地域なるも日本橋區は然らず故に東京の記載なき

手形は手形要件を欠く無効のものなりとす（四四號、一〇頁、三四、六、二九日、東京地方）

二七 振出人の肩書に東京市神田區錦町何丁目何番地とあるは東京市を以て振出地と記載したるものにして其神田區以下の文字は重要ならざる附隨の文字たるに過ぎざるものと認定するを穩當なりとす（四六號、二二頁、東京控訴）

二八 無記名式の約束手形に「貴殿又は貴殿の指圖人へ」の數文字あるも右は全く無用の文詞を記述したるに止まり之が爲めに無記名式手形の要件を欠缺せるものと云ふを得ず（四七號、一八頁、大阪控訴）

二九 約束手形の振出地と爲すことを得るものは經濟上獨立したる地域ならざるべからず故に東京は經濟上獨立の地域なるを以て振出地となすことを得るも其一小部分たる下谷區櫻木町は然らず故に下谷櫻木町を振出地として記載したる手形は無効なりとす（四九號、二二頁、東京地方）

三〇 手形債務の保證を爲したる者に對し其債務の履行を要求するには該約束手形の正當なる権利者たるを要す而して滿期日に於て拒絕證書を作成せしめずして振出人に於て支拂を爲したるときは償還を爲すべからざるに償還を爲したるものなれば振出人は之に依りて手形の

正當なる権利者と云ふことを得ざるを以て從て保證債務の請求を爲すことを得ざるは勿論なり（五二號、六頁、東京地方）

三一 約束手形振出人の肩書に西區南堀江通り何丁目何番地何某と記載したるは振出人の住所と振出地とを記載したるものと認むるに足るべく又大阪市の記載なしとて之を適法の振出地の記載を缺くものと認むるは不當なり（五四號、七頁、大阪控訴）

三二 東京府又は南足立郡として振出地を記載したればとて之を以て適法に振出地を記載したりと云ひ得べきものにあらず（六〇號、六頁、三四、一〇、一四日、東京地方）

三三 約束手形の被振出人氏名の肩書は住所を表示する目的に出でたるものにして振出地を表示するの目的に出でたるものにあらずと解釋すべきものに非ず何となれば若し斯の如く解するに於ては該手形は振出地を表示すべき記載を缺くに至るべきを以てなり此の故に斯る記載は振出地を表示する爲めの記載と認むるを相當なりとす（六〇號、六頁、三四、一〇、一四日、東京地方）

三四 約束手形の振出人の負擔する義務は單純なる支拂の義務なれば所持人が單純なる支拂の請求を爲すは相當なりとす唯商法第五百二十九條第四百八十三條に依れば手形金の支拂は手

形と引換に非ざれば之を爲すを要せざるものと爲せども之れ二重拂ひの弊を防がんが爲め現實支拂を爲す際に付き定むるものにして支拂義務の單純なることを妨ぐるものにあらず(六二號、八頁、三四、一〇、二六日、東京地方)

三五 法律上約束手形の振出地と稱する地域は市町村若くは北海道(沖繩)の區の如き行政区畫中獨立したる最小地域の謂なりと論ぜざるを得ず(六二號、一六頁、三四年、大審)

三六 支拂地の記載無き約束手形は商法第五百二十六條に依り其振出地を以て支拂地と爲さざるべからず(六七號、七頁、三四、一一、二五日、東京地方)

三七 約束手形には支拂場所を定むることを得るは商法第五百二十九條第四百五十四條に依り其支拂地に限るものとす故は約束手形に「合名會社三井銀行本店に於て支拂可申候」とあるときは孰れも皆商法第四百四十條に所謂無効の記載と云はざるを得ず(六七號、七頁、三四、一一、二五日、東京地方)

三八 約束手形の符箋に「本金額は株式會社那賀銀行に於て支拂可申候也」と記載したる場合には同銀行に於て手形金額の支拂を爲すべき意思たることを明認するに足るを以て該符箋は手形の支拂地を定めて記載したるものと認むるを相當とす(六七號、九頁、三四、一〇、二三日、

大阪控訴)

三九 約束手形に貴殿の指圖人の文字を抹消しあるも約束手形は指圖文句の記載を必要とせざるが故に該抹消は約束手形の効力を證するものにあらず又但本文の金額は云々の文字は振出人に於て裏書禁止の旨を記載したるものと認むるの外なき場合には其記載も亦手形を無効たらしむること能はざるものとす(六八號、五頁、三四、一一、二一日、東京地方)

四〇 商法上約束手形は満期日を以て基本とするものなれば手形に支拂の年月を記入するも日の記入を缺くときは其年月は何等の効用を生ぜず全く満期日の記載なき手形とす(中略)而して満期日の記載なき約束手形は一覽の日を以て満期日と爲すべきものなることは商法第五百二十九條四百五十一條の規定に照して明かなる所なれば斯る手形は一覽拂の約束手形なりとす(六九號、六頁、三四、一一、二八日、大阪控訴)

四一 支拂地の記載の有無は約束手形の有効無効に何等の影響を及ぼすものにあらず(七三號、七頁、三五、一、二〇日、東京地方)

四二 株式會社の取締役が自己に宛て振出したる約束手形は民法第百八條商法百七十六條に違背するを以て無効なりとす(七八號、七頁、三五、三、六日、東京控訴)

四三 振出地を東京と記載し市なる文字を缺くも手形法上振出地の記載なしと云ふを得ず(八三號、七頁、三五、三、三一日、東京地方)

四四 約束手形の受取人合名會社某銀行を單に某銀行とのみ記載したるときは商法第五百二十五條第三號の要件を欠缺せる無効の手形とす(八一號、九頁、三五、二、一四日、大阪地方)

四五 約束手形に振出地現住所と記載し他の部分即ち振出人の肩書に東京市何町何番地とある以上は依て以て其振出地の東京市たることを推知するに足るを以て振出地の要件を缺く無効の手形なりと云ふを得ず(八七號、七頁、三五、四、二八日、東京地方)

四六 約束手形に「明治何年何月何日限り云々」との記載あるは支拂期日を定めたるものと認むべきを以て満期日の記載を缺きたる無効の手形なりと云ふを得ず(九〇號、六頁、三五、五、一四日、東京控訴)

四七 約束手形の振出人は其呈示の有無を問はず満期日到来の時より當然支拂を爲すの義務あるものなれば呈示を受けざりしことを理由として手形金の請求を拒むことを得ず然れども振出人は呈示を受くるにあらざれば遲滞の責なきものとす(九〇號、六頁、三五、五、一四日、東京控訴)

四八 約束手形の所持人が其振出人に對し權利を行使するには直に訴の提起により支拂を請求するも又は訴の提起前支拂を求むる爲め手形の呈示を爲すも固より其自由たり(九一號、九頁、三五、五、五日、東京控訴)

四九 約束手形の裏書人が故意に其日付を溯記することあるも之が爲め法律上被裏書人が振出人に對する手形上の權利を行使し得べからざる理由なし(九二號、八頁、三五、五、三一日、東京控訴)

五〇 手形の振出地は市町村の如き獨立したる最小の行政區劃を記載すれば足るものにして郡縣の如きは之を記載するを要せざれば縱令他縣下に同一名稱の市町村ありて果して何れの縣下の市町村を指示するや不明なるも之を以て手形の要件たる振出地の記載なきものと爲すを得ず(九七號、二五頁、三五、六、一七日、大審)

五一 約束手形に株式會社水戸銀行東京支店に於て支拂可申候とあるは支拂場所を定めたるものとして有效なり(一〇四號、一五頁、東京地方)

五二 手形に記載しある何日限りの文字は必ずしも期間を意味するものと解せざるべからざる法則あるにあらざれば之を支拂の満期日を意味するものと解釋するも違法にあらす(一〇五

號、二五頁、三五、七、二三日、大審)

五三 法律上振出地として指定せらるゝ地域は獨立せる最小の行政区劃たることを要するものとす故に約束手形の振出地として東京市と記載したるときは有效なれども東京府と記載したるときは無効なり(一二〇號、一六頁、三五、二二、一六日、東京控訴)

五四 約束手形の振出地とは行政区劃中獨立したる最小地域の謂ひなるを以て振出地が村なるに於ては其村名を記載す可きものにして其村より大なる東京府なる行政区劃を振出地と記載したるときは不合法なり(一二二號、一〇頁、三五、二二、一八日、東京地方)

五五 振出地としての記載が不合法なる以上は振出地の記載なきに等しく振出地の記載なき手形は手形上の要件を欠缺せる無効の者なり(一二二號、一〇頁、三五、二二、一八日、東京地方)

五六 支拂場所として北村銀行大阪支店と記載しあれば其記載の自體に於て支拂場所は大阪市なるは明かなれば別に支拂場所の記載なきも有效なり(一二三號、七頁、三五、一二、二五日、大阪控訴)

五七 手形の振出地が實際振出したる地と相違するも該手形を無効ならしむるものにあらす(一二六二號、一三頁、三六、七、三〇日、東京控訴)

五八 約束手形は其性質上振出人は自己を受取人となすことを得ざるも振出人が自己の振出したる約束手形を更に他人より譲受け又は之を他人に譲渡することは約束手形上毫も障礙を來すものに非ず(二七六號、一二頁、三六、一〇、二〇日、大審)

五九 約束手形の振出人は振出行爲ありたるときより手形債務を負擔すべきものにして支拂請求の爲めに爲す呈示は其債務の履行を求むる手續たるに過ぎず従つて其呈示なかりしとして支拂義務發生せずと云ふべからず只振出人は其支拂の爲め呈示を受け之を拒みたる場合に始めて遲滞の責に任すべきものなるが故に遲滞利息を請求するには手形を呈示して支拂を求めたる事實を證明せざるべからず(二三六號、五頁、三七、九月、大阪控訴)

六〇 約束手形に振出地の記載を缺くや否やの事項は裁判所が職權を以て調査すべき事項にあらざるを以て當事者間に争の生ぜざる以上は裁判所は必ず進んで之を調査し之が有效無効を判斷するを要せざるものとす(二四九號、一〇頁、三七、一〇月、大審)

六一 約束手形に苟も振出地として最小獨立の行政区劃たる地域を記載しある以上は其記載したる地域と同一の名稱を有する他の最小獨立の行政区劃二個ありて其指定する所の地域精確に知るを得ざる場合と雖も手形の有效上何等妨げなし何んとなれば手形の形式の完備したる

や否やは手形自體に據りて定まるものにして四圍の事狀を參酌すべきものにあらざればなり
(二五〇號、一二頁、三七、一二月、大審)

六二 約束手形の振出人は手形の振出により當然所持人に對し一覽拂の手形に在りては振出後何時にても手形金額を支拂ふの義務を負ふものにして其義務たるや所持人が手形上の請求を爲すに當り振出人に對し手形を呈示したると否とに因り何等の影響を受くるものにあらず唯所持人が手形を呈示し履行の請求を爲さるときは遲滞の責に任ぜざるも之が爲め手形金支拂の義務を免るゝものにあらず(二五七號、六頁、三七、二二、一九日、東京控訴)

六三 受取人の氏名を缺きたる約束手形と雖も振出人に於て便宜の時に記入せしむべきことを受取人に依頼し得べきは法の禁する處にあらざるを以て受取人に於て氏名の記入により有效の手形と爲し得るは妨げなし此場合に於ては受取人の氏名を記入したる時に於て手形振出行爲は完全に成立し此時より手形上の效力を生ずるものとす(二六四號、一七頁、大審)

六四 約束手形中に「手形として效力を生ぜず又は失ひたる後に法則の制限内に於て指圖債權證書として效力を保有せしめ此の手形の振出人保證人及び裏書人は其證書の振出人保證人及び裏書人として連帶して本券の所持人に對し本金額を支拂ふ可き事を特約致候」との記載は

手形に記載すべき事項にあらざるが故に手形上の效力を生ぜざるも此記載は公の秩序又は善良の風俗に反する事項にあらざるが故に法律上何等の效力を生ぜざる筋合なし(二六五號、一九、三八、二、二一日東京控訴)(二八一號、一八頁、宮城控訴)

六五 手形が無効若しくは失効時効に罹りたる等により無効に歸したるときは所定の金額を損害賠償として支拂ふべき旨の豫定特約は有效なるも訴訟費用に付ては同規定は公の秩序に關するを以て訴訟費用の豫定賠償を特約するも其效なし(二八六號、二二頁、三八、五、二六日、大審)

六六 會社が約束手形を振出すに付ては其代表機關たる取締役に於て會社の爲めにするの意を明かにして取締役自己の名を署することを要す隨つて振出人何々會社何支店とのみありて其代表者の署名若しくは之に代るべき記名捺印なき約束手形は法律上無効とす其理由は表意者自己の名を署すべきものなることは署名の性質上固より當然なればなり(三八、二、七日、大審)

六七 約束手形の所持人が振出人に對して支拂ひの爲めの呈示を爲さざりしとして振出人は之れが爲め支拂義務を免かるべきものにあらず(二七三號、一五頁、大審)

六八 振出地の文字の下に空白を存し之と併記せる住所の下に某縣某郡某村と掲げたる約束手形は一見振出地の記載を缺きたる無効手形たるの觀あるも凡そ證券は有効に解釋するを相當

とするを以て該手形の記載を以て振出地及び住所を表示したるものと認定せざるを得ず(二八五號、四頁、三八年、大阪地方)

六九 「右金額明治年月日貴殿又は貴殿の指圖人へ此手形引換へに無相違支拂可申候也」との約束手形の支拂の約束は單純にして満期日の記載なきが故に一覽拂の手形なりとす(二八六號、七頁、三八年、大阪控訴)

七〇 約束手形に「右金額貴殿又は貴殿の指圖人に此手形引換に無相違支拂可申候也」とありて其宛名なく又所持人に支拂ふべき旨の記載なきものは記名式無記名式何れにも該當せざるを以て有效なるものとなすを得ず(三九、一〇、三日、東京控訴)

七一 約束手形に商法第五百二十五條規定の各事項を記載し振出人たる會社の代表者の署名捺印ある以上は假令其手形が個人たる其代表者に宛て振出されたる場合と雖も其手形は形式上有效なりとす(三九、九、二九日、東京控訴)

七二 手形の振出人は満期日後と雖も何時にても手形金を支拂ふべき義務あるものなるが故に假令手形の呈示なしとするも是れ只振出人に遅滞の責任が生ぜざるに止まり振出人は之れを以て手形金の支拂を拒むことを得ざるものとす(四一五號、七頁、四〇、一、二八日、東京控訴)

七三 約束手形の支拂場所を東京市三井銀行深川支店としたるは手形法上無効なり(四七八號、一五頁、四〇、一一、二五日、東京控訴)

七四 約束手形の支拂期日として月日のみを記載して年數を記載せざる場合に於ては振出年數の支拂期日と認めらるべきものにして該手形は有效なり(四三九號、一一頁、四〇、六、一七日、東京控訴)

第四章 小切手

- 一 商法第五百三十四條の規定は必ず小切手に記載すべきものにして補箋に依る記載は法律上無効なりとす(三八號、五頁、四五號、二七頁、荻淵判事説)
- 二 小切手の所持人は支拂人が拒絶證書を作成するか又は之に代るべき手續を爲すにあらざれば振出人に對し償還の請求を爲すを得ざるものとす(四一號、九頁、松本區)
- 三 商法第五百三十四條の規定たるや小切手の償還請求を爲すに付て特に簡略なる方式を定めたる例外規定に屬するを以て力めて嚴正なる解釋を執るべきこと勿論にして本來小切手其ものにあらず全く別異に成立したる書面と認めざるを得ざる補箋に支拂拒絶の趣旨の記載あり

とするを以て該手形の記載を以て振出地及び住所を表示したるものと認定せざるを得ず(二八五號、四頁、三八年、大阪地方)

六九 「右金額明治年月日貴殿又は貴殿の指圖人へ此手形引換へに無相違支拂可申候也」との約束手形の支拂の約束は單純にして満期日の記載なきが故に一覽拂の手形なりとす(二八六號、七頁、三八年、大阪控訴)

七〇 約束手形に「右金額貴殿又は貴殿の指圖人に此手形引換に無相違支拂可申候也」とありて其宛名なく又所持人に支拂ふべき旨の記載なきものは記名式無記名式何れにも該當せざるを以て有效なるものとなすを得ず(三九、一〇、三日、東京控訴)

七一 約束手形に商法第五百二十五條規定の各事項を記載し振出人たる會社の代表者の署名捺印ある以上は假令其手形が個人たる其代表者に宛て振出されたる場合と雖も其手形は形式上有效なりとす(三九、九、二九日、東京控訴)

七二 手形の振出人は満期日後と雖も何時にても手形金を支拂ふべき義務あるものなるが故に假令手形の呈示なしとするも是れ只振出人に遅滞の責任が生ぜざるに止まり振出人は之れを以て手形金の支拂を拒むことを得ざるものとす(四一五號、七頁、四〇、二、二八日、東京控訴)

七三 約束手形の支拂場所を東京市三井銀行深川支店としたるは手形法上無効なり(四七八號、一五頁、四〇、一、一五日、東京控訴)

七四 約束手形の支拂期日として月日のみを記載して年數を記載せざる場合に於ては振出年數の支拂期日と認めらるべきものにして該手形は有效なり(四三九號、一一頁、四〇、六、一七日、東京控訴)

第四章 小切手

一 商法第五百三十四條の規定は必ず小切手に記載すべきものにして補箋に依る記載は法律上無効なりとす(三八號、五頁、四五號、二七頁、蕪洲判事説)

二 小切手の所持人は支拂人が拒絶證書を作成するか又は之に代るべき手續を爲すにあらざれば振出人に對し償還の請求を爲すを得ざるものとす(四一號、九頁、松本區)

三 商法第五百三十四條の規定たるや小切手の償還請求を爲すに付て特に簡略なる方式を定めたる例外規定に屬するを以て力めて嚴正なる解釋を執るべきこと勿論にして本來小切手其ものにあらず全く別異に成立したる書面と認めざるを得ざる補箋に支拂拒絶の趣旨の記載あり

とするも之れを以て支拂拒絶證書の作成に代はるべき效力を有するものと爲すことを得ざるものとす(五〇號、二二頁、東京地方)

四 商法第五百三十二條の規定は命令的の規定なるを以て當業者相互間に呈示期間經過後の小切手と雖も支拂を爲すべき旨の特約を爲すも斯る特約は手形上の效力なし(九四號、一頁、法律新聞社説)

五 小切手は爲替手形と異なり振出人は同時に支拂人たることを得るの規定なし故に現今送金手形の代用として本店支店間に使用する小切手は即ち振出人と支拂人との資格が同一人格者の頭上に在るを以て商法違反の小切手なりと云はざるべからず(九四號、二頁、同上)

六 小切手は資金なく又は信用を得ざるときは之を振出すことを得ざるものなれば振出人と支拂人との間に交互計算の約ありて小切手を振出したる場合に於ては振出當時振出人が現實に資金を有したると否とに拘はらず法律上振出人は資金ありて小切手を振出したるものと看做すべきものとす(九九號、一五頁、三五、七、五日、大審)

七 「某殿又は持參人に御支拂可被下候也」と記せる小切手は記名式にあらず無記名式にもあらず我商法に認めたる様式外に屬すと雖も手形要件以外の記載は手形の效力を生ぜざるに止

まり其手形は無効となすべき理由なければ「某殿又は」の記載は要件以外の記載と看做し持參人拂なる無記名式の手形として有効なり(一〇二號、二頁、法學士高橋捨六氏説)(一〇四號、五頁、松本判事説)

八 小切手の支拂人は受取人となることを得(一〇一號、三頁、法學士高橋捨六氏説)

九 小切手の支拂人は被裏書人となることを得(一〇一號、四頁、同上)

第五編 海商

第一章 船舶及船舶所有者

第二章 船員

第一節 船長

第二節 海員

第三章 運送

第一節 物品運送

第一款 總則

- 一 商法第六百十三號末項は沈没後存在する即ち救助せられたる運送品の價格を限度とすべきものにして既に滅盡したる當初積載物品の價格を限度とすべきものにあらず(五〇號、六頁、三四年、大審)
- 二 商法第六百十三條第二項に所謂運送品の價格を超へざる限度とは滅失したる積荷の價格を控除したるものならざるべからず然るに判決に於て沈没船舶が危難の際積載したる荷物の價格全部を標準として運賃支拂の義務ありと爲したるときは法律を不當に適用したるものとす(五〇號、七頁、大審)
- 三 船夫の過失に基き荷送人に生ぜしめたる損害は其雇主に於て負擔すべきものとす(九五號、六頁、大阪控訴)

第二款 船荷證券

一 船荷證券は所謂物權的證券なれば其證券に依り代表せらるゝ物の所有權は法律上其證券を所持する權利を有する者に屬す從て假令其證券を騙取せらるゝも證券を所持するの權利を失はざる以上は物の所有權も亦法律上喪失すべきものに非ず(九三號、九頁、三五、五、二八日、函館地方)

第二節 旅客運送

第四章 海損

第五章 保險

第六章 船舶債權者

破産法

第一章 破産宣告

一 約束手形の振出人が支拂を爲さざりし時と雖も其支拂ふこと能はざるの故を以て支拂を爲

さしりしものにあらざる以上は破産の宣告を爲すべきものにあらず（一六號、八頁、東京控訴）

二 破産の申請を理由なしとて却下せられたる場合に於て同一の事實に付き單に支拂停止の日に相違ありとし再び破産の申請を爲すも他に破産の理由を生じたるものなりとの證明あるに非らざれば該申請は一事不再理の理由を以て棄却すべきものとす（二一號、七頁、三四年、大審）

三 破産裁判所は破産の申請ありたるときは債務者が支拂を停止したりや否やを審理するに止り其申請の基本たる債權の存否に付き争ある場合に於ても之が存否を判断すべきものにあらず（三六號、一〇頁、三四年、大審）

四 手形の償還義務發生當時非商人にして其義務を履行する能はざるときは之に對して破産の宣告を爲すべきものにあらず（四一號、九頁、三四、六、一四日、大阪地方）

五 債務者が債務の原因に關する理由を以て支拂を拒むときは支拂を停止したるものと云ふを得ず從て斯る場合には破産の宣告を受くべきものにあらず（四五號、二四頁、三四、七、一五日、東京控訴）

六 支拂を停止したる支店の所在地を管轄する地方裁判所に於て破産の宣告を爲したりとするも違法にあらず（五一號、一七頁、三四、八、二八日、大阪控訴）

七 破産事件は非訟事件なるを以て破産裁判所は單に債務者が支拂を停止したるや否やを判断し得るに止まり債權の有無及其成立原因等を審判するの職權を有せず（五六號、二五頁、三四、七、一〇日、大審）

八 破産申立として届出ですとも支拂停止の届出を爲したる場合には裁判所は破産宣告を爲すも不法にあらず（六一號、八頁、三四、九、二八日、大阪控訴）

九 破産事件に付き申立人より辯論中止の申請に對する却下の裁判に對しては抗告を爲すことを得ず（七五號、二六頁、三四、一二、二三日、大審）

一〇 破産の宣告を爲すには支拂停止の事實あれば足る者にして其停止が申立人に對すると其他の者に對するとの間はざるものとす去れば申立人に對して支拂を停止せざるも他に支拂停止の事實存する以上は之に對して破産の宣告を爲すも不法にあらず（九一號、六頁、三五年、大阪控訴）

一一 支拂の停止は必ずしも支拂請求を受けたる者に對し之を拒みたるの事實あるを要せず唯

だ支拂を爲す能はざる事實あれば足るものとす（九一號、六頁、三五年、大阪控訴）

一二 破産裁判所が支拂停止の問題を決するに方り其債権の存否に關する申立の當否を判斷することは所謂職權踰越の虞なきのみならず法律の精神も亦此判斷を爲さしむるにあるものと謂はざる可からず（九四號、二二頁、三五年、大審）

一三 破産は一の強制執行に外ならざれば破産宣告は宣告裁判所所屬國の裁判が執行力を有する地域内に限り效力を有すべきものなり而して裁判は特別の法令若くは國際條約あるにあらざる以上は領域内に限り執行力を有するものなるを以て甲國に於て宣告したる破産は乙國に於て其效力を有するものにあらず（九八號、一一頁、三五年、大審）

一四 破産宣告を受くべき債務者は支拂停止の當時商人たる身分を有すれば足るものにして爾後に於て其商人たる身分に變動を生ずることあるも之が爲め破産法の適用を免るることを得ず（一〇三號、五頁、三五、五、二七日、東京控訴）

一五 破産手續は非訟事件に屬するを以て非訟事件手續法第十三條により其審問は之を公行することを得ず（一三二號、一二頁、三六、三、一二日、東京控訴）

一六 破産の申請は共同にて爲すことを得（一四七號、八頁、山田辯護士東京地方反對意見）

一七 資力ある者が正當の理由ありて支拂を拒絶するも支拂停止となるものにあらず故に支拂拒絶が支拂停止となるには其拒絶が謂はれなき不當なるか又は資金缺乏の餘りに出でたりと云ふが如き他の事情の加はることを要す（一五四號、八頁、三六、六、三〇日、大阪控訴）

一八 商人か手形債務の満期日前資金融通を缺き廢業の止むを得ざる悲境に陥りたる爲め廢業届を爲したるときは同日支拂停止の事實あるものと認定せざるべからず（一五八號、九頁、三六年、大阪控訴）

一九 支拂停止とは單に正當の理由なくして辨濟期に辨濟を爲さざることにあらずして支拂を一般に停止するの已むを得ざるに至りたる場合を謂ふ即ち支拂不能の場合を謂ふ（一八六號、二四頁、梅博士説）

二〇 破産の宣告は債務者が支拂の停止を爲し其停止の狀況が存續する場合に限り之を爲すべきものとす故に支拂の停止を爲したる債務が更改せられ又は辨濟猶豫を得たるときは支拂停止の狀況は消滅するを以て其事由發生後は破産の宣告を爲すことを得ず（一九二號、一〇頁、三七、一月、大審）

二一 支拂停止とは支拂不能の謂にあらずして債務者が支拂を拒みたる外形的狀態を謂ふ（一

九三號、一二頁、松原氏説)

二二 商人が所轄稅務署に廢業の届出を爲したるの一事によりて絶對的に廢業を爲したる證據となすを得ず(二三一號、五頁、三七、七月、大阪控訴)

二三 破産事件の管轄裁判所は支店に於て爲す取引の範圍に於ても管轄權を有す(二五二號、八頁、三七年、大阪控訴)

二四 裁判所の職權上進んで破産宣告を爲すべきものにあらざると雖も苟くも一たび破産の申立ありたる以上は裁判所は其事實を調査し職權を以て支拂停止の日時破産主任官及び破産管財人の選定破産財團の保全に必要な處分を爲すの職權を有するものとす(二五二號、一二頁、三七、二一、一九日、大審)

二五 破産事件の土地の管轄裁判所は商法第九百七十九條の規定に従ふべきものにして數多の營業所ある場合に於ては其主たる營業所を管轄する裁判所の管轄に屬すべきものとす(二五四號、一一頁、三七、二一、二四日、大審)

二六 債務者に於て一旦支拂を停止するも其破産申請事件の口頭辯論終結後と破産決定前との間にありて示談整ひ破産宣告の申請を取下げたるときは支拂停止の状態は茲に斷絶せられた

るものと見做さるを得ざるを以て其斷絶後に於て債務者に對し支拂停止あるものとなし破産の決定を爲したるときは不當なり(二五五號、六頁、三七、二二月、大阪控訴)

二七 破産申立の當時に在りては商人たる債務者は未だ支拂停止を爲さずとするも裁判の當時に於て支拂停止の事實あるときは破産の宣告を爲すに妨げなきものとす(二五七號、九頁、三七、二二月、大阪控訴)

二八 支拂停止とは商人が其債務の支拂に充つべき財産の不足の爲め支拂を爲さざることを云ひ單に或る債權者に對し債務を履行せざる一事を以ては未だ支拂を停止したるものと謂ふべからず又支拂停止の事實を認定するに當りては單に或債權者に對し債務を履行せざる一事を以て直に支拂停止の事實を推定することを得ず故に破産の宣告を申立つる所の債權者は單に自己の債權が支拂を受けざる事實を證明するを以て足れりとせず更に其の不拂が支拂に充つべき財産の不足に基因するものなること證明せざるべからず(二五八號、一〇頁、三八、二、二六日、東京控訴)

二九 破産法の規定に従へば破産事件の管轄は營業所所在地の裁判所に屬す而して營業所と云へば本店支店を問はず總て商人が業を營む場所を包含するが如きも法の全體より之を觀察す

る時は營業所は唯一ならざるべからざる必要存するを以て之を本店なりと解せざるべからず従つて破産事件の管轄は本店所在地の裁判所なりとす(二五九號、九頁、三七年、大阪地方)

三〇 裁判籍は訴若しくは申請の當時に於ける現狀に依りて之を定むるを普通の原則とす故に破産事件に對する裁判籍を間接に規定せる商法第九百七十九條に所謂營業所又は住所とは破産申請當時に於ける債務者の營業所又は住所を指すものとす(二六〇號、一〇頁、三八、一、二三、日、大阪控訴)

三一 支拂停止は確的の事實を指稱するものなれば假令支拂を停止すべき狀態に陥りたりとするも債權の辨濟を爲さざりし事實の存在するにあらざれば支拂停止と稱すること能はざるものとす(二六二號、八頁、三八年、大阪控訴)

三二 破産宣告の原因たる支拂停止とは現に債權辨濟の請求を受け之に應ぜざるか若しくは辨濟期後に至り債務者の請求に對し其支拂を避免する爲め居所を晦ますが如き支拂の拒絶に準ずべき行爲あるときに存する者とす(二六八號、一三頁、三八、二、九日、大審)

三三 破産の宣告は商人が支拂を停止したる時債權者の申立に因り爲すものにして必ずしも商行爲に因り生じたる債務にのみよるべきものにあらす(二七一號、四頁、鈴木辯護士説、大審院)

民事部同一判決、刑事部反對)

三四 破産宣告の性質は一の強制執行に過ぎざるが故に破産者の死亡は破産宣告の消滅並に其承繼人に對する破産宣告の妨害の原因となるべきものにあらす(二七五號、一五頁、三八、二、二五日、大審)

三五 支拂の停止ありたるものとして破産の宣告を爲すが爲めには債務者が辨濟を爲すべき場合に於て債權者の請求ありたるにも拘はらず辨濟を爲さざるか又は其の請求を避くる爲め所在を晦ますか其他自ら支拂停止の意思を表白したることを要するものとす(二七九號、一一頁、三八、四、二〇日、大審)

三六 商人が支拂を停止したるときは債務者は破産の申立を爲し得るものにして債權者は支拂の請求を爲すに當りては執行力ある債務名義に基き強制的に債務の辨濟を求むると又は強制執行の方法に依らず任意辨濟を求むるとは固より債權者の擇む所にして其孰れの方法により支拂を求めたるを問はず債務者が支拂を停止したるときは各債權者は破産の申立を爲し得る者とす(三〇七號、八頁、三八年、東京控訴)

三七 破産事件の土地の管轄に付ては特に之れを規定したる法條なしと雖も債務者の營業所又

は住所所在地の裁判所に於て管轄すべきものとす(三二九號、一二頁、三八、一二、二三日、大審)
三八 債務者が相當の理由ありて債務の履行を爲さざりしものなるに拘らず破産宣告を爲したるときは他に如何なる論旨あるも之を廢棄せざるべからず(三七一號、一一頁、三九、六、二一日、大審)

三九 假令商人が廢業届を稅務署に差出したりとするも其後持續して營業中支拂を停止したる場合は破産者として宣告せらるべきものとす(四〇〇號、一一頁、三九、八、八日、大阪控訴)

四〇 破産法に所謂停止とは支拂不能と其意義を同ふせず又負債超過とも其意義を同ふするものにあらず(四四四號、八頁、四〇、八、二日、東京地方)

四一 支拂停止とは資力信用の關係に於て商人が辨濟の請求を受けたる當時融通閉塞の状態に陥りたる結果支拂を爲す能はざりし状態を指稱するものとす隨つて單に資金缺乏の爲め支拂を爲す能はざりし事實のみを以て足れりとせず融通閉塞の状態に在りたることを證するにあらざれば商人に對し破産の宣告を爲すべき限りにあらず(四四四號、八頁、四〇、八、二日、東京地方)

四二 破産宣告取消決定の確定したる場合に於ては舊商法第九百八十一條に規定する所と同一

の方法により其要領を公告すべきものとす(四四四號、一〇頁、四〇、八、一日、東京控訴)

四三 破産裁判所は破産宣告の申請に關し當事者間に争ひとなりたる債權の存否を判斷することを得ずと雖も其申請したる債權者の申立てに對し債務者の提出したる抗辯は果して正當なるや否やを調査する職權を有す(三五五、五、一七日、大審)

四四 破産事件は特種の非訟事件なるも民事訴訟法第四百六十二條末項により口頭辯論により裁判を爲すことを得るものにして其口頭辯論は公開法廷に於て爲すべきものとす(四七八號、一〇頁、四一、二、二九日、大審)

四五 破産の宣告ありたる後破産宣告の申立てを取下げたればとて既に爲したる破産宣告は當然消滅すべき者にあらず必らずや決定を以て廢棄せざる可らず(四七八號、一〇頁、四一、二、二九日、大審)

第二章 破産の效力

一 舊商法第九百九十條に所謂無効とは破産財團に對してのみ無効にして當事者間に於て無効なるにあらず故に之が無効を主張せんとするものは破産主任官に對して爲さざるべからず

(八三號、八頁、三五、三、三一日、大阪地方)

二 舊商法第九百九十條の支拂停止前三十日以内に供したる擔保を當然無効とするは破産財團に對してのみ無効となるものとす(九四號、七頁、三五年、大阪控訴)

三 舊商法第九百九十條に於て新に供する擔保を無効と爲したるは債務者に於て擔保を供する義務なきに自ら進んで之を提供し以て他の債權者の利益を侵害する行爲を制裁したるに止まり從來負擔せし擔保提供の義務の履行として差入れたるものをも尙は無効と爲す意義にあらず(一一八號、八頁、三五、一〇、一三日、大阪地方)

四 破産宣告後破産者が爲したる賣買は假令其目的物が破産財團に屬せざるものと雖も財産財團に影響を及ぼさざるものと有効なるものにあらず(一七二號、一七頁、三六、一〇月、大審)

五 破産財團に對する債權にして抵當權質權其他の優先權を以て擔保せられたる債權に關し其擔保物の賣拂代金を以て破産宣告に至る迄元利金を辨濟し尙且つ剩餘あるべきときは破産宣告の日より利息の發生を停止すべきものにあらず從つて民法第四百九十一條債務充當に關する規定は右の如き場合に適用なし(三八三號、一二頁、三八、四、二八日、大審)

第三章 別除權

一 民法第三百四條の債務者の中には破産を受けたる債務者も包含すべきものと解釋すべきを以て破産管財人が債務者の財産を換價したる金額に對しては假令優先權を有するものと雖も同條の差押を爲すに非ざれば先取特權を有せざるものとす(九八號、一二頁、三五年、大審)

第四章 保全處分

第五章 財團の管理及び換價

- 一 破産管財人の如きは單に臣民の義務として官吏の命を受け公務を行ふものにして官公吏にあらず(四一號、二〇頁、一木博士說)
- 二 破産管財人は其任務として破産財團に對する總債權者に共通なる利益に付て之を代表することあるに過ぎずして各債權者の特殊なる利益に付ては代表するものにあらず(九八號、一二頁、大審)
- 三 破産管財人が訴訟を提起する場合に破産者が法人たる會社にありては破産宣告を受くると

同時に取締役なるもの存在せず意思表示の機關なきを以て管財人が其意見を聴かずして起したる訴は不法にあらず（一六六號、一五頁、三六、九月、東京地方）

四 破産者は破産宣告により破産財團に属する財産に付き處分の能力なきものなり故に特定の規定存せざる限りは本人之を爲すときは無効なり其無効なる行爲を他人代りても有効に爲すことを得るの理由存せざるを以て破産管財人は處分無能力者たる破産者の法定代理人たるべきものにあらず故に管財人自ら當事者として訴訟を爲さざるべからず會社の代理人として爲したる訴は不適法なり（一六六號、一二頁、東京地方、三八、二二、五日、東京控訴反對）

五 破産者は破産宣告により自己の財産を管理處分するの權利を失ふと雖も依然財團の權利者たるを失はず其財團の管理處分は専ら破産管財人の掌るところなりと雖も管財人は固より個人の資格に於て之を爲すにあらず管財人たるの職務上之を爲すものにして其行爲の效果は凡て直接に破産者に效力を及ぼすものなるが故に其行爲は無能力者たる破産者を代表して爲すものと謂ふべし故に會社の破産管財人が法律上代理人として訴を提起したるときは相當なり（一六六號、一二頁、東京地方）

六 破産管財人は訴訟提起に付ては破産者の意見を聴くべき義務あるも管財人は其意見に拘束せらるゝものにあらずれば破産者の意見を聴くことは訴訟提起の要件にあらず（一八七號、一〇頁、三六、一二月、大審）

七 破産者は財團に關して訴訟當事者たる能力を失ふを以て法律は管財人に對し財團に關し訴訟能力を與へたるものと解せざるを得ず（三〇九號、八頁、三八、九、二〇日、東京控訴）

八 破産管財人は破産者の權利義務を承繼して其主體となるものにあらずるは論を俟たざれども破産財團に屬する破産者の貸方を取立て及び破産者の權利を主張し之を保全することを要するものなれば管財人は獨立して訴訟の當事者となるべきものにして破産者の代理人にあらず（三五二號、一二頁、三九年、大審）

九 破産管財人が破産財團に屬する不動産を換價する爲めに爲す競賣の場合に於ては民事訴訟法の強制執行の場合の如く差押債權者なるもの之れあることなく破産管財人は破産手續の進行上當然之を換價するものなれば此場合に於ては民事訴訟法第六百四十九條の適用なし（四四〇號、七頁、四〇、五、一五日、長崎地方）

第六章 債權者

破産法 財團の管理及換價—債權者

第一節 債權の届出及び確定

- 一 破産手續に於ける債權確定の訴訟は債權調査會に於て表はれたる異議の當否を判定する、とを目的とするものなれば異議を受けたる債權者と異議を申立てたる破産管財人並に債權者とを當事者として之れが審理を爲すべく若し數人より異議申立ありたるときは其全員を共同被告と爲すべきものなり(二六一號、八頁、三八、一、一七日、東京控訴)
- 二 債權調査會に於て確定したる債權は民法に於て定めたる短期時効の債權と雖も無限の權利を有し之に付ては例外として時効なきものとす(二九五號、一九頁、今村信行氏説)

第二節 特種の債權者

第三節 債權者集會

第七章 協諾契約

- 一 舊商法第九百七十九條の規定に基き届出を爲さざる破産者は同法第千三十八條に所謂法律

上の義務を履行したるにあらざるが故に協諾契約を提供すべき權利なきものとす(一〇四號、二五頁、三五、八、一九日、大審)

第八章 配當

第九章 有罪破産

- 一 會社の取締役が商法第九百七十九條の届出を怠りたる時は假令其會社に専務取締役なるものありとするも専務取締役なるものを認むるの法規なきにより苟くも取締役たる以上は同法第千五十一條の罰則の適用を免れざるものとす(一九號、一二頁、大審)
- 二 支拂停止を爲したる者は五日内に其届出を爲さざるときは無意犯と雖も過怠破産として重禁錮の刑に處せらるべきものとす(四六號、二六頁、三四、五、三一日、大審刑)
- 三 支拂停止の當時會社の代表者なる不當行爲を爲したる取締役は破産宣告の當時取締役にあらざるも過怠破産の責を負はざるべからず(一七〇號、一七頁、三六、一〇月、大審刑)
- 四 過怠破産構成には債務者が破産宣告を受けたることを要件とし支拂停止の事實の有無は構成要件にあらず(一七〇號、一七頁、大審)

第十章 破産より生ずる身上の結果

第十一章 支拂猶豫

- 一 手形の支拂を停止したる場合には假令後日に至り債権者に於て其約束手形の債権額に付き債務者に係り不動産競賣の配當要求を爲し幾分の配當を受けたりとするも此一事を以て直に手形上の支拂期日の猶豫を與へ隨て手形上の權義關係を變じて民事上の權義關係となしたるものと認むるを得ず(二〇號、九頁、東京控訴)
- 二 支拂猶豫期間中債務者は猶豫契約の履行及び業務の執行に關して主任判事の監督を受くべきものなるも各行爲に付て必ずしも主任判事の認可を受くべきものに非ず假りに認可を受くる場合に於ても認可を受くると否とは債務者の行爲の效力に何等の影響を及ぼすものにあらざるなり従つて支拂猶豫期間中爲したる手形の裏書は無効なることなし(一二二號、七頁、三五、一二、二五日、大阪控訴)

商法施行法

- 一 商法改正以前に於ける取引と雖も裁判の手續に關しては裁判の當時現に行はるる所の法規に従ふ可きものとす(一六號、八頁、東京控訴)
- 二 商法施行法第三百三十八條第二項に破産宣告の決定に對して即時抗告を爲すことを得る旨規定しあるも該抗告手續は民事訴訟法の規定に従ふべきものなるを以て其審理手續も又同法の規定に従ふべきものとす(二〇號、九頁、三四年、東京控訴)
- 三 言渡したる破産決定に對する抗告は商法施行法第三百三十八條舊商法施行條例第二十四條に依り其の言渡の日の翌日より起算して七日の期間内に提起せざるべからず(八四號、二六頁、三五、三、七日、大審)
- 四 商法施行法第九十四條は同法第九十三條の例外を規定したるものなれば第九十三條に適合する場合と雖も其行爲の私設鐵道條例改正以前に生じ且つ私設鐵道株式會社に關するものにして同時に九十四條に適合するに於ては特別規定たる九十四條に依り舊商法を適用すべきものとす(九二號、二五頁、三五、五、二六日、大審刑)
- 五 商法施行前に商號の登記を爲したるものにして商法施行後六ヶ月内に更に其商號を登記せざるも商號は絶對に無効となるものにあらず(九五號、四頁、三五、六、二一日、東京地方)

- 六 商法施行法第三十八條第三項に所謂口頭辯論は民事訴訟法に所謂口頭辯論と同一義にして公開すべき對審の辯論を指稱するものにして従て公開せざる口頭辯論を経て爲したる破産宣告の決定は違法なりとす（二八三號、九頁、三八、四、一八日、東京控訴）
- 七 假令民法並に商法施行前に於て商行爲に因り生じたる債權と雖も商法施行法第三百七條に依り民法施行法第三十條及第三十一條を準用せられたる結果其債權は同法施行の日より起算し五ヶ年を経過すると同時に時効に因りて消滅すべきものとす（四一〇號、八頁、三九、一月、大阪區）
- 八 商法施行前の設立に係る合資會社が商法施行後に於て解散せる場合の清算は依然舊商法の適用を受くるものとす（四四二號、一一頁、四〇、七、一〇日、長崎控訴）
- 九 商法施行法第一百七條は明明十年第六十六號布告利息制限法第五條の規定を商事に適用せざるが故に商事契約の履行期限後に於ける損害金として利息制限法を超過する利率を以て補償すべきことの契約は有效なり（四四三號、九頁、四〇、六、二六日、大審）

舊 商 法

- 一 約束手形の振出人が手形面に其當座預金の取引ある銀行を掲げ所持人に對し其銀行に於て手形金の支拂を爲す可き旨の記載を爲すも舊商法第七七七條に所謂重要ならざる附記と看るを相當とす（八號、八頁、三三、九、六日、東京地方）
- 二 舊商法第七百八十一條に據れば拒證書作成の翌日は即ち償還請求通知の日なるが故に若し此日にして日曜日に當るときは商法第三百十一條に依り其翌日を以て該通知の期日とす（一六號、六頁、東京控訴）
- 三 舊商法施行當時に在りては指圖式の手形に受取人の氏名を記載せずして振出したる場合には手形上の要件を缺くを以て無効とす（一七號、一〇頁、東京控訴）
- 四 舊商法手形に關する規定中數人同一の手形を振出すことを禁じたるもの無きに因り假令數人の振出したる手形と雖も有效のものとする（二三號、一三頁、大審）
- 五 舊商法に謂ふ振出の場所とは市町村等一定の區域を示すものにして其區域内に在る區町字若しくは番號を指すものに非らず（二三號、一三頁、大審）
- 六 約束手形の第一裏書には裏書の年月日被裏書人の記載及び裏書人の署名捺印あるも其場所の記載無きときは舊商法第八百十五條に依り約束手形に適用すべき同第七百二十三條の要件

の一を缺くを以て該裏書は效力を有せず従て其後に裏書を以て譲受けたる者は同法第七百三十二條前段の規定に依り手形上の権利を行ふことを得ざるものとす(三五號、五頁、東京控訴)

七 船舶所有者の責任は船舶の保険金に及ぶものとす(四五號、二五頁、三四、五、七日、大審)

八 舊商法第六百四十條及八百五十八條第一項の規定は保険金は保険の目的物に代る可きものにして彼此同視す可きものとす(四五號、二五頁、三四、五、七日、大審)

九 舊商法中株式會社の規定に依り清算を爲すべき場合には元來會社の殘餘財産は金錢を以て分配すべきものにして假令株主總會に於て金錢に非らざる物を以て分配すべき決議を爲したる時と雖も株主は之を受取るの義務無きものとす(四七號、一九頁、大阪地方)

一〇 拒絶證書作成を免除したる約束手形の償還請求通知期日は舊商法第七百八十一條に由るべきものにあらず故に所持人が支拂期日より數日を経て請求を爲すも不適法にあらず(四九號、九頁、名古屋地方)

一一 舊商法第七百八十三條に依る通知の期限は同法中一も規定する處無きを以て支拂期日より數日を経たる後に於て償還請求の通知を爲すも不適法にあらず(四九號、九頁、名古屋控訴)

一二 約束手形の振出人なるものは爲替手形の引受人に相當し所持人に對し何時にても手形面の金額を支拂ふ義務を有するものなれば舊商法第七百七十八條第八百十五條に依り約束手形の振出人に對し爲替權利を保全するには満期日に於ける呈示及拒證書の作成を要せず然らば約束手形の振出人は爲替手形の振出人の如く所持人に對し拒證書作成義務を免除する權能無きものなれば約束手形に於ける振出人の拒證書作成義務免除の記載は法律上何等の效力無きこと明白なり而して所持人が裏書讓渡人に對する權利は償還權なれば所持人に於て此手形上の權利を保全せんとせば舊商法の規定に依り満期日に支拂の爲め呈示し若し支拂はざるときは満期日の次の業日支拂拒證書を作り其翌日其通知及償還請求の通知を爲さるべからざるものとす(四九號、一〇頁、名古屋地方)

一三 約束手形に拒絶證書作成義務免除の記載ある場合に償還請求権を行ふには舊商法第八百十五條第七百六十七條の規定に従ひ拒絶證書を作成し其作成を償還請求者に通知することを要せずと雖も其請求を爲すの通知は商法施行法第一條舊商法第八百十五條第七百八十一條に照し償還請求権を行ふに付必要の行爲なりとす而して拒絶證書作成免除の場合に於ける請求通知の期日は法文に明定せずと雖も一度支拂の拒絶あるや償還義務者は期間の定めなく何時

たりとも請求の通知を受く可きものとするは権利関係の確定を敏速ならしめんとする手形の原理に反するものなるを以て拒絶證書作成を免除せざる場合に於ける請求通知期日の規定を準用し支拂拒絶の次の業日即ち支拂拒絶證書作成日の翌日に請求通知を被請求者に發するにあらざれば償還請求権を喪失するものとす(四九號、一三頁、名古屋控訴)

一四 舊商法第八十條に所謂無効なる場合は法律に違反したる行爲なりと雖も法律の禁制に違反したる行爲に因りて爲したる給付は必ずしも取戻し得べからざるものにあらず其取戻し得べからざる給付は其行爲が性質として當然醜惡なる場合ならざるべからず(五號、一一頁、三三、五、二四日、大審)

一五 舊商法第二百三十七條の規定は株主が隨意に株式を讓渡移轉することを禁じたるものにして清算の目的の爲めにする競賣をも禁ずるの法意にあらず(七七號、六頁、三四年、大阪控訴)

一六 商法施行前に設立の登記を爲したる會社の社名は假令商號登記簿に登記無きも商號專用權無しと云ふことを得ず(八〇號、一一頁、三五、二、二三日、東京地方)

一七 舊商法第八十條は登記前に於ける株式は讓渡の目的物と爲し得ざる旨を規定したるに

止まり讓渡行爲自體を禁止したるものにあらず(八一號、二七頁、三四、二、二〇日、大審)

一八 舊商法に於て株式會社の發起人が目論見書及假定款を作成するは會社設立の準備事項にして發起人の之に對する責任は會社設立前に在り故に目論見書及假定款が創業總會の承認を経て會社設立せらるるときは即ち會社の目論見書及定款となり權義の關係は解消に歸するものとす(八四號、四頁、三五、四、一二日、東京控訴)

一九 舊商法第九十條に取締役の更迭は其度毎に登記を受くべしとあるは其度毎に直に登記を受くべしとの意にあらずして其登記に付ては何等の期間無きものと解釋するを相當とす(九九號、七頁、三五、四、四日、大阪控訴)

二〇 舊商法第六十九條に依れば株式會社が支店を設置し又は廢止したる場合に於ては其所在地に於て登記せざるべからず然れども出張店は支店と異なり本店の一部を行ふ場所にして獨立の營業所にあらずるを以て支店に關する規定を之に適用することを得ず(九九號、九頁、三五、四、四日、大阪控訴)

民事訴訟法

第一編 總則

第一章 裁判所

第一節 裁判所の事物の管轄

- 一 民事訴訟法第二十條の併合訴訟に對する訴訟印紙は請求の合計價格に應じ貼用するを以て足る(七六號、二五頁、三四、一二、六日、大審)
- 二 區裁判所が事物の管轄違なりとして訴を却下すると同時に其訴訟を所屬の地方裁判所に移送する判決を爲したる場合に於ては該判決の確定を以て其訴訟は當然所屬地方裁判所に繁屬するものにして更に訴訟を提起すべきものにあらず(三三七號、一三頁、三八、一二、一五日、大審)

第二節 裁判所の土地の管轄

- 一 貸金又は賣掛金請求の訴は特約無き限りは民事訴訟法第十八條民法第四百八十四條の適用に依り債權者の現在地裁判所に於て管轄すべきものとす(三五號、四頁、玉置辯護士説)
- 二 契約に干する訴は債務を履行すべき地の裁判所に提起することを以て民事訴訟法第十八條の規定する所なるを以て其債務に付き特約無き限りは債權者の住所に於て履行せらるべきことも亦民法の規定する所なり故に債權者の住所地に於て訴を提起することを得(二四號、七頁、三四、二、五日、東京地方)
- 三 民事訴訟法第十八條に所謂契約解除の訴とは解除の結果原狀回復を求むる訴をも包含するが故に民法施行後は假令契約解除は訴の方法に依る必要無きも原狀回復の訴求は尙ほ同條の支配を受くべきものとす(七六號、二五頁、三四、一二、七日、大審)
- 四 手形上の關係は契約關係にあらずるを以て民事訴訟法第十八條の規定に依り管轄を定むるを得ず(七七號、一〇頁、三五、一、三一日、東京地方)
- 五 數人を共同被告として訴へ得べき場合に於ては一人に就て土地の管轄を有する裁判所は又他の一人に就ても土地の管轄を有す(八〇號、六頁、三五、三、七日、東京地方)
- 六 會社の營業所に於て締結したる契約に對しては其所在地の裁判所は民事訴訟法第十六條第

一項に依り管轄権を有す(八一號、六頁、三五、二、二七日、東京地方)

七 手形上の権利關係は契約關係なりと云ふを得ざるを以て民事訴訟法第十八條に依り履行地の裁判所に訴を提起するを得す(九七號、六頁、三五、七、九日、東京地方)

八 特定物の引渡を除き債務の辨濟は別段の意思表示なきときは債權者の住所に於て之を爲す事を要す故に民事訴訟法第十八條の規定に因り債權者は其住所地の裁判所に訴を提起する事を得(一一〇號、一〇頁、三五、九、三〇日、東京控訴)

九 民事訴訟法第二十二條の法意は不動産其ものを目的とする訴は不動産所在地の裁判所の專屬管轄なりと云ふにあるものにして同條の總て不動産上の訴の文句を以て不動産に關係ある總ての訴との意義に解すべきものにあらず従つて不動産收用補償金額の不當を争ふ場合に於ては不動産其ものを目的とするものにあらずるを以て民事訴訟法第二十二條の適用を受くべき訴にあらず(一一二號、一一頁、三五、一〇、一六日、東京地方)

一〇 民事訴訟法第十八條は契約に關する訴は特別裁判籍として義務履行地の裁判所に訴を出すことを得と云ふに止まり義務履行地の裁判所は其の發生の原因の何たるを問はず總ての債務に付き裁判権を有すとの規定にあらず而して手形債務は契約に依つて發生するものにあらずして債務者の署名行爲と債權者の手形の善意の取得とに依りて發生する非契約的債務なるが故に手形に關する訴訟に就ては民事訴訟第十八條を適用するを得す(一七二號、一〇頁、大阪地方)

一一 民事訴訟法第十四條第二項には法人の普通裁判籍は其所在地に依りて定まる旨規定しあり其所謂所在地とは住所の意義に解釋せざるべからず現行商法第四十四條には會社の住所は其本店の所在地に在るものとすと定められたるを以て法人の普通裁判籍は其住所により定まるものと謂はざるべからず(二五九號、六頁、三七年、大阪地方)

一二 不法行爲が二以上の裁判所の管轄に跨る場合に於ては原告は民事訴訟法第二十五條により各管轄裁判所の中に就き撰擇を爲すことを得べきものにして裁判所構成法第十條第三號の所謂法律に従ひ二以上の裁判所が裁判権を互有するものとして民事訴訟法第二十六條に従ひ直近上級裁判所に於て管轄裁判所の指定を爲すべきものにあらず(四〇四號、八頁、東京控訴)

一三 外國人間に於ける契約上の争に付ては假令其履行地が内國なりとするも義務者の住所が内國に在らず且つ訴訟の目的物の所在地も内國ならざるときは内國裁判所は之が管轄権を有せざるものとす(四七二號、五頁、四〇、一二、一六日、横濱地方)

第三節 管轄裁判所の指定

第四節 裁判所の管轄に付ての合意

- 一 手形には手形法に於て認めたる事項以外の事を記載するも何等の效力を生ずるものにあらず去れば約束手形面に管轄裁判所の合意を記載するも亦效力を生ぜざるものとす(九八號、四頁、三五、七、七日、東京地方)
- 二 土地の管轄は專屬管轄(第二十二條)なるも其管轄裁判所の中にて事物の管轄を合意することとを妨げず假令ば不動産に關する訴訟は第二十二條により專屬なるも其所在地の裁判所の内區裁判所と地方裁判所の何れかを管轄裁判所として合意することを妨げず(二二六號、一四頁、東京地方)
- 三 合意管轄は專屬的管轄の合意を爲すことを得其約旨にして專屬的管轄と見るべからざる以上は法定管轄裁判所に起訴するも敢て不當にあらず(二三四號、八頁、東京控訴)
- 四 原告缺席の場合に於ける缺席判決の申立は原告の請求自體に關し之を争ふものと斷定すべ

からざるを以て缺席判決の申立は未だ以て本案の口頭辯論を爲したるものと謂ふべからず従つて裁判管轄に付暗黙に合意を爲したるものと看做すを得ず(二六八號、六頁、三八、二、九日、大阪控訴)

第五節 裁判所職員の除斥及忌避

- 一 民事訴訟法第三十二條第四號に所謂前審とは下級審を指すものにして同一審級を包含せず(七三號、二五頁、三四、一一、八日、大審)
- 二 忌避の原因ありと宣告する決定は上級審を羈束する裁判なりとす(七三號、二六頁、三四、一一、二〇日、大審)
- 三 民事訴訟法第三十二條第四號に判事が不服の申立ある判決を前審に於て爲すに當り判事として干與したるときとあるは例へば控訴審の判事が曾て第一審の判事として終局判決と共に不服を申立つる第一審の中間判決及び同審の終局判決に干與したる場合を指すものとす(八一號、二七頁、三五、二、一九日、大審)
- 四 貸金證書に付き一方に於て私書偽造の刑事事件の裁判長となりて有罪の判決を爲し他方に

於て其證書を證據とせる貸金請求事件の裁判長となることは法の當然許す所たるを以て斯る事あるも直に偏頗の恐れありと云ふを得ず(九六號、四頁、三五、七、三日、東京控訴)

五 證據の取捨は裁判官の職權に屬す故に當局刑事が人證の申請を却下したりとて直に偏頗にして不公平なる裁判を爲すを疑ふに足るべき情況あるものと云ふを得ず(八四號、七頁、三五、四、一四日、東京地方)

六 民事訴訟法第三十二條第四號の規定は現審に於ける判事か同一事件の前審に於ける裁判に干與したる場合に適用せらるべきものにして單に基本たる口頭辯論にあらざる辯論に干與したるに過ぎざる場合に適用せらるべきものにあらず(二一六號、一四頁、三七、六、九日、大審)

七 民事訴訟法第三十二條第四號に所謂除斥となるべき前審とは判事が前審に於て同一の訴訟事件を裁判したる事ある場合を云ふものにして其訴訟關係と同一の事實に付て曾つて豫審判事若くは刑事裁判所の判事として豫審決定若くは刑事裁判に干與したる事實の如きは除斥の原因となることなし(二六六號、一七頁、三八、一、二八日、大審)

第六節 檢事の立會

第二章 當事者

第一節 訴訟能力

- 一 寺院の兼務住職は住職と同じく寺院を裁判上代表する權あるものとす(五號、九頁、三三、一〇、四日、東京控訴)
- 二 訴訟能力の調査は裁判所が職權上調査す可き事項に屬するを以て假令當事者に於て拋棄するも其拋棄は無効のものなり(六號、八頁、三三、一〇、一五日、東京控訴)
- 三 商會社の支店は獨立の法人たる資格を有する事は法律の認めざる所なり従つて支店は法律上訴訟當事者たる能力無きものとす(二一號、五頁、三四、一、一五日、名古屋控訴)
- 四 村長は町村制第六十八條に依り區有財産に關し外部に對する代表者なりと云はざるべからずと雖も該條は村長に區の代表資格を附與したるに止まり訴訟行爲を爲す資格を附與したるものに非ざれば村長が區を代表して訴訟行爲を爲さんとするには同制百十四條に基き區會を設置し同制第三十三條を適用し其區會の決議に依り特別の授權なかる可からず(三五號、七頁、三四、四、一八日、東京控訴)

五 無盡講の講則中講員に對する責任の事は常に會主及世話人に於て負擔すべき事を明記しある場合は會主及び世話人共に契約の當事者として責任を負ふべきものとす(二八號、六頁、三四、三、一三日、東京地方)

六 無盡講員等が契約を以て其講の會長又は世話人の如き役員を定め之に其一己の債權として無盡講掛金を裁判上取立つるの權能を附與したる場合に於ては會長又は世話人は自己の債權として自己の名義を以て請求することを得るものとす(四三號、一二頁、三四、六、一五日、大審)

七 講會は權利の主體に非らざるを以て講元又は世話方は講會の代表者に非ず然ども一個人の資格を以て各講員に對し訴訟行爲を爲す事を得るものとす(四四號、二六頁、三四、五、九日、大審)

八 訴訟行爲を爲す可き資格の有無は職權上調査すべき事項に屬す(四六號、一一頁、三四、七、二八日、大審)

九 訴訟を爲すに付き親族會の同意を要すべき親權者は第一審に起訴する場合に其同意を得る

を以て足り各審級に付き各別に同意を得るを要せざる法意なり(五一號、二五頁、三四、七、二日、大審)

一〇 訴訟提起の當時後見人にあらざるものが訴を起したるものが當事者間に争ひ無き場合は代理權無きもの起訴したるものなれば無効の行爲なるが故に假令未成年者が成年に達し追認するも其效無きものとす(五八號、一一頁、三四、九、二二日、東京控訴)

一一 民事訴訟法第四十六條は不分明なる相續人に對し訴を提起する場合に於ける規定なれば訴訟繫屬中當事者の死亡し相續人未定の場合には適用するを得ず(六一號、二五頁、三四、一〇、四日、大審)

一二 民事訴訟法第四十六條に依り特別代理人を選任するは遲滯の爲め危害の恐れある場合に限るものとす(七二號、一一頁、三五、一、一八日、東京地方)

一三 大林區署の司掌事務に係る民事訴訟に付ては署長は當然國を代表して訴訟行爲を爲すべき權能あると同時に其所屬官吏を指定して訴訟行爲を爲さしむることを得べき權能を有す(七四號、八頁、三四、一二、五日、大阪控訴)

一四 大林區署長が其所屬官吏を指定して訴訟行爲を爲さしめたる場合に署長に於て偶々其行

爲中の一部に干與したることあるも之が爲め曩きに爲したる代表指定を取消すべき意思表示ありたるものと云ふべからざるを以て署長の爲したる一時的の訴訟行爲は無効ならざるのみならず所屬官吏の代表権も消滅するものにあらす(同上)

一五 區有財産に付村長が區を代表して訴訟行爲を爲すには特別授權に關し區の機關たる區會議の議決を経ざるべからす(七四號、二五頁、三四、一一、二〇日、大審)

一六 町村又は其一部落たる區が訴訟行爲を爲すには特別授權に付き町村會又は區會議の議決を要するものとす

町村又は區が被告と爲りたる場合は其町村又は區は應訴の義務あり故に其代表者たる町村長に町村會又は區會議が訴訟行爲を爲すべき權限を附與せざるも町村長は當然被告たる地位を免脱せらるべきものにあらす(七四號、二五頁、三四、一一、二〇日、大審)

一七 國の代表者が訴訟を爲すべきものを指定したるときは爾後其被指定者が直接に國の代表者にして指定者の代理又は代表者にあらす(七八號、二七頁、三五、一、三一日、大審)

一八 準禁治産の宣告を受けたるに付き準禁治産者が不服の訴を爲すには保佐人の同意を得ざるも不適法にあらず(八二號、一〇頁、三五、二、四日、大阪控訴)

一九 一部落たる一個の主體が爲すべき訴訟行爲は其主體を代表すべきものにして之を爲すべきものにして其部落の住民が共同して爲すべきものにあらす(八八號、八頁、高知地方中村支部)

二〇 訴訟を爲すに必要な授權に欠缺なきや否やは裁判所の職權調査に屬する事項なるを以て破産管財人が主任官の認可を受けたるや否やを調査せざる可らざるは勿論なるも他に其認可を受けざりし徵憑相懸はれざる以上は裁判所に於て此等の調査を爲し其欠缺無きを認め以て破産管財人が本案の訴訟手續の受繼を爲したるものと推斷せざる可らず(八八號、二五頁、三五、四、三日、大審)

二一 頼母子講なるものは民法上權利の主體として認許せられざるを以て講主又は管理人は其講を代表して訴訟行爲を爲すことを得ず講員等が契約を以て其講の講主又は管理人の如き役員に裁判上其一己の債權として落札金拂戻を請求し得る權能を付與したるときは講主又は管理人は自己の名義を以て訴訟行爲を爲すことを得るものとす(九四號、九頁、三五年、大阪地方)

二二 妻が訴訟行爲を爲すには第一審に於て夫の許可を受くれば足るものにして必ずしも各審級

に於て許可を受くるを要せず(九四號、三七頁、三五、六、一〇日、大審)

二三 或る頼母子講の講則に頼母子講の會主及び世話人は講員に對し毎月定日に總會を開き各講員より掛金を取集め抽籤を以て講員中一定の金額を受くべきものを定め當籤者に右金額を交付すべき義務を負ひ講員は會主世話人に對し毎月一定の掛金を爲すの義務を負ひたるものと認めらる頼母子講の如きは會主世話人一體と爲り講員各自と締結したる双務契約なることは之を認むるを得るも講員相互間に何等權利義務の關係を惹起すべき契約の存在を認むべき證據なきときは其の頼母子講は一種の組合なりと云ふを得ず(二〇號、六頁、三四、一、二一日、東京控訴)

二四 準禁治産者たる被告が訴訟行爲を爲すに付保佐人の同意を得る事は原告の起訴の要件にあらざるを以て其同意なきも之が爲め原告の訴を不合法なりと云ふを得ず(一三二號、一頁、三六、三、三日、東京控訴)(一二九號、八頁、大津地方は反對)

二五 講員の委任により特に掛金取立の事務を管理するの權利を有する者は其資格に於て掛金取立を爲し若し任意の辨濟を得ざるときは延滞者に對し管理者たる資格に於て裁判の請求を爲し得べきものとす(一八七號、一〇頁、三七、一、一二日、大審)

二六 外國會社が日本に於て支店を有する時は假令其本國に於て法人たらざる場合に於ても日本に於て訴訟能力を有す(二八〇號、一三頁、三八、四月、大審)

二七 民事訴訟法第四十六條には訴を起すべき場合に於て云々特別代理人を選任すべしとありて同條に依り特別代理人を選任するを得るは訴訟の提起前に限る故に訴訟繫屬中被告人が死亡し其相續人が無能力なるに拘はらず後見人を選任せざる場合と雖も同條に依り特別代理人を選任するを得ず(二八一號、九頁、三八日、大阪控訴)

二八 民事訴訟法に於ては取消し得べき訴訟行爲なるものを認めざるを以て取消し得べき法律行爲に關する民法の規定は之を訴訟行爲に適用するを得ず故に法定代理人の同意を得ずして爲したる未成年者の訴訟行爲は無効なり(四四七號、五頁、四〇、七、二日、長崎地方)

第二節 共同訴訟人

- 一 約束手形の振出人と裏書人との間には債務共通の關係あるものとす隨て是等の者を共同被告として訴ふるも不合法に非らず(三〇號、一二頁、三四年、東京地方)
- 二 約束手形の振出人と裏書人とは民事訴訟法第四十八條第一號に所謂訴訟物に付き義務共通

の地位に立つものなるを以て斯る訴訟を共同訴訟として不適法の訴なりと云ふを得ず（五九號、九頁、三四、一〇、七日、東京地方）

三 約束手形振出人の支拂義務及び其の裏書人の償還義務は手形より生じたる債務なる點に於ては所謂同種類なる事實及び法律上の原因に基く同種類の義務なりとす（七五號、二七頁、三四、一二、一四日、大審）

四 共同訴訟として民事訴訟法第四十八條の規定に従ひ訴を提起することを得るは相手方の裁判籍が同一なる場合に限るものとす従て同條の規定に適合するも相手方が各裁判籍を異にするときは共同訴訟として起訴するを得ず（八九號、七頁、三五、五、七日、大阪地方）

五 主たる債務者と保證人とは義務共通の地位に立つものなれば之を共同被告とするは不法にあらず主たる債務者に對する請求と保證人に對する請求とは法律上及び事實上の原因を同ふるものにあらず（九〇號、二七頁、三五、五、六日、大審）

六 約束手形の振出人及び裏書人を共同被告とするは民事訴訟法第四十八條第三號に該當するものとす（九八號、二六頁、三五、六、二四日、大審）

七 約束手形の支拂義務及裏書人の償還義務は手形より生じたる債務なる點に於て民事訴訟法

第四十八條第三號に所謂同種類なる事實及法律上の原因に基く同種類の義務なりとす（一三七號、一〇頁、三六、三、三〇日、大阪控訴）

八 共同訴訟に於て訴訟人間の權利各自特立するに於ては其の共同原告中の一部の訴が裁判所管轄違にして棄却すべき場合と雖も之れが爲めに他の共同原告の訴を棄却すべきものにあらず（一五五號、一六頁、三五、六月、大審）

九 連帶債務者を共同被告としたる場合は權利關係が合一にのみ確定すべきものなり（一七五號、五頁、齋藤判事説）

一〇 冒認販賣に基ける所有權移轉登記の抹消請求を目的とする訴は必要的共同訴訟なり（二七八號、一四頁、三八、四、二一日、大審）

一一 詐欺の爲めに賣買登記を爲したるもの詐欺を原因として其賣買登記の取消並に其詐欺者間に於て虚偽の貸借關係を作りて爲したる假裝抵當權設定登記の取消を請求する場合は民事訴訟法第四十八條第二號に所謂同一なる事實上及び法律上の原因に基きたる請求にして其共同行為者を共同訴訟として請求することを得るものとす（一九三號、一一頁、三八、五、一九日、大審）

- 一二 不動産登記手続は登記権利者及び登記義務者の出頭を要するも此兩者を必要的共同訴訟として訴ふるを要せず(三一〇號、一九頁、三八、一〇、一一日、大審聯合)
- 一三 約束手形の振出人或は保證人として署名を爲したるものに對し手形債務の履行を求むる訴は民事訴訟法第四十八條第三に所謂事實上及び法律上の原因が其性質に於て同種類のものなりと謂はざるべからず(三三三號、七頁、三八、一二月、大阪控訴)
- 一四 同一の手形に關する振出行爲と保證行爲とは其性質上同一種類の行爲にして且其債務も共に同種類の債務に屬するものとす(三五七號、一九頁、三九、五、三日、大審)
- 一五 請求の目的が同一なるも其請求原因が各相異なる者を共同訴訟人として不當に訴へたるが如き場合に受訴裁判所が辯論の分離を命ぜず又訴訟印紙の不足ある場合に其追貼を命ぜずして直ちに訴の全部を却下したるときは重要な訴訟手續に違背したるものとす(三五六號、九頁、三九、三、二二日、東京控訴)
- 一六 單に金錢債權の確認を求むる請求は同一の公正證書に基く場合と雖も其權利關係は合一にのみ確定すべき性質のものにあらず(三六四號、一二頁、三九、六、八日、大審)
- 一七 必要的共同訴訟の場合に於て其中の一人が故障取下を爲すも他の者に對し故障を受理し

訴訟を進行したる以上は故障を取下げたる共同訴訟人の一人に對しても期日に呼出を爲し審理裁判を爲すべきものとす(三六七號、一〇頁、三九、六、五日、大阪控訴)

一八 執行參加に於て債務者を被告とする訴訟は必要的共同訴訟にあらず(四〇、一、一七日、東京控訴)

一九 共同訴訟人の一人が故障の申立を取下げたるときと雖も共同訴訟人に對し訴訟に係る權利關係が合一にのみ確定すべきものなるときは民事訴訟法第五十條の規定に従ひ審議裁判すべきものとす(三九、六、五日、大阪控訴)

第三節 第三者の訴訟參加

一 自己が不法占據者として訴へられたるときは縱令第三者の名に於て占有する場合と雖も民事訴訟法第六十二條第一項の抗辯を爲すを得ざるものとす(七八號、九頁、三五、二、二八日、東京地方)

二 主參加人は本訴訟原告の請求却下を求め若くは本訴訟被告をして原告の請求に應ぜしむるが如き判決を求め得べきものにあらず何んとなれば主參加人は本訴訟の當事者にあらざるを

以てなり(三五八號、一五頁、富山地方)

三 主たる訴訟當事者は缺席し従參加人のみ口頭辯論期日に出頭したる場合に於ては相手方の申立により缺席判決を爲すことを得ず(三九一號、二頁、池田辯護士説)

四 主參加の訴は本訴の當事者双方に對して之を提起することを必要とすれども本訴の當事者双方に對して同一の請求を爲すことを必要とせず故に一方に對しては給付の請求を爲し一方に就ては確認の請求を爲すことを得るものとす(四〇二號、六頁、三九、一〇月、長崎控訴)

五 參加人は主たる當事者を輔佐する爲に之に附隨する者なれば主たる當事者の爲め訴訟行爲を爲し得るに止まり主たる當事者を度外に措き自己の爲め訴訟行爲を爲すを得ざるを以て主たる當事者を度外に付し従參加人を訴訟の主たる當事者として提起したる控訴は従參加の性質に反し之を許すべからざる者とす(四一五號、九頁、四〇、二、一二日、長崎控訴)

六 民事訴訟法第五十四條第二項但書の規定は従參加人は主たる當事者に對し債權を有する爲め特に其利益を保護し例外として従參加人の陳述及び行爲を以て標準と爲すことを定めたるに過ぎざるものと解すべく同但書に於て従參加人の陳述及び行爲を以て標準と爲したるは従參加人が主たる當事者の爲めにせずして自己の爲めに訴訟行爲を爲すが故なりと爲すを得ず

(四一五號、九頁、四〇、二、一二日、長崎控訴)

七 主たる當事者が口頭辯論期日に出頭せざるも其従參加人が出頭して訴訟行爲を爲すときは相手方は缺席判決を求むることを得ず(四〇、二、二七日、東京控訴)

八 主たる當事者を度外に付し従參加人を訴訟の主たる當事者として提起したる控訴は従參加人の性質に反するを以て之を許すべからざるものとす(四〇、三、二二日、長崎控訴)

九 従參加人は其補助する訴訟當事者の陳述及び行爲と相牴觸せざる限りは其當事者の爲めに攻撃及び防禦の方法を施用し且總ての訴訟行爲殊に故障又は上訴を爲す權利を有すること民事訴訟法第五十四條の規定する所なり而して口頭辯論期日に従參加人のみ出頭し其補助する當事者が出頭せざるときは其當事者の出頭せざる一事を以て従參加人の行爲が當事者の意思に反する意思を表示したるものと看做すことを得ざるや論を俟たざれば相牴觸する行爲ありたるものと謂ふを得ず故に従參加人は口頭辯論期日に出頭したる以上は其補助する當事者が出頭せざるに拘らず其當事者の爲めに期日の遵守ありたるものと看做し攻撃及び防禦の方法を提出することを得るものにして其當事者に期日の懈怠ありたるものとして缺席判決を爲すことを得ざるものとす(四七一號、一〇頁、四〇、二、二二、二一日、大審)

第四節 訴訟代理人及び輔佐人

- 一 辯護士に對する故障申立委任は其訴訟事件に付民事訴訟法第六十五條第一項に規定する權限の訴訟委任と解釋するを相當とす（五七號、二五頁、三四、八、六日、大審）
- 二 町村長は訴狀の送達を受くるに付ては特別授權を要せず特別授權に欠缺ある町村長が第一審に於て敗訴の判決を受け其判決に對し控訴を爲すも其控訴は不適法として棄却すべきものにあらず（七四號、二五頁、三四、一一、二〇日、大審）
- 三 訴訟書類の送達を受くべき代理人の選定は民事訴訟法第六十三條以下の規定に従ふを要せず（七六號、二五頁、三四、一二、一六日、大審）
- 四 相殺は單純なる抗辯方法として提出することを得て訴訟代理人は特別の委任を俟たずして之を主張することを妨げず（七六號、二五頁、三四、一二、一四日、大審）
- 五 第一審に於て不足せる印紙を第二審に於て發見し加貼するには特別委任を要せざる事項なるを以て訴訟代理人が特に委任を受けずして爲すも有效なり（九〇號、五頁、大阪控訴）
- 六 民事訴訟法第六十九條の委任消滅通知の規定は全然訴訟代理の委任消滅にあらざる場合に

適用すべきものにあらず（九六號、二六頁、三五、六、八日、大審）

- 七 法令に依り其權限の定めある支配人の如きは民事訴訟法第六十三條に包含する者に非らず訴訟委任の如きは裁判上の行爲の一なるを以て支配人に於て之れを爲すことを得べきものとす（九七號、二六頁、三五、六、一二日、大審）

- 八 民事訴訟上に於ける國の代表指定なるものは官廳の長官が命令の規定に従ひ其單獨意思を以て所屬官吏に直接國を代表すべき資格を附與するものなれば契約に基く訴訟委任に關する民事訴訟法の法則を適用すべきものにあらず然れば或訴訟事件に付き國の代表者として審級の限定なく指定せられたるものは其訴訟の結局に至るまで其の代表權の存續すべきものとす（一四九號、一四頁、三六、六、二四日、東京控訴）

- 九 民事訴訟法第六十九條第一項には委任者の死亡訴訟能力若くは法律上代理の變更により訴訟委任消滅するは明かなるも委任消滅するや否やは實體法により之れを決せざるべからず而して民法第六百五十三條第百十一條には斯る規定なきを以て之れに關する民事訴訟法第六十九條第一項は改正民法により變更せられたるものと看做すを相當とす（一五八號、二五頁、野村調太郎氏説）

- 一〇 訴訟代理人は特別の委任を要するものを除く外訴訟委任を受けたる事件に関する一切の訴訟行為を爲す権限を有す故に法律行為の取消の意思表示は相手方の訴訟代理人に對しても有効なり(一一九號、一四頁、三五、一一、二五日、大審)(二七八號、一六頁、三八、三、七日、大審)(三四七號、一七頁、三九、三、六日、大審)
- 一一 代理委任の消滅は其消滅を通知するまで相手方に對して其效力なきのみならず裁判所も其通知書の提出あるまでは依然其訴訟手續を有効に進行することを得(一九六號、一三頁、三七、二、二四日、大審)
- 一二 民事訴訟法第六十五條によれば訴訟委任は同條第二項の事項を除きては訴訟に係る凡ての訴訟行為をなす權を授與するものなるが故に第二審事件に於ける訴訟委任は上告審の差戻に依り更らに判決以前の狀態に復したる訴訟行為に付ても亦當然其範圍内に屬するものとす(二八〇號、七頁、三八、四、二二日、東京控訴)(四一八號、七頁、大阪控訴院反對判決)
- 一三 訴訟代理人は民法上の法律行為として相殺の意思表示を爲すことを得ず(三一六號、二〇頁、三八年、東京控訴)
- 一四 法律上代理人が訴訟代理人に委任して訴訟行為を爲さしめたる場合に於ては其後に至り

法律上代理人の代理權が消滅したるときと雖も之れが爲めに訴訟代理人の委任が消滅したることを適法に通知せざる以上は訴訟手續の中斷を生ぜざるが故に訴訟代理人は尙ほ引續き有效に訴訟行為を爲し得るものとす(三二七號、一三頁、三八、一一、二九日、大審)

- 一五 下級審に於て適法の委任なき訴訟代理人の爲したる訴訟行為と雖も本人が上級審に於て之を追認したるときは當初に遡及して其效力を生ずべきものとす(三八七號)一六頁、三九、一〇、一六日、大審)

- 一六 上告審に於ける破毀差戻の判決後舊代理人に於て更に訴訟行為を爲すには新に委任狀の提出を要し其委任狀は記録添付の書面に依り證することを要するものとす(四一八號、七頁、四〇、二、二日、大阪控訴)

- 一七 支配人の代表權は會社の解散に因り消滅するものなれば訴訟手續進行中に於て會社が解散したるときは其解散と同時に支配人の訴訟上に於ける代理關係も又消滅す従つて此場合に於ては訴訟手續の中斷を來すものなり(四二二號、一二頁、四〇、四、九日、大審)

- 一八 民事訴訟法に於て取消し得べき訴訟行為なるものを認めざるを以て取消し得べき法律行為に關する民法の規定は之を訴訟行為に適用することを得ず故に其法定代理人の同意を得ず

して爲したる訴訟行爲は當然無効なり(四四七號、六頁、四〇、七、二日、長崎控訴)

第五節 訴訟費用

- 一 前審に於て提出し得べかりし證據方法を提出せず二審に於て新に提出したるが爲めに勝訴となりたるときは其裁判費用は勝訴者の負擔すべきものとす(三號、八頁、東京控訴)
- 二 訴訟費用の數額は單に訴訟記録のみに依りて算定し能はざる場合あり而して相手方は支拂ふ可き數額は抗告人に於て自ら要したるものにして之れを算定し得べければ相手方が任意辨濟を爲さんとし抗告人に其通知を求めたるは不必要の事なりと云ふを得ず(四八號、一二頁、東京控訴)
- 三 當事者の住所より裁判所に出頭の順路にあらざる土地にある辯護士に訴訟委任に行きたる旅費は訴訟上必要の費用と認むるを得ず但し順路にある辯護士又は裁判所々在地の辯護士に訴訟委任に要したる旅費は必要の費用と云はざるを得ず(五一號、五頁、三四年、東京控訴)
- 四 唯一回記録閱覽の爲めに要したる費用は訴訟に必要な範圍に屬するものなるを以て之れが爲めに要したる印紙代書類認料及び日當は訴訟に必要な費用と認むべきものとす(六八

號、六頁、三四、一一、三一日、東京控訴)

- 五 勝訴者に上訴費用の全部又は一部を負擔せしむると否とは専ら裁判所の意見にあり(八〇號、二六頁、三五、一、二五日、大審)

- 六 訴訟費用確定の手續に在りては其費用負擔の義務あるや否やに關し判斷するものにあらず唯だ其各費用は實際生じ且つ必要なりしやを調査するに止まれば其費用は、既に辨濟したりとするも其抗辯を理由とする異議は民事訴訟法第五百四十五條の範圍に屬すべきものなるを以て特に訴を提起して之を主張すべきものにして抗告により異議として主張すべきものにあらず(一〇一號、一〇頁、三五、六、二八日、東京控訴)

- 七 訴訟費用の如きは性質上分割することを得べきものなるを以て裁判所が單純に二人以上の當事者に訴訟費用の負擔を命じたるときは其當事者は之を平分して各自一部を負擔するを通過例とす(一一六號、二五頁、三五、一一、二一日、大審)

- 八 當事者の一方が任意に辯護士選定の爲めに要したる費用は訴訟費用として計算すべきものにあらず(一二二號、八頁、三五、一〇、三一日、大阪控訴)

- 九 訴訟費用は債權の行使に因りて生ずる費用なるを以て利息と均しく附従の債務に外ならず

従つて連帶債務に關し生じたる訴訟費用は其根本の債務と均しく債務者は連帶の義務あるものとす(一三〇號、二六頁、三六、二、一二日、大審)

一〇 假住所の届出は訴訟書類送達の便宜上之れを爲すものにして届出人は必ずしも現實に之に住居するの義務を負ふものにあらずと雖も民事訴訟法第八十四條末項の規定によれば訴訟費用確定の申請には各個費用額の疎明に必要な證書を添付すべきものなれば申請人が實際其本住所より裁判所に往復したることを疎明せざる限りは申請人は其届出てたる假住所に居住したるものと認め本住所より往復したるものに非すと認むべきを正當とす(一六六號、一五頁、三六、九、二八日、大審)(三三、六、一八日、大審)

一一 民事の訴を起し敗訴したるものは起すべからざる訴を起したる過失あるものにして法律は其制裁として訴訟費用の賠償を命ぜり而して其損害賠償の率は民事訴訟費用法に規定せるを以て訴の提起に關する過失を原因とする賠償の請求は費用法規定の範圍内たらざるべからず(二〇〇號、一四頁、三七、三、三日、大審)

一二 訴訟代理の委任を爲すと否とは訴訟當事者の自由行動にして訴訟上當然要求せらるる事項にあらざるを以て之れが爲めに要したる旅費は敗訴者をして負擔せしむべきものにあらず

故に旅行の目的が自身出廷に在りしとするも其旅行上爲したる行動が自身出廷を爲したるにあらずして單に訴訟代理の委任に爲したるに過ぎざるときは之れが爲めに要したる費用を敗訴者に負擔せしむることを得ざるものとす(二一二號、七頁、三七、四月、大阪控訴)

一三 主たる債務に付て連帶の義務ある共同訴訟人は訴訟費用に付ても連帶義務あるものとすべきは連帶債務の當然の效力なりとす(二八二號、一四頁、三八、五、一日、大審)

一四 訴訟人が裁判所所在地に住居する辯護士に訴訟代理の委任を爲し訴訟行為を爲さしめたる場合に於ては反證なき限りは依頼人各自が實際其代理人の住所に出頭し依頼したるものと認むるを相當とす従つて其之に要する旅費は必要なる訴訟費用として論定するを妥當とす(三〇五號、一一頁、三八、七、二〇日、東京控訴)

一五 訴訟事件依頼の爲めに辯護士所在地に出頭したる往復費用は権利伸張の爲めに必要なる費用なり(三二九號、二四頁、三八、一二、五日、大阪控訴)

一六 執行費用は法律上規定なきを以て其負擔者を決定するの必要なし(五四號、一八頁、三四年、甲府區)

第六節 保證

- 一 大不列顛國人は明治二十七年八月二十七日公布日英通商航海條約第一條第二項「司法取扱に關する各般の事項に關しては内外臣民の享有する總ての權利及特典を享有すべし」に依り内國人と同様訴訟費用に付き保證を立つる義務無きものとす（一一號、九頁、三三、一一、二二日、東京控訴）
- 二 假差押の消滅したる場合に於て假差押の爲めに立てしめたる保證の處分に關しては法律に何等の規定なしと雖も假差押裁判所は一々債權者の申請の趣旨に基き諸般の事情を斟酌し其意思に依つて下戻の當否を決定することを得るものなるが故に債務者に於て假差押の爲めに何等の損害なかりしことを認むるに足るべき場合に於ては差押裁判所は之を債權者に還付すべきを相當とす（二一三號、一四頁、仙臺地方）
- 三 保證物還付の申請に對し却下の決定を爲したる場合に於ては民事訴訟法第四百五十五條前段の規定に依りて抗告を爲し得べしと雖も保證物還付の決定に對しては抗告を許すべきものにあらず（四四九號、七頁、四〇、八、二二日、東京控訴）

第七節 訴訟上の救助

- 一 訴訟上救助の申請に添付すべき無資力の證明には民事訴訟法第九十三條第二項の各事由を開示して爲すべきものなれば單に申請人は無資力者に相違無き旨を記載したるのみにては適式の證明書と云ふを得ず（九四號、二七頁、三五、六、五日、大審）
- 二 裁判所が檢事の意見を聽かずして訴訟上の救助の付與に關する申請の決定を爲したる不法は未だ其決定を取消の理由とならざるなり（一六九號、一五頁、三六、九、一日、大審）

第三章 訴訟手續

第一節 口頭辯論及び準備書面

- 一 一定の申立不明瞭なる場合に於ては裁判所は民事訴訟法第一百十二條の規定に則り申立人をして其申立を釋明せしめ其主旨を明確ならしめたる上其申立に符合する判決を爲さざる可からず然るに其申立に符合せざる判決を爲したるときは訴訟手續に違背したるものとす（三二二號、八頁、東京控訴）

- 二 訴訟記録中口頭辯論調書の存せざるときは原裁判所が該事件に付き爲したる訴訟手續の全部は之れを適法のものとして認むるを得ず(三一號、八頁、三四、三、一八日、東京控訴)
- 三 債務者が請求の元利金に付き債務無しと争ふ場合は隨て其連帶辨償の請求を争ふものとする(三九號、一一頁、三四、五、二八日、大審)
- 四 民事訴訟法第二百二十九條第五號は判決に接着す可き口頭辯論迄の調書に記載すべき規定にして裁判言渡の場合には該規定中に包含せず(四一號、一一頁、三四年、大審)
- 五 争點事實が正しく同一なりと認むるを得べき場合には民事訴訟法第二百一一條に所謂權利の成立不成立に繋るときは云々とあるに該當するものとする(五二號、八頁、東京控訴)
- 六 辯論再開は裁判所の職權に專屬す故に再開申立は裁判所の參考に供するに止まり原決定如何に論無く原裁判所の決定に對しては抗告するを得ず(五六號、二六頁、三四、七、一〇日、大審)
- 七 判決の言渡は調書に記載すべき必要事項なるを以て調書に記載無き判決言渡は言渡の效力を生ぜざるものとする(七五號、九頁、三五、二、五日、東京控訴)
- 八 證人の訊問調書は之を關係人に讀み聞け又は閱覽せしめざるは違法たるを免れざるも當事者(七八號、二六頁、三五、一、二〇日、大審)

者が證人訊問に立會ひたるに拘はらず異議を述べざるときは其後に至り手續違背を理由として不服を唱ふるを得ず(七七號、二六頁、三五、一、二九日、大審)

- 九 判決の言渡を公行したることは調書に記載すべき必要事項にわたらず(七八號、二六頁、三五、一、二〇日、大審)
- 一〇 裁判言渡期日の調書に事件の呼上を爲したることを記載すべき規定無きを以て之が記載無きも上告の理由とならず(八三號、二五頁、三五、三、一九日、大審)
- 一一 訴訟が裁判を爲すに熟したるや否やを定むるは裁判所の見込に任ずべきものなるを以て辯論を再開するが如きは全く裁判官の職權にして訴訟當事者の權利に屬せず(八六號、二五頁、三五、四、一五日、大審)
- 一二 已に爲したる自白を取消すには取消を爲すに足るの事由を證明せざるべからず(八七號、八頁、三五、四、三〇日、東京地方)
- 一三 一定の申立は最も明確に之れを爲し且口頭を以て之を陳述すべきものたり従て其申立に證據圖面を援用したるを其儘判決に記載するが如きは判決自體に於て申立の範圍を知る能はざるものにして訴訟手續に違背したるものとする(九一號、四頁、三五、五、二二日、東京控訴)

- 一四 裁判長が不明瞭なる申立を釋明せしむべきに之を爲さしめず不明の儘裁判を爲したるは民事訴訟法第一百十二條の規定に違背したる不法あるものとす(九六號、九頁、三五、六、二三日、東京控訴)
- 一五 口頭辯論の爲め規定したる方式の遵守は調書を以てのみ之を證する事を得るものなるを以て訴訟記録が焼失したるときは公正の效力ある調書なきを以て先きに言渡したる判決は訴訟手續に付ての規定に違背したるものなり(一一一號、八頁、三五、一〇、一〇日、東京控訴)
- 一六 準備書面記載事項は法廷に於て之を陳述せざる間は本人は勿論訴訟代理人に於て自由に取消し又は變更することを得るものとす(一一三號、二六頁、三五、一〇、二三日、大審)
- 一七 判事の評議は口頭辯論の爲め規定したる方式に屬せず随つて法廷調書としては判事の評議事項を記載すべきものにあらず(一二〇號、二七頁、三五、一二月、大審)
- 一八 基本たる口頭辯論と裁判の言渡とは日時を異にするも其調書は各別に之を作成すべきものとの規定存せざるを以て唯一の調書を作成するも不法にあらず(一三三號、二六頁、三六、二、二七日、大審)
- 一九 前項の調書は其最尾に裁判長并に書記の署名捺印あれば足るものにして必ずしも其各記事の終尾毎に署名捺印を要するものにあらず(一三二號、二六頁、三六、二、一七日、大審)

- 二〇 陳述とは異議若くは論争の意義にして演述とは訴訟關係を口述する意なり(一三五號、一七頁、判事今村信行氏説)
- 二一 民事訴訟法第一百五條第六號に所謂署名なる文字の意義は記名の謂ひにして自署の謂ひにあらず(一六五號、一四頁、三六、九、一五日、大審)
- 二二 辯論調書の文字の挿入削除又は欄外記入に付ては一々之に認印するにあざれば其増減變換の効なきものと云ふを得ず何となれば無効なりとの規定なければなり(二八三號、一二頁、三八、四、二二日、大審)
- 二三 民事訴訟法第二百二條により訴訟を中止するには刑事の公訴の提起あるを要す單に告訴受理の證明ありたりとするも訴訟を中止すべきものにあらず何となれば同條に刑事訴訟手續の完結に至るまでとの規定は公訴の提起により刑事訴訟手續の始まるにあざれば其完結あるの謂れなしと解釋するを相當とすればなり(一八四號、二〇頁、三六、一二月、東京控訴)
- 二四 民事訴訟法第二百九條に列記せる事項は唯だ口頭辯論調書に掲ぐべきことを注意したるに止まるが故に之が記載漏あるも辯論の效力に影響を及さず(一八六號、一二頁、三六、一、

二七日、大審)

二五 民事訴訟法第二百二十二條に所謂罰すべき行為の嫌疑とは検事が起訴したる場合に發生すべきものと解釋するを至當とす故に検事が告訴狀を受理したるのみにては起訴と否とは未定に屬し従つて同條の訴訟手續中止の部に入るべきものにあらず(一九二號、八頁、三七、二、二三日、東京控訴)

二六 當事者が口頭辯論に於て主張したる事實及び争點等は必ず調書を以て之を證明せざるべからざるものにあらざるが故に調書に當事者の主張したる事實及び争點の記載なしと雖も判文に之れが摘示ある以上は實際に於て之れが主張ありたるものとせざるべからず(二五二號、一三頁、三七、一二、二二日、大審)

二七 閉ぢたる辯論を再開すると否とは一に裁判所の職權に屬すべき事項なるを以て裁判所は當事者が爲したる再開の申請に付き一々許否の決定を與へざるべからざるものにあらず(二七一號、一二頁、三八、二、二八日、大審)

二八 法廷調書に記載して明確にすべきものにあらざる事項に關しては其記載なきの故を以て直に其事項は法廷に提出せられざるものとするを得ざるのみならず之に關する判決ありたる

ときは當事者に於て之を提出したるを以て之に基き判決ありたるものと看做すべきものとす(二七九號、一二頁、三八、四、二七日、大審)

二九 一の訴訟が他の訴訟に依つて定まるべき權利關係の成立又は不成立に繋るときは裁判所は其訴訟の辯論を中止すべきは民事訴訟法第百廿一條の明文上疑ひなしと雖も兩訴訟間に斯る關係の存するや否やを判斷して辯論を中止すると否とを決定するは裁判所の自由なる判定權に屬すれば假令裁判所が辯論を中止すべき場合を中止すべきものに非ずと誤認して當事者の辯論中止の申請を却下したりとするも是唯不當の裁判たるに止まり裁判所の職權を超脱したるものにあらざれば此一事を以て訴訟手續に違背したるものと云ふを得ず(四四九號、六頁、大阪控訴)

三〇 檢證は當事者の申立ありと雖も之を爲さざることを得るものにして此の證據方法が當事者の爲め唯一の立證たると否とを問はざるものとす(四〇、二、二二日、大審)

第二節 送達

一 書類の送達ありたるときは之を受けたる者に於て其書類を裁判所に返還するも送達は爲め

に其效力を妨げらるゝ事無し（一九號、九頁、三四年、東京控訴）

二 假住所の主人に爲したる書類の送達は主人に送達を爲すことを得るの規定無きを以て違法のものとする従て書類送達の効無し（二四號、八頁、三四、二、一九日、大審）

三 送達吏の作成したる證明書に送達の場所及び方法の表示無きときは適式に送達せられたるものと云ふを得ず（三七號、一〇頁、東京地方）

四 執達吏は送達證書に署名すべきものなること明なれば其氏名を刻みたる版木を以て署名に代用するは違法なるを以て被送達者斯る違法の送達を受けたる際之を受取る事を拒み得べきものとす然るに之を拒まずして受領したる以上は後日に至り送達の手續に對し異議を主張することを得ざるものとす（四四號、二二頁、三四、六、二二日、大審）

五 送達は現實適法の人に對して行はるゝときは即ち效力を生ずるものなれば假令受取人が實名以外の名を以て之を受領したりとするも其效力に影響ある可きものにあらず（四八號、一二頁、三四年、東京控訴）

六 送達は執達吏若しくは郵便配達人の職權にして裁判所書記は此等の送達吏をして送達を爲さしむるの職權を有するものたることは民事訴訟法第三百三十六條の規定する處にして裁判所書

記と送達吏との間には敢て代理等の關係あることなく各自獨立の職權に依り其行爲を爲すものなり（五五號、二二頁、三四、九、二五日、東京地方）

七 送達を受くべき辯護士の出張所にある親族雇人にあらず又營業使用人筆生にも非らざるものに爲したる送達は適法の送達と云ふことを得ず（六三號、一九頁、三四年、東京地方）

八 送達證書に本人宅とある以上は市町村の明記無きも法律が送達したる場所の記載を必要とする目的に於て一も缺くる所無きを以て無効なりと云ふを得ず（六五號、二五頁、三四、二二、五日、大審）

九 送達は書類の交付を確的ならしむる方法たるに過ぎず去れば其送達の手續にして不適法の點ありとするも送達を受けたる者に於て異議無き以上は之を以て無効なりと云ふを得ず（八二號、二八頁、三五、二、二五日、大審刑）

一〇 判決送達の違法の如きは判決後に生じたるものなれば上告の理由とならざるものとす（九七號、七頁、三五、五、二八日、大阪控訴）

一一 假住所の戸主に爲したる送達は有效なり（五一號、九頁、東京控訴）

一二 送達證書には必ず其送達を爲したる送達吏に於て民事訴訟法第五十一條第一項に依り

自ら筆記したるものに非らざれば其送達は無効なり(三二二號、九頁、三四、四、五日、大審)

一三 送達が果して適法の場所又は適法の人に爲されたるや否やの問題は職權調査の事項に屬するものとす(一一二號、一六頁、三五、一〇、一四日、大審)

一四 假住所届出の効力は受訴裁判所が終局の裁判を爲し其裁判書を送達したるときは當然消滅す(一六六號、一五頁、三六、九、二八日、大審)

一五 未成年者は訴訟能力を有せざるを以て未成年の當事者に對する送達は民事訴訟法第三百十八條により其法律上代理人に之を爲すべきものにして之を未成年者たる當事者に爲すも固より其送達の効力を生ずるものにあらず(一七二號、一二頁、三六、一〇、一日、大審)

一六 假住所の主人に爲したる送達は別段委任なく又は民事訴訟法第四百十五條の送達によらざる場合にも有效なり(二一〇號、一八頁、三七、五、一三日、大審聯合)

編者曰右判決に於て前判例(三四、一二、一六日、大審)を翻せり

一七 控訴狀又は辯論期日の呼出狀の送達に關する規定は當事者に於て有効に拋棄し得べきものに屬するを以て一たび其不適法なることを責問せずして口頭辯論に移り判決を受けたるに於ては其權利を喪失するものとす(二六六號、一六頁、三八、二、九日、大審)

二八 答辯書其他の準備書面は口頭辯論準備の爲めに提出するものなるを以て之が送達を受けざりしとするも之れに對して異議の申立を爲すことなくして口頭辯論を経て判決を受けたる上は其送達なかりしを論争して上告の理由となすを得ず(二七八號、一六頁、三八、四、一二日、大審)

一九 訴訟關係人が裁判所所在地に住居せず又は事務所を有せざる場合に其所在地に假住所を選定したるときは裁判所が其選定者に對し書類の送達を爲す場合には假住所を以て送達の場所として此場所に於て送達を完了せしむる立法の精神なるべし故に其緊屬事件に付き假住所の主人等に爲したる書類の送達は適法のものとする(二八三號、五頁、三八、五、八日、東京控訴)

二〇 假住所は書類の送達を受くる行爲に付てのみ住所と看做さるるものにして書類の送達に關係なき訴訟行爲に付ては固より住所と看做すことを得ざるに因り毎に假住所に滞在せるものと推定することを得ず(三二三號、九頁、三八、一一、七日、大阪控訴)

二一 執達吏が相殺の通知書を被通知者たる相手方の同居寄宿所に本人不在中に持参し不在の爲め該通知書を村長に預け置き寄宿先の主人及び其隣家の者に本人歸宅の上書類を村長より

受取るべき旨申置きたるのみにては正當の送達手續を了したるものと云ふを得ざるを以て右の如き手續によりては相殺の通知を爲したるものと云ふを得ず(三三五號、九頁、三九、一、二二日、東京控訴)

二三 違法の送達と雖も受取人に於て之に對し異議を容れず任意に之を受取りたる場合には其送達手續は有效なり(三六三號、一六頁、三九、六、二五日、大審)

編者曰本案は數名の辯護士に對する呼出狀を連名にて一通の呼出狀を以てしたるものにして辯護士の共同事務所の事務員に送達したる場合なり

二三 共同事務所に在る事務員は其事務所に於ける辯護人全體の爲めに送達を受くべき代理人の地位に在るものとす(三六三號、一六頁、三九、六、二五日、大審)

二四 執達吏代理人が送達を執行する場合に於て其送達證書中に代理せられたる執達吏の氏名を揚げざるも其送達は不法にあらず(三六三號、一六頁、三九、六、二五日、大審)

二五 送達吏の署名を欠きたる送達證書は不適法のものなれば被送達者は其受領を拒み得るものと勿論なりと雖も異議を留めずして一旦之を受取りたる以上は後日に至り送達の手續に對し異議を主張することを得ざるものとす(四四七號、八頁、四〇、八、二〇日、大審)

第三節 期日及期間

一 訴訟代理人の差支に原因する期日の再度の變更は法律上相手方の承諾あるに非らざれば之を許さざるものにして裁判所に於て決定前相手方を審訊することを要するものにあらず(二〇號、七頁、三四、一、二二日、東京控訴)

二 法廷外に於て廷丁の爲す呼上の豫告の如きものは民事訴訟法第六十三條に所謂事件の呼上に非らず(二〇號、七頁、三四、一、二二日、東京控訴)

三 事件の呼上は法廷に於て裁判官書記列席の上之を爲すべきものとす故に假令開廷に際し廷丁をして訴訟人控所に至り之を呼込ましむるが如きは法式上呼上の效力無し(四二號、二〇頁、大審)

四 假住所の届出は送達に關する事項に付てのみ其效力を生ずるものにして法律上の期間の猶豫に關して住所たるの效力を有するものにあらず(七〇號、二五頁、三四、一二、一九日、大審)

五 呼出狀を發したる後其期日を變更するときは更に呼出狀を發せざるも其變更決定書の送達を以て足る(七六號、二五頁、三四、一二、一六日、大審)

- 六 法律上の休暇は常に一般の祝祭日なりと云ふを得ず又年末年始の休暇を祝祭日と認めたる法令及慣行無し(九三號、一一頁、三五、五、三〇日、大阪控訴)
- 七 一月二日は祝祭日にあらず(一二七號、一七頁、東京地方)
- 八 一月五日の新年宴會の當日は一般の祝祭日なり(一一三號、一七頁、大審)
- 九 一月二日は法律上の休暇なれども民事訴訟法第六十六條に所謂日曜日又は一般の祝祭日に非ざるを以て控訴期間に算入すべきものとす(四一八號、九頁、四〇、一、三一日、長崎控訴)
- 一〇 在廷したる當事者の一方に期日を定め出頭を命じたるときは在廷せざる一方の當事者に對しても效力を有す(四六四號、七頁、四〇、一、九日、大審)
- 一一 一旦期日の呼出を爲し之を變更するときは其變更の決定は送達を以て足り更に呼出狀を送達するを要せず(三四、一二、一六日、大審)
- 一二 假住所は書類送達に關してのみ住所と看做さるるものにして事件全體に住所と看做さるべきものにあらず故に法律上の期間の猶豫に關しては假住所の效力なきものとす(三五、二、二八日、大審)

第四節 懈怠の結果及原狀回復

- 一 郵便局が配達の手續を誤りたる爲めに不變期間を遵守することを得ざりし一事に依りて避く可からざる事變に因り不變期間を遵守するを得ざりしものと認むるを得ず(二八號、八頁、三四、三、七日、東京控訴)

第五節 訴訟手續の中斷及び中止

- 一 法定代理の代理權が消滅したるときは訴訟手續を中斷すべく殊に訴訟代理人を以て訴訟を爲し其代理の中にあるときは代理委任消滅の通知に依り訴訟手續を中斷すべきものにして是等通知及受繼に關しては其書面を裁判所に差出し之れが送達の手續を盡さざる可からず(三七號、二三頁、三四、五、八日、大審)
- 二 隠居に因り家督相續が開始したる時は死亡に依る場合と同じく訴訟手續の中斷の原因となるものとす(四五號、三頁、三四、六、一二日、大審)
- 三 當事者の變更は訴の變更の一にして法律に於て其承繼を認め又は其脱退を認むる明文ある

場合の外之を爲すことを得ず(六四號、二五頁、三四、一〇、九日、大審)

四 準備手續の期日に於て當事者双方が出頭せずして一ヶ年を経過するも民事訴訟法第八十八條第三項の規定の支配を受くるものにあらず(七五號、二五頁、三四、一二、二六日、大審)

五 民事訴訟法第七十八條は原告若くは被告死亡の場合に於ける規定なれば之を以て係争債權讓渡の場合に適用することを得ざるは勿論他に民事訴訟法中係争債權の讓受が讓渡人に代り當然訴訟手續を受繼し得べき規定なきを以て控訴人の訴訟手續受繼の申立は許す可からざるものとす(九五號、一八頁、大阪控訴)

六 訴訟の受繼は訴訟手續が中断又は中止せられたる場合に限られたることは民事訴訟法第七十八條乃至第八十七條の規定により明白にして其他の場合に受繼を認許すべきことは同法中一も規定の存するものなし故に債權讓渡の場合に固より訴訟手續の中断又は中止を來すべきものにあざれば債權讓受人が其訴訟を受繼せんとするは不合法なり(一六〇號、一一頁、大阪控訴)

七 訴訟の受繼者及其相手方に於て連署を以て受繼の事實を受訴裁判所に届出でたる場合に於ては裁判所は更に民事訴訟法第八十七條の手續を踐行するの責あるものにあらず(三六、一

一、二二日、大審)

八 隠居は死亡に準すべきものにして訴訟手續の中断の原因となるものとす(二一六號、二二頁、三七、六、一五日、東京控訴)(二六三號、四頁、三八、二、一三日、大審聯合により變更)

九 民事訴訟法第八十四條に所謂戰時兵役に服するとは廣く戰時に於て兵役に服する場合を指稱するものにして必ずしも現に出征して戰争に従事し又は受訴裁判所と交通の絶へたる地に在ることを要するものにあらず(二五七號、一一頁、三七、一二、一〇日、大審)

編者曰く右は臨時召集に應じて補充大隊に入營するも未だ出征せざる者に對し中止を命じたる案件なり

一〇 隠居に因る家督相續の場合に前戸主の債權者は其前戸主に對して辨濟の請求を爲すことを得との民法第九百八十九條の規定あるを以て隠居が訴訟手續中断の原因とならず(二六三號、一四頁、三八、二、一三日、大審)(三九八號、八頁、三九、九、二九日、長崎控訴)

一一 民事訴訟法第八十四條の訴訟手續の中止を命ずる場合は訴訟當事者が必ずしも兵役義務に基き職務に服することを必要とするものにあらず縱令現役豫備後備又は補充兵役に關係なく全く自己の志願に依り職務に服する者に在りても等しく該條を適用せらるべきものとす

(二五五號、八頁、三七、一二、八日、大審)

一二 民事訴訟法第八十八條第三項の規定は訴訟の終結を速かならしめ以て其滯滞を避けんとする目的に外ならざれば本訴又は反訴と明記しあるも本訴又は反訴と等しく其取下により訴訟を終結する訴訟手續は總て之を適用すべきものとす故に缺席判決に對する故障の如く其取下により其の訴訟を終結する訴訟手續にも亦適用せらるべし(三〇二號、八頁、三八年、大阪控訴)

一三 訴訟代理人を以て訴訟を爲す場合に於て原告若くは被告の死亡したる時は相手方に對し委任消滅の通知を爲さざる限りは訴訟手續の中断を生ぜずと雖も第一審判決送達以後に在りては訴訟委任の消滅と同時に訴訟手續の中断あるべきを以て死亡したる原告若くは被告の相手方に於て控訴を提起するには之と同時に訴訟手續の受繼を爲さざるべからざるものとす(三三六號、九頁、三八、一二、二六日、東京控訴)

一四 訴訟手續の受繼を言渡すべき判決は其中断ありたる訴訟の繫屬する裁判所に於て爲すべきものにして未だ控訴の繫屬せざる控訴裁判所に向つて爲したる訴訟手續受繼の申立は不適法なりとす(三六五號、九頁、三九、六、二三日、東京控訴)(四〇二號、九頁、三九、一二、二二日、京控訴)

大審反對

一五 原告若くは被告の死亡に因る訴訟手續の中断は受訴裁判所に書面を提出して其通知を爲さざるも死亡の當時より中断するものとす(三六六號、一八頁、賤乃家判事大審批評)(三七號、一一頁、大審反對)

一六 判決送達後に訴訟手續中断せられたるときは受繼の書面は上訴を受くべき裁判所に爲さざるべからず(四〇二號、九頁、三九、一二、二七日、大審)(四三四號、七頁、四〇、五、三一日、東京控訴)

一七 訴訟當事者の法律上代理人にして判決送達後其代理權消滅せば訴訟手續中断せらるるを以て其中断後新法律上代理人に於て訴訟行為を繼續せんとせば相手方に對して其新法律上代理人任設の通知を爲し又は相手方より訴訟手續々行の通知あるを要す(四七二號、四頁、四〇、一一、七日、長崎控訴)

一八 必要的共同訴訟人の一部に對して中断原因存するときはその訴訟手續全體の中断を來すものとす(四七二號、四頁、四〇、一一、七日、長崎控訴)

一九 民事訴訟法第七十八條の規定は會社の解散したる場合其他隱居又は入夫婚姻に因りて

戸主権の喪失したるが如き場合を包含せず(四〇、一一、三〇日、長崎控訴)

二〇 訴訟手續中斷の效力は其原因を生じたる人に對してのみ生ずべきものなれども權利關係が合一にのみ確定すべき共同訴訟事件に在りては其判決は各訴訟人に對し個々別々に確定すべきものにあらざれば共同訴訟人中の一名に中斷の原因を生じたるときは其訴訟事件全體に付き訴訟手續を中斷するものとす(四四四號、七頁、東京控訴)

二一 訴訟行爲を爲し居りたる法定代理人の代理權が消滅し新法定代理人に於て繼續して訴訟行爲を爲さんとする場合には新法定代理人は先づ訴訟手續の受繼を爲さるべからず隨つて受繼を爲さずして遂行したる訴訟行爲は無効なりとす(四四九號、六頁、宮城控訴)

二二 民事訴訟法第八十八條第三項の規定は準備手續の期日に付ては適用するを得ず(三四、一一、二六日、大審)

二三 法律上代理人が訴訟代理人に委任して訴訟行爲を爲さしめたる場合に於ては其後に至り法律上代理人の代理權が消滅したるときと雖も之が爲め訴訟代理人の委任が消滅したること適法に通知せざる以上は訴訟手續の中斷を生ぜず(三二七號、一三頁、三八、一一、二九日、大審)

二四 支配人の代表權は會社の解散に因り消滅するものなれば訴訟手續進行中に於て會社が解散したるときは其解散と同時に支配人の訴訟上に於ける代理權も亦消滅す従つて此場合に於ては訴訟手續の中斷を來すものなり(四二二號、一二頁、四〇、四、九日、大審)

二五 訴訟中斷に關する規定は督促手續にも準用せらるべきものとす(四〇、一〇、五日、東京控訴)

第二編 第一審の訴訟手續

第一章 地方裁判所の訴訟手續

第一節 判決前の訴訟手續

一 地上權設定の登記を爲す可しとの一定の申立を登記手續を爲す可しと改めたるは申立の更正を爲したるものにして訴の變更にあらず(一號、七頁、東京地方)(五號、七頁、東京地方)(三九號、一三頁、東京控訴反對)

二 離婚ありたる事實を確認せしむるに非らずして夫婦關係の消滅を確認せしめんとする訴は

人事訴訟手續法の所謂婚姻事件にあらざるを以て民事訴訟として訴ふるも不適法にあらざる(三號、九頁、東京控訴)

三 民事訴訟法第九十六條第二項に於ける訴の申立の擴張又は減縮を許す規定は曩きに權利拘束の生じたる際其擴張又は減縮を受く可き本案又は附帶の請求申立ありたる場合に限るものとす(四號、一〇頁、東京控訴)

四 訴狀中一定の申立に於て「中略」假登記を抹消すとあるを後ち假登記抹消の手續を爲す可しと改めたりとするも前後相異なる訴なりと云ふを得ず(五號、七頁、東京地方)

五 請求の變更は法律上許さざるものとす(五號、七頁、東京地方)

六 娼妓廢業届に貸席主の連署捺印を求むるが如きは私人間に於ける債務の履行を求むるに外ならざれば其權利關係は司法裁判所の管轄に屬するものとす(六號、七頁、名古屋控訴)

七 當事者に於て豫め契約を以て仲裁々判を受くることを定めたる場合に於て直ちに司法裁判所に訴を提起したるときは相手方は之に對し民事訴訟法第二百六條第二項第一號に所謂無訴權の抗辯を爲すことを得るものとす(二三號、二頁、三三、一一月、大審)

八 強制執行に付異議の申立を爲すには債權者を相手方として申立つべきものにして執達吏を

相手方と爲すべきものにあらざる(一一號、九頁、三三、一一、一五日、東京區)

九 辯護士が他人の依頼を受け支拂命令を申請し其結果遂に其債權を取立てたりとするも斯る場合には其債權額に對する一割の謝金請求は不當なりとす(一三號、六頁、三三、一一、二〇日、宮城控訴)

二〇 訴狀中一定の目的物と一定の申立とは必ず區別して記載すべきものとす(一九號、九頁、三四、一、一七日、東京地方)

二一 一私人に對し裁判所の爲したる不動産競賣開始決定を取消さしむべきことは元來不能の行爲を強ゆるものなるを以て斯る請求は許すべきものに非らず(二七號、一〇頁、東京控訴)

二二 訴狀の送達無くして爲したる訴訟手續は不適法なりとす(三五號、六頁、三四、四、二二日、東京地方)

二三 契約當事者間の法律行爲が消費貸借なるや否やは當事者の意思に依りて定まるものにして其意思如何は裁判所之を認定すべきものなり(三五號、一〇頁、大審)

二四 法律上制限無き場合に於ては證人の資格如何に拘はらず等しく其内容に亘り證據調の結果を斟酌し自由なる心證を以て其證言したる事實を判斷すべきものとす(三六號、九頁、大審)